

平成28年度第1回歯科口腔保健審議会

次 第

日時 平成28年8月25日(木)
10時00分から11時30分
場所 さいたま市保健所 第1研修室

1 開 会

2 議 事

(1) さいたま市歯科口腔保健推進計画の進行管理について

- ・ さいたま市の歯科口腔保健事業の実施状況 資料1
- ・ さいたま市の歯科口腔保健事業の実施状況(関係団体) 資料2
- ・ 数値目標の推移 資料3

(2) 障害者(児)、要介護高齢者に対する歯科口腔保健について

- ・ 障害者(児)施設における歯科口腔保健状況アンケート調査結果について 資料4
- ・ 高齢者施設における歯科口腔保健状況アンケート調査結果について 資料5
- ・ 平成28年度歯科口腔保健審議会作業部会 資料6
- ・ 作業部会から提案された取組について(案) 資料7

3 そ の 他

4 閉 会

歯科口腔保健審議会委員名簿

平成28年8月3日現在

No.	所 属	氏 名	備考
1	さいたま市歯科医師会 会長	わたなべ ゆたか 渡辺 裕	会長
2	一般社団法人 浦和歯科医師会 会長	くわばら さかえ 桑原 栄	職務代理
3	一般社団法人 大宮歯科医師会 会長	くりはら たかゆき 栗原 孝幸	
4	一般社団法人 与野歯科医師会 会長	つのだ ひでゆき 角田 英之	
5	さいたま市4医師会連絡協議会 一般社団法人 さいたま市与野医師会 会長	しぶや じゅんいち 澁谷 純一	
6	一般社団法人 大宮医師会 理事 (大宮地域産業保健センター地域運営主幹)	たけいし ようこ 武石 容子	
7	一般社団法人 さいたま市薬剤師会 理事	こばやし けんじゅ 小林 憲樹	
8	公益社団法人 埼玉県歯科衛生士会 会長	おおくぼ きえこ 大久保 喜恵子	
9	明海大学 学長	やすい としかず 安井 利一	
10	埼玉県立大学 副学長	かやば かずのり 萱場 一則	
11	社会福祉法人 さいたま市社会福祉事業団 参事兼統括施設長	ふなと ひとし 船戸 均	
12	社会福祉法人 さいたま市社会福祉協議会 地域福祉課長兼ボランティアセンター長	のぎき なおこ 野崎 直子	
13	市民公募委員	きむら しげこ 木村 重子	
14	市民公募委員	しぶや ひろみ 渋谷 弘美	
15	さいたま市保健所長	にしだ みちひろ 西田 道弘	

(任期:平成27年7月1日～平成29年6月30日)

○さいたま市歯科口腔保健の推進に関する条例

平成24年12月27日

条例第93号

人にとって、歯と口腔は、食事や会話など生きていく上で基本的かつ重要な機能を担っており、歯と口腔の健康づくりは、適切な食習慣を確立し、いくつになっても元気に食べ、会話をすることができるような環境を整えることによって、生活習慣病の予防とともに、心身ともに健やかで豊かな生活につなげることができます。

歯科口腔保健は、妊娠期にある女性とその家族の理解と関心を深めることに始まり、乳幼児期から学齢期、成人期を経て高齢期に至るまでの、それぞれの時期における特性や健康状態等に応じた適切かつ継続的な施策の実施が必要となります。

市民一人ひとりが、家庭、学校、職場及び地域において歯科口腔保健に取り組むとともに、社会全体として歯科口腔保健を総合的かつ計画的に推進し、生涯にわたって明るく健康に暮らせる社会を実現するため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）第2条に規定する基本理念にのっとり、市が推進する歯科口腔保健に関し、基本理念を定め、市、歯科医療等業務従事者等、保健等業務従事者等、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、歯科口腔保健を推進するための施策の基本的な事項を定めること等により、歯科口腔保健に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の生涯にわたる健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 歯科口腔保健 歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持をいう。
- (2) 歯科医療等業務 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は歯科保健指導に係る業務をいう。
- (3) 歯科医療等業務従事者等 歯科医療等業務に従事する者及びこれらの者で組織する団体をいう。
- (4) 保健等業務従事者等 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の歯科医療等業務に関連する分野に係る業務に従事する者及びこれらの者で組織する団体をいう。
- (5) 事業者 労働者を使用して市内で事業を行う者をいう。

(6) 8020運動 80歳になっても自分の歯を20本以上保つことを目標とした歯科保健活動の推進のための取組をいう。

(基本理念)

第3条 歯科口腔保健の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。

- (1) 市民が、生涯にわたって日常生活において、歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。
- (2) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること。
- (3) 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連分野における施策との連携を図り、その関係者の協力を得て、総合的かつ計画的に歯科口腔保健を推進すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、国及び埼玉県との連携を図りつつ、歯科口腔保健の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、歯科口腔保健の推進に当たっては、歯科医療等業務従事者等及び保健等業務従事者等との連携及び協力に努めるものとする。
- 3 市は、事業者その他の者が行う歯科口腔保健に関する取組の効果的な推進を図るため、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(歯科医療等業務従事者等及び保健等業務従事者等の責務)

第5条 歯科医療等業務従事者等は、歯科口腔保健（歯の機能の回復によるものを含む。）に資するよう、保健等業務従事者等との緊密な連携を図り、適切にその業務を行うとともに、市が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 保健等業務従事者等は、市が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条第3項に定めるもののほか、その使用する労働者の歯科口腔保健の推進を図るため、その使用する労働者が定期的に歯科に係る検診（健康診査及び健康診断を含む。次条において同じ。）を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることができるよう職場環境の整備その他の必要な配慮をするよう努めるものとする。

(市民の責務)

第7条 市民は、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活におい

て自ら歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、定期的に歯科に係る検診（以下「歯科検診」という。）を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることにより、歯科口腔保健に努めるものとする。

（施策の基本的な事項等）

第8条 市は、歯科口腔保健を推進するため、次に掲げる事項を基本とする施策を策定し、及び実施するものとする。

- (1) 市民が、歯科口腔保健に関する正しい知識を持つとともに、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うことを促進するため、歯科口腔保健に関する知識の習得及び歯科疾患の予防に向けた取組に関する普及啓発、歯科口腔保健に関する市民の意欲を高めるための運動の促進その他の必要な事項
- (2) 市民が定期的に歯科検診を受けること及び必要に応じて歯科保健指導を受けること（以下この条において「定期的に歯科検診を受けること等」という。）を促進するため、定期的に歯科検診を受けること等の勧奨その他の必要な事項
- (3) 乳幼児期における歯科疾患の早期発見及び早期治療並びに食育により培う健康な生活習慣の確立を図るために必要な事項
- (4) 学齢期における歯科疾患の予防及び早期発見並びに食育により培う健康な生活習慣の確立を図るとともに、自らの健康状態の自覚を促すために必要な事項
- (5) 妊娠中における歯科疾患の予防及び早期発見その他の母体の健康の保持及び胎児の健全な発育を図るために必要な事項
- (6) 高齢期における口腔機能の低下による誤嚥性肺炎、窒息事故等を防止するため、保健、医療及び社会福祉の関係者との連携による口腔機能の維持及び向上のために必要な事項
- (7) 障害者、介護を必要とする高齢者その他の者であって定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることが困難なものが、定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることができるようにするために必要な事項
- (8) う蝕^{しよく}予防のためのフッ化物の応用を含めた科学的根拠に基づく総合的な歯科口腔保健の推進及び個人間におけるう蝕^う罹患の格差の是正を図るために必要な事項
- (9) 主治の歯科医師等の機能を活用することにより、う蝕、歯周疾患、外傷その他の事由による歯の喪失を防止し、生涯にわたって口腔機能を維持するために必要な事項
- (10) 歯科口腔保健を通じた児童虐待の早期発見に寄与するために必要な事項
- (11) 歯科口腔保健の観点からの食育並びに糖尿病、循環器疾患その他の生活習慣病対策

及び喫煙による影響対策の推進に必要な事項

(12) 8020運動や歯と口の健康週間等を活用した、生涯にわたる歯科口腔保健についての関心と理解を深めるために必要な事項

(13) 市民に対する歯科口腔保健に関する相談業務等の実施並びに歯科医療等業務従事者等及び保健等業務従事者等に対する情報の提供、研修の実施その他の支援を行う口腔保健支援センター整備の検討その他の歯科口腔保健に関する施策の推進を図るための体制の整備に関し必要な事項

(14) 災害時における口腔内の衛生確保のための歯科検診、歯科保健指導等の応急的な措置の実施に関し必要な事項

(15) 前各号に掲げるもののほか、歯科口腔保健を推進するために必要と認める事項

2 市長は、前項各号に掲げる事項を基本とする施策の策定に当たっては、市民、歯科医療等業務従事者等及び保健等業務従事者等の意見を聴くために必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置等)

第9条 市は、歯科口腔保健に関する施策を推進するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(歯科口腔保健審議会)

第10条 市長の諮問に応じ、歯科口腔保健の推進に関し調査審議するため、歯科口腔保健審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 歯科医療等業務従事者等
- (3) 保健等業務従事者等
- (4) 公募により募集した市民
- (5) 市職員

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 第2項の委員のほか、特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

6 臨時委員は、調査審議事項について、その都度必要と認められる者のうちから、市長が

委嘱し、又は任命する。

- 7 臨時委員の任期は、第3項の規定にかかわらず、当該特別の事項の調査審議が終了するまでとする。
- 8 審議会は、第1項に定めるもののほか、歯科口腔保健の推進に関し必要と認める重要な事項について、市長に建議することができる。
- 9 審議会の庶務は、保健福祉局において処理する。
- 10 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

○さいたま市歯科口腔保健審議会規則

平成25年3月11日

規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、さいたま市歯科口腔保健の推進に関する条例（平成24年さいたま市条例第93号）第10条第10項の規定に基づき、歯科口腔保健審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員（臨時委員を置く調査審議事項を審議する会議にあつては、当該臨時委員を含む。次項において同じ。）の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第4条 審議会は、必要があると認めるときは、関係のある者に対し、出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

さいたま市の歯科口腔保健事業の実施状況

資料1

目 標 : 生涯を通じて自分の歯で食べること

ライフ ステージ	ねらい	具体的施策	実施状況	指標	24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度実績	28年度予定	担当課	条例 第8条	
妊娠 期 (胎児 期)	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠中の口腔内環境の変化への対応 ・口腔衛生に関する知識の普及啓発 ・丈夫な歯を作るための食生活 	①出産前教室における妊婦歯科健康診査の実施及びブラッシング指導の充実	出産前教室時、歯科医師による歯科健康診査及び歯科衛生士によるブラッシング実習の実施 回数・定員は、各区の実情に応じ設定	回数 受講者数(実数)	74回 1,352人	71回 1,223人	72回 959人	65回 984人	67回 1,674人	地域保健支援課	(2)(5)	
	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠中の口腔衛生状態の悪化を予防するとともに、児の健全な歯の形成を促進する。 	<p>《課題》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出産前教室の受講状況は区によって異なり、予定者数に達しない区もある。このため、妊婦の歯科健康診査も予定数に達していない状況である。 <p>《対応》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出産前教室のPRの強化及び見直しをするとともに、ブラッシング指導における指導内容の充実を図った。 ・出産前教室以外の場においても、妊婦に対し、口腔疾患の予防に対する意識と、それを実践する技術が向上するよう啓発する。 								地域保健支援課		
乳幼 児 期	<ul style="list-style-type: none"> ・むし歯の予防(乳歯、永久歯) ・間食等に対する食生活指導 ・口腔機能の発達指導 ・歯口清掃の動機づけと確認 	②乳歯萌出前からのむし歯予防の充実 ※萌出:ほうしゅつ(歯が生えること)	21年度より、新生児・ハローエンゼル訪問時と10か月健診票送付の際に、むし歯予防のリーフレット配布	配布数	訪問時配布数 10,204件 (新生児訪問 5,259件 ハローエンゼル訪問 4,945件)	訪問時配布数 9,134件 (新生児訪問 4,518件 ハローエンゼル訪問 4,616件)	訪問時配布数 9,987件 (新生児訪問 5,606件 ハローエンゼル訪問 4,381件)	訪問時配布数 10,531件 (新生児訪問 6,006件 ハローエンゼル訪問 4,397件)		実施	子育て支援政策課 地域保健支援課	(5)
	永久歯への正常な交換を促し、きれいな歯並びの形成につながるよう乳歯を健全な状態に保つとともに、健全な顎口腔機能の発育を促す。	③1歳6か月児歯科健康診査の充実	指定歯科医療機関で個別受診	対象者数 受診者数 受診率	11,350人 8,377人 73.8%	11,050人 8,284人 75.0%	11,289人 8,543人 75.7%	11,005人 8,758人 79.6%		実施	地域保健支援課	(2)
		④フッ化物塗布	18年度より、希望者に対し指定歯科医療機関にてフッ化物塗布を実施 1回目:1歳6か月児歯科健康診査受診時 2回目:2歳6か月未満の児 (1回目塗布後、6か月以内が目安)	フッ化物塗布者数 (1回目・2回目合計)	11,896人	11,714人	12,057人	12,437人		実施	地域保健支援課	(8)
				フッ化物塗布実施率 (1回目のみを計上)	95.0%	96.3%	95.6%	95.9%		実施		
		⑤3歳児歯科健康診査の充実	指定歯科医療機関で個別受診	対象者数 受診者数 受診率	11,396人 8,242人 72.3%	11,411人 8,601人 75.4%	11,154人 8,525人 76.4%	11,192人 8,523人 76.2%		実施	地域保健支援課	(2)
	⑥幼児歯科健康診査事後指導の充実	1歳6か月児・3歳児歯科健康診査受診者のうち、むし歯のある児およびむし歯になりやすい生活習慣の児に対し、電話や手紙、来所相談にてフォローを実施	フォロー者数	1歳6か月児 821人 3歳児 1,514人	1歳6か月児 987人 3歳児 1,390人	1歳6か月児 1,033人 3歳児 1,341人	1歳6か月児 764人 3歳児 1,141人		2,150人	地域保健支援課	(3)	

ライフ ステージ	ねらい	具体的施策	実施状況	指標	24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度実績	28年度予定	担当課	条例 第8条	
乳 幼 児 期 (続 き)	・むし歯の予防(乳歯、永久歯)	⑦むし歯予防教室の充実 【保健センターで実施の教室】	1歳から1歳5か月児とその保護者に対し、歯科衛生士がむし歯予防の講話と実習を実施	回数 (参加組数)	232回 (2,110組)	226回 (2,045組)	218回 (2,066組)	211回 (1,995組)	198回 (2,356組)	地域保健支 援課	(3)	
	・間食等に対する食生活指導	⑧むし歯予防教室(市立保育園)の 充実	22年度より対象年齢を広げ、市立保育園に おいて、園児とその保護者、保育士等に、歯 科保健指導を各区の実情に応じ実施	回数 (参加者数)	140回 (5,114人)	139回 (5,336人)	144回 (5,323人)	131回 (5,213人)	102回	地域保健支 援課	(3)	
	・口腔機能の発達指導											
	・歯口清掃の動機づけと確認	永久歯への正常な交換を促し、きれいな歯 並びの形成につながるよう乳歯を健全な状 態に保つとともに、健全な顎口腔機能の発 育を促す。	⑨地区むし歯予防教室の実施	児童センター・公民館・幼稚園等、各施設へ 職員(歯科衛生士)を派遣	回数	92回	115回	117回	104回	実施	地域保健支 援課	
			⑩乳幼児施設従事者歯科講習会 の充実 (保育園等職員歯科研修会)	保育園・幼稚園等職員を対象に歯科に関す る講義と実習を実施	回数 受講者数	3回 110人 (市立保育園65園、私 立保育園31園、児童相 談所1施設、幼稚園6 園)	3回 106人 (市立保育園62園、私 立保育園32園、児童相 談所1施設、幼稚園7 園)	3回 86人 (市立保育園61園、私 立保育園19園、児童相 談所1施設、幼稚園3 園)	3回 98人 (市立保育園66園、私 立保育園28園、児童相 談所1施設、幼稚園2 園)	2回 96人 (市立保育園57園、私 立保育園30園、幼稚園 6園、認定こども園1園)	地域保健支 援課	(13)
			⑪育児相談(乳児期・幼児期)の充 実	身体計測とともに育児、栄養、歯科等に関す る相談指導を実施	相談者数	2,040人	1,805人	1,623人	1,433人	実施	地域保健支 援課	(3)
		⑫離乳食教室の充実	4～5か月の乳児を持つ保護者に対し、管理 栄養士と歯科衛生士が栄養、歯科に関する 講義を実施	回数 受講者数 (母親の 参加者数)	132回 2,816人	132回 2,952人	132回 3,008人	132回 3,107人	132回 3,408人	地域保健支 援課	(3)	
	⑬健康相談・電話相談	各区保健センターで個別歯科相談・電話相 談を実施	相談者数	所内相談 1,225人 (妊婦48人・産婦3人・そ の他18人の相談を含 む) 電話相談 227人 (学童14人・その他10人 の相談を含む)	所内相談 1,297人 (妊婦32人の相談を含 む) 電話相談 220人 (妊婦1人・産婦1人・学 童18人の相談を含む)	所内相談 1,445人 (妊婦20人・産婦2人・そ の他41人の相談を含 む) 電話相談 142人 (産婦1人・学童5人・そ の他3人の相談を含む)	所内相談 1,371人 (妊婦17人・産婦9人・そ の他25人の相談を含 む) 電話相談 198人 (妊婦1人・産婦1人・学 童31人・その他15人の 相談を含む)	実施	地域保健支 援課	(1)		
<p>《課題》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼児歯科健康診査の対象児の状況を把握し、適切な保健指導につなげるため、受診率を向上させる必要がある。 ・フッ化物塗布は2回塗布することでむし歯予防効果が得られるため、フッ化物塗布率をさらに向上させる必要がある。 ・むし歯予防の意識の低い市民に教室参加をしてもらうような工夫が必要である。 <p>《対応》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼児歯科健康診査の周知を図るため、11か月～3歳11か月の転入者への予防接種書類及び乳幼児健康診査書類の送付時に幼児歯科健診の受診を促すチラシを同封するなど積極的にPRを実施した。また、3歳児歯科健康診査の受診可能期間中に、未受診者へ受診勧奨を行った。 ・幼児歯科健康診査未受診者について、保護者から連絡があった場合、未受診理由等について情報収集を行った。 ・フッ化物塗布(2回目)の受診率向上のため、1歳6か月児歯科健康診査でのフッ化物塗布受診時に2回目の予約案内用紙を渡した。 ・地区むし歯予防教室等を活用し低年齢からのむし歯予防の必要性を啓発した。 ・むし歯予防の意識を高めてもらうため、出産前教室、離乳食教室、育児相談等でむし歯予防教室への参加を促している。 										地域保健支 援課		

ライフ ステージ	ねらい	具体的施策	実施状況	指標	24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度実績	28年度予定	担当課	条例 第8条		
学 齢 期	・むし歯の予防とブラッシングの習慣化 ・歯周疾患の予防 ・セルフケアの動機づけ 生涯にわたる歯の健康づくりの基礎をなす重要な時期であり、自分自身でむし歯や歯周疾患予防等の歯の健康管理を行う能力(習慣化行動)が身につくよう支援する。	⑭歯科健康診断の継続	小中学校においては年2回歯科健康診断を実施 高等学校においては、年1回歯科健康診断を実施	実施	継続	継続	継続	継続	継続	健康教育課	(2)		
		⑮8020歯の健康教室の継続	市立小学校の1～3年生とその保護者を対象として、歯科医師や歯科衛生士が学校を訪問し歯と口腔の健康づくりに関する指導を実施	実施校	35校	34校	34校	35校	34校	健康教育課	(4)		
				人数	11,266人	13,766人	14,004人	11,721人	13,800人				
		⑯歯科巡回指導の継続	市立小学校の4～6年生を対象として、健康教育課歯科衛生士と埼玉県歯科衛生士会の歯科衛生士が各校3年間に1回の割合で巡回訪問し、歯みがき指導等を実施	実施校	34校	34校	35校	34校	34校	健康教育課	(4)		
				人数	4,019人	4,011人	3,364人	3,862人	4,000人				
		⑰中学校歯の健康指導	希望のあった市立中学校に、歯科衛生士等が訪問し、歯科保健指導を実施	実施校			4校	7校	5校	健康教育課	(4)		
				人数			354人	1,054人	500人				
		⑱学校歯科保健コンクールの継続	埼玉県学校歯科保健コンクールの地区審査として継続 中央審査において多数の表彰校を輩出	表彰校(県)	34校	35校	36校	36校	36校	健康教育課	(4)		
		<<課題>> ・学校の歯科保健上の課題にあわせ、学校や歯科衛生士との連携を強化しながら、指導内容や実施形態の工夫・改善を行う必要がある。 ・中学校においては歯周病予防を中心とした歯科指導の取組を充実させ、高校においては歯科保健の情報提供を行う必要がある。 ・食育と連携した歯科保健事業を拡大する必要がある。 ・新規で指導を希望する中学校が少ないため、文書通知だけでなく、研修会等で周知し、指導形態や指導内容を各学校の実情にあわせて柔軟に対応していく必要がある。										健康教育課	
		<<対応>> ・複数学年が合同で指導を受ける実施形態を、希望した学校に対して、学年を分けた形態で、児童の発達段階に応じた指導内容を実施した。											

ライフ ステージ	ねらい	具体的施策	実施状況	指標	24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度実績	28年度予定	担当課	条例 第8条	
成人期	・歯科衛生思想の普及啓発 ・歯周疾患予防 ・歯の喪失予防 生涯にわたる咀嚼機能が維持できるよう、 むし歯や歯周疾患の予防、セルフチェック の定着を促進する。	⑱歯周病予防教室の充実	歯科医師による講義及び歯科衛生士による 実習 各区保健センターで年1回、計10回実施	受講者数	193人	190人	188人	162人	243人	地域保健支 援課	(9)	
		⑳成人歯科健康診査の充実	指定歯科医療機関で個別受診	受診者数	10,405人	10,844人	11,476人	11,509人	実施	地域保健支 援課	(2)	
		㉑成人歯科健康相談の充実	各区保健センターで個別歯科相談を実施 (電話による相談も含む)	相談者数	127人	160人	163人	171人	実施	地域保健支 援課	(9)	
		㉒歯科保健教室の充実	保健センター主催の生活習慣病予防普及 啓発事業等で歯科保健の講義を実施(実習 含む)	実施回数 (受講者数)	40回 663人	29回 408人	30回 508人	21回 423人	21回 450人	地域保健支 援課	(11)	
		㉓地区歯科保健教室の実施	公民館等、各施設へ職員(歯科衛生士)を 派遣	実施回数 人数	13回 341人	15回 351人	20回 601人	12回 328人	実施	地域保健支 援課		
	≪課題≫ ・若年層からの歯周疾患予防対策、セルフチェックとケアの定着化のために、教室の開催方法等の工夫が必要である。 ・生涯にわたる健康づくりの一環として、生活習慣病との関連や、介護予防の視点からも歯科保健は重要であり、各種事業等を通じて市民に普及啓発していく必要がある。 ≪対応≫ ・歯周病予防教室は、ターゲットとしたい若年層が参加しやすい教室となるよう、対象を親子としたり、児の同席や託児を設けたり、他の運動教室と合同開催とする等の工夫をした。 ・メタボリックシンドローム予防等の生活習慣病予防普及啓発事業等の教室において、歯科保健の講義を実施した。									地域保健 支援課		
高齢期	・歯の喪失予防 ・咀嚼機能の維持	㉔歯周病予防教室の充実	成人期と同様 65歳以上は介護保険制度の地域支援事業 としても実施あり								(9)	
		㉕成人歯科健康診査の充実										(2)
		㉖成人歯科健康相談の充実										(9)
	80歳になっても自分の歯を20本以上保有 し、食を楽しめるよう歯の喪失の防止と咀嚼 機能の維持を促進する。	㉗口腔機能向上教室の充実	二次予防事業対象者に対して、口腔機能向 上教室を各区で実施(～22年度1クール3 回、23年度～1クール4回)	延回数 実人数	104回 326人	104回 317人	104回 289人	104回 218人	104回	いきいき長 寿推進課	(6)	
		㉘シニアユニバーシティ等の活用	60歳以上の方を対象に生涯学習のひとつ として「シニアユニバーシティ」を開校 そのカリキュラムの中に「歯と健康」の講座を 設けている。	口腔関連講座数	22回	23回	12回	12回	12回	高齢 福祉課	(6)	
	≪課題≫ ・歯の喪失と咀嚼機能の低下が全身の健康に与える影響を周知するとともに、家庭における義歯の取り扱いや介護者による口腔清掃の方法などの指導の充実 ・介護保険制度の地域支援事業として、介護が必要となるおそれのある方(二次予防事業対象者)に対して、口腔機能向上のプログラムを実施している。 ・口腔機能向上教室修了者をフォローする事業について検討が必要 ≪対応≫ ・口腔機能向上教室修了者へのフォローについては、市も必要な協力をしつつ、さいたま市歯科医師会の自主事業としてフォローアップ教室を開催いただいた。									高齢 福祉課・い きいき長 寿推進課		

ライフ ステージ	ねらい	具体的施策	実施状況	指標	24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度実績	28年度予定	担当課	条例 第8条	
障害者等	<ul style="list-style-type: none"> ・口腔管理状況の改善 ・誤嚥性肺炎の防止 ・障害者歯科保健サービス事業の基盤化 障害者や寝たきり者等が、それぞれの状態に応じた適切な歯科医療サービスの提供を受けられるなど、歯科疾患の予防管理ができる体制の整備を促進する。	㊸訪問歯科健康診査の充実	歯科医師会の協力のもと各区保健センターで、40歳以上の在宅療養中の方に対する歯科健康診査と歯科保健指導を実施	受診者数	1人	1人	6人	3人	実施	地域保健支援課	(7)	
		㊹障害者施設歯科健診の充実	市内障害児・者施設でそれぞれ実施しているが、現状実施できていない施設もある。(把握施設数132)	実施施設数	25	28	29	39	40	障害支援課	(7)	
		㊺特殊歯科保健サービス推進支援事業の実施	≪27年度≫神経・筋疾患患者と介護者対象の医療講演会を開催 社会福祉施設職員等が、口腔・歯科保健に対し関心を深め、正しい知識を習得することにより施設利用者の呼吸器感染予防や摂食嚥下機能の改善が図られ、QOLが向上することを目的に講義と実習を実施 ≪19年度から≫障害者総合支援センターと地域保健課との共催とし、家族や支援センター職員、保健センター職員も参加した ≪23年度≫疾病予防対策課と共催で、訪問看護師等を対象とした摂食・嚥下障害への対応に関する研修会(1回)を開催	受講者数	講演会1回 28人 相談会1回 6人 訪問10回 8人 (実人数)	講演会2回 46人 訪問6回 5人 (実人数)	講演会1回 31人 訪問6回 6人 (実人数)	講演会1回 28人	講演会1回	疾病予防対策課	(7)(13)	
		㊻障害者歯科相談医制度の推進	埼玉県障害者歯科相談医制度の見直しによる主任相談医の設置 さいたま市歯科医師会と障害者歯科のスムーズな受診連携と安心感のあるメンテナンス体制の維持	実施	継続	継続	継続	継続	継続	継続	障害支援課	
		≪課題≫ ・難病患者や障害者、寝たきり者等が歯科保健に関する情報やサービスを受けられる体制づくりが必要 ≪対応≫ ・事業をとらえて、口腔ケアの重要性が高い市民に対応した。									疾病予防対策課 障害支援課 地域保健支援課	

ライフステージ	ねらい	具体的施策	実施状況	指標	24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度実績	28年度予定	担当課	条例第8条	
啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> 市民の歯科保健に対する関心を深める 効果的な啓発活動を行う 	㉓啓発冊子の作成	パンフレットを作成し、保健所・保健センターを通じて配布	作成状況	配布	配布	配布	配布	配布予定	国民健康保険課	(1)	
		㉔歯と口の健康週間実施事業の充実 (平成23年度まで「歯の衛生週間」)	歯・口の健康に関する図画・ポスター展等を実施	実施状況	児童生徒の描いた優秀な図画・ポスターを市内公共施設にて展示	市内公共施設にて、表彰式、展示を開催	市内公共施設にて、表彰式、展示を開催	市内公共施設にて、表彰式、展示を開催	市内公共施設にて、表彰式、展示を開催	市内公共施設にて、表彰式、展示を開催	健康教育課	(1)(12)
			歯と口の健康週間関連事業の実施			市報・ホームページ等掲載	市報・ホームページ等掲載	市報・ホームページ等掲載	市報・ホームページ等掲載	市報・ホームページ等掲載	地域保健支援課	
		㉕各種イベント等における啓発の充実	各区の健康まつりや区民まつり等で歯科保健に関する啓発を実施	実施状況	各区でのイベント実施	各区でのイベント実施	各区でのイベント実施	各区でのイベント実施	各区でのイベント実施	各区でのイベント実施	地域保健支援課	(1)
		㉖市報、ホームページの活用	市報やホームページに記事の掲載 食育・健康なびへの掲載	実施状況	市報・ホームページ等掲載	市報・ホームページ等掲載	市報・ホームページ等掲載	市報・ホームページ等掲載	市報・ホームページ等掲載	市報・ホームページ等掲載	地域保健支援課 健康増進課	(1)
<p>《課題》</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民に様々な媒体を通じて歯科保健に関する情報提供を行う必要がある。 <p>《対応》</p> <ul style="list-style-type: none"> 市ホームページ、食育・健康なび、広報等により、歯科健診や歯と口の健康週間の周知、歯の健康についての啓発、歯科健康診査の受診状況や口腔がん、誤嚥性肺炎予防に関する情報を掲載した。 区民まつりや健康まつりにおいて、歯科関連パンフレットの配布等を実施した。 										地域保健支援課		
人材の確保	質の高い歯科保健サービスの提供	㉗歯科医師の配置	保健所に非常勤歯科医師を配置	医師数	1人	1人	1人	1人	1人	地域保健支援課	(15)	
	きめこまかい歯科保健サービスの提供	㉘歯科衛生士の配置	保健所及び各区保健センター・健康教育課に配置	歯科衛生士数	13人	13人	13人	13人	13人		(15)	
	<p>《課題》</p> <ul style="list-style-type: none"> 各所属の歯科衛生士が連携し、市内の歯科保健の状況を的確に把握する。 歯科保健の専門性の強化をして、地域の歯科医師との連携をする。 <p>《対応》</p>										地域保健支援課	

平成27年度さいたま市の歯科口腔保健事業の実施状況（関係団体：さいたま市歯科医師会）

資料2

目 標：生涯を通じて自分の歯で食べること

ライフ ステージ	事業名	事業概要	対象者	実施日回数等	受診(講)者 数	関係機関	
乳幼児期	歯・口に関する図画ポスターコンクール	中央区内幼稚園・保育園にポスターを募集、展示	中央区内幼稚園・保育園	6月14日(日)展示	乳幼児19名 保護者19名	与野歯科医師会	
学齢期	歯・口に関する図画ポスターコンクール	浦和区・南区・緑区・桜区・岩槻区内児童・生徒のポスターを募集、表彰	浦和区・南区・緑区・桜区・岩槻区内小中学校児童生徒			浦和歯科医師会	
		旧大宮市内・中学校児童・生徒のポスターを募集、表彰・展示	旧大宮市内小・中学校児童・生徒	6月14日(日)表彰式 6月12日～6月18日まで 展示		大宮歯科医師会	
	歯・口に関する標語コンクール	中央区内小・中学校児童・生徒のポスターを募集、表彰・展示	中央区内小・中学校児童・生徒		6月14日(日)表彰式・展 示		与野歯科医師会
		浦和区・南区・緑区・桜区・岩槻区内小中学校より各校1点の標語作品を募集	浦和区・南区・緑区・桜区・岩槻区内小中学校児童生徒				浦和歯科医師会
	8020歯の健康教室学級バージョンの展開、実施	中央区内小・中学校より各校1点の標語作品を募集、表彰・展示	中央区内小・中学校児童・生徒		6月14日(日)表彰式・展 示		与野歯科医師会
8020歯の健康教室	希望のあった浦和区・南区・緑区・桜区・岩槻区内小・中学校に対して、歯科保健指導を行う	浦和区・南区・緑区・桜区・岩槻区内小中学校児童生徒		20校		浦和歯科医師会 埼玉県歯科衛生士会 さいたま市教育委員会	
	8020歯の健康教室	市内小学校における歯科指導			35校	浦和歯科医師会 大宮歯科医師会 与野歯科医師会 埼玉県歯科衛生士会	
成人期	公開市民講座 「口腔がん検診と講演会」	市民に対し、口腔がんの早期発見、健康維持の啓蒙活動の推進 外部(明海大学歯学部)並びに本会歯科医師会が補助し、申込者を検診	さいたま市在住の40歳以上の成人	2月11日	82名	大宮歯科医師会	
	市民のための健康教室 「加齢のコントロールは口の健康から～健康長寿を目指して」	歯科領域から全身の健康維持の啓蒙活動の推進 外部(日大松戸歯学部・准教授)による講演を実施	さいたま市在住の成人	10月18日	28名	大宮歯科医師会	
高齢期	8020よい歯のコンクール	8020達成者を対象に審査会を開催し、選出された優良者は県歯科医師会へ推薦	80歳以上で20本以上の歯を有する方	7月23日	15名	浦和歯科医師会 各区保健センター	
		会員診療所、各地区民生委員より8020達成者の推進者を募り、審査会を開催し、参加者を表彰、選出された優良者は県歯科医師会へ推薦					
		8020達成者を対象に審査会を開催し、参加者を表彰、記念品贈呈、選出された優良者は県歯科医師会へ推薦					
		8020達成者を対象に審査会を開催し、参加者を表彰、記念品贈呈、選出された優良者は県歯科医師会へ推薦		8月27日	37名	大宮歯科医師会	
	会員診療所、各地区民生委員より8020達成者の推薦を募り審査会を開催し、参加者を表彰、選出された優良者は県歯科医師会へ推薦			7月2日 審査会		与野歯科医師会	
	口腔ケア 特別養護老人ホーム「きりしき」	口腔ケア及び歯科健診		年12回		与野歯科医師会 埼玉県歯科衛生士会	

ライフ ステージ	事業名	事業概要	対象者	実施日回数等	受診(講)者 数	関係機関
障害者等	歯科指導 大崎児童学園・大崎むつみの里・第1やまぶき・槻の木・さくら草学園・療育センターさくらそう	歯科指導		6箇所		浦和歯科医師会 埼玉県歯科衛生士会
	・歯科指導 さいたま市総合療育センターひまわり学園 春光園 さいたま市日進職業センター はるの園 以上4か所 ・ひまわり学園フッ化物洗口事業	歯科指導 フッ化洗口		・ひまわり学園 原則週1回 実績49回 ・春光園 7/9 11/2 ・日進職業センター 9/10 2/18 ・はるの園 6/11 12/10 ・ひまわり学園フッ化物洗口事業5/28 10/23		大宮歯科医師会
	歯科健診 つばさ作業所(本部・分場)	歯科健診		2箇所		与野歯科医師会
	口腔ケアおよび歯科健診 かやのき木作業所、みずき園、杉の子園	口腔ケア及び歯科健診		3箇所		与野歯科医師会 埼玉県歯科衛生士会
啓発事業	・市民フォーラム	明海大学学長 安井利一先生、落語家 三遊亭鬼丸さんを講師として招き、歯科に関する講演をしていただき、歯科保健の啓蒙を図る	一般市民	7月12日(日)	80名	与野歯科医師会

平成27年度さいたま市の歯科口腔保健事業の実施状況（関係団体：埼玉県歯科衛生士会）

目 標：生涯を通じて自分の歯で食べること

ライフ ステージ	事業名	事業概要	対象者	実施日回数等	受診(講)者 数	関係機関
乳幼児期	わくわく子育てサロン	「歯の健康で体も健康に」講義及び実技	未就園児とその保護者	1	40	植竹公民館
	七里子育てサロン「つくしんぼ」	乳児の歯科について講話及び相談	未就園児とその保護者	1	36	七里地区 社会福祉協議会
	しらかば・大宮・大宮なみき・大宮白百合・大和田各幼稚園	歯科保健指導	幼稚園児	5	848	幼稚園
	ひまわり学園	フッ化物洗口事業	乳児	2	77	大宮歯科医師会
学齢期	大戸・仲町・大東・常盤各小放課後児童クラブ	歯科保健指導	児童	4	115	学童保育所
	小学校・中学校・特別支援学校	学校歯科保健指導協力事業	児童	49	10752	さいたま市教育委員会
	小学校・中学校・特別支援学校	学校歯科保健指導受託事業	児童	83	15538	さいたま市教育委員会
成人期	センコー(株)埼玉主管支店定期健診	ブラッシング指導	従業員	2	20	
高齢期	睦会出前	口腔ケア・口腔体操	高齢者	1	39	さいたま市
	七里ふれあい運動サロン	口腔ケア・口腔体操	高齢者	1	60	七里地区 社会福祉協議会
	訪問看護ステーションおおや	口腔ケア・口腔体操	高齢者	1	20	埼玉県訪問看護 ステーション協会
	春岡・七里・大砂土・岩槻城址・大砂土東・宮原・岩槻本丸・大宮南・片柳・桜木・六辻・大古里・谷田	介護予防教室	高齢者	13	348	さいたま市
	さいたま市10区地域支援事業	口腔機能向上教室	高齢者	100	781	さいたま市
	緑・中央・岩槻・見沼・桜・北 フォローアップ教室	口腔機能向上教室のフォローアップ	高齢者	12	183	さいたま市歯科医師会
	特別養護老人施設 きりしき	口腔ケア及び健診	高齢者	12	38	与野歯科医師会
障害者等	かやの木作業所・みずき園・杉の子学園	障害者施設の健診事業	心身障がい児(者)	3	51	与野歯科医師会
	むつみの里児童学園・大崎むつみの里	障害者施設の健診事業	心身障がい児(者)	3	116	浦和歯科医師会
	第一やまぶき・第二やまぶき・樺の木	障害者施設の健診事業	心身障がい児(者)	2	50	浦和歯科医師会
	さくら草学園・療育センターさくら草	障害者施設の健診事業	心身障がい児(者)	2	50	浦和歯科医師会
	春里どんぐりの家	障害者施設の健診事業	心身障がい児(者)	2	27	さいたま市社会福祉協議会
	総合療育センターひまわり学園・春光園 日進職業センター	障害者施設の健診事業	心身障がい児(者)	53	564	大宮歯科医師会
啓発事業	ポスターコンクール表彰式	歯と口の健康に関する図画	児童	1	390	さいたま市
	岩槻区民やまぶきまつり	健康づくりの啓発及び促進	岩槻区民	1	300	浦和歯科医師会

平成27年度さいたま市の歯科口腔保健事業の実施状況（関係団体：さいたま市社会福祉事業団）

目 標：生涯を通じて自分の歯で食べること

ライフ ステージ	施設名	事業名	事業概要	対象者	実施日 回数等	受診(講)者数	関係機関	
乳幼児期	三橋児童センター	歯みがき指導講座	乳幼児期の歯みがきの重要性を学び、楽しく上手に磨く方法を教わるとともに、母親の悩みや疑問を解決する。(歯科衛生士による講話形式)	乳幼児とその保護者 30組	1回	乳幼児19名・保護者19名	大宮区保健センター	
	植竹児童センター	歯みがき指導	大宮歯科衛生士専門学校の生徒による歯みがき指導	幼児と保護者	1回	11名	大宮歯科衛生士専門学校	
	天沼児童センター	刷掃指導実習	学生による紙芝居等の実習を通して、幼児と保護者が歯みがきに興味を持つきっかけの場を提供する。専門学校教員の指導の元、学生による歯みがき指導を実際に行い、仕上げみがきのポイントを保護者に伝える。	概ね1歳6か月以上の幼児とその保護者	1回	幼児:14名、保護者:13名	大宮歯科衛生士専門学校	
	植水児童センター	「ピカピカ乳歯を守るために」はみがき講座	乳歯・永久歯についての知識を深め、正しい歯みがき方法を知る。	0歳児と保護者 1歳児と保護者 2歳児以上と保護者	2回 1回 1回	幼17 保16 幼14 保13 幼17 保12	西区保健センター	
	本郷児童センター	乳幼児向け歯みがき指導	歯科衛生士による歯に関する講話と実技・相談	未就園児とその保護者	1回	乳幼児17名・保護者17名	北区保健センター	
	片柳児童センター	わんぱくひろば	幼児期の歯についてのお話、エプロンシアター、個別相談	2歳児以上の未就園児と保護者		幼児:24名、保護者:21名	見沼区保健センター	
		ヨチヨチサロン	乳歯の歯みがき練習の工作と歯ブラシの紙芝居	1歳児と保護者	1回	27組の親子他		
		ちびっこひろば「歯科指導」	お話とエプロンシアター	2歳以上	1回	2歳児と保護者	西区保健センター	
		よちよちひろば「歯科指導」	お話とエプロンシアター	1歳児	1回	1歳児と保護者	西区保健センター	
		ベビーサロン「歯科指導」	お話とエプロンシアター	0歳児	1回	0歳児と保護者	西区保健センター	
		文蔵児童センター	歯みがき指導	歯科衛生士による乳幼児親子の歯磨き指導	乳幼児全般	3回	乳幼児と保護者	南区保健センター
		浦和別所児童センター	歯磨き指導	保健センターの歯科衛生士による講座	乳幼児親子	2回	乳幼児親子	南区保健センター
		与野本町児童センター	歯みがき指導	歯科衛生士による講話(歯磨き粉について。むし歯にしないために。フッ化物塗布について等)	乳幼児と保護者	1回	0歳児～2歳児の親子11組	中央区保健センター
		向原児童センター	親子であそぼう2才歯みがき講座	歯科衛生士による歯みがき講座 みがき方の指導	2才以上の親子	1回	2才以上の親子と受講を希望する0・1歳児の親子	中央区保健センター
		大久保東児童センター	スクスクサロン はっぴいたいむ1 はっぴいたいむ2・3・4	月齢にあった講話 個別相談 月齢にあった講話 個別相談 月齢にあった講話 個別相談	0歳児と保護者 1歳児と保護者 2・3・4歳児と保護者	1回 1回 1回	0歳児と保護者 1歳児と保護者 2・3・4歳児と保護者	桜区保健センター 桜区保健センター 桜区保健センター
		仲本児童センター	歯のおはなし	歯科衛生士による歯の健康・歯みがき指導	乳幼児親子	1回	乳幼児親子18組	浦和区保健センター
高齢期	槻寿苑	職員内部研修	高齢者のための口腔ケア	高齢者	1回	槻寿苑職員	一般法人日本訪問歯科協会	
	与野本町老人憩いの家	シニア向け歯科講話	歯科衛生士による講話「歯と健康についてのお話」(歯磨き剤の選び方。高齢者の口腔ケア。口の周りのマッサージ。うがいの仕方)	高齢者	1回	60歳以上の高齢者21名	中央区保健センター	

ライフ ステージ	施設名	事業名	事業概要	対象者	実施日 回数等	受診(講)者数	関係機関
障害者等(者)	大崎むつみの里 (生活介護事業、就労移行 支援事業、就労継続支援 事業B型)	歯科検診	浦和歯科医師会による歯科検診及びブラッシング指 導	利用者	1回	85名	浦和歯科医師会 埼玉県歯科衛生士会
	春光園けやき (生活介護事業)	歯科検診	歯科医師による検診	利用者	1回	利用者及び家族	大宮歯科医師会 埼玉県歯科衛生士会
		歯科検診 ブラッシング指導	歯科医師による検診 歯科衛生士による歯みがき指導	利用者	1回	利用者及び家族	大宮歯科医師会 埼玉県歯科衛生士会
	春光園 うえみず (生活介護事業)	春光園歯科保健事業	歯科健診	利用者・ご家族	1回	利用者	大宮歯科医師会 埼玉県歯科衛生士会
		春光園歯科保健事業	ブラッシング指導	利用者・ご家族	1回	利用者	大宮歯科医師会 埼玉県歯科衛生士会
	槻の木第1やまぶき (就労移行支援事業、就労 継続支援事業B型)	歯科健診	歯科医師による歯科健診及び、歯科衛生士によるブ ラッシング指導	利用者	1回	利用者	浦和歯科医師会 埼玉県歯科衛生士会
	槻の木第2やまぶき (就労移行支援事業、就労 継続支援事業B型)	就労移行支援・就労継続 支援B型	歯科医師のミニ講話、口腔ケア実践	利用者	1回	3名	浦和歯科医師会 埼玉県歯科衛生士会
	日進職業センター (就労移行支援事業、就労 継続支援事業B型)	歯科健診	健診及びブラッシング指導	利用者全員	2回	希望利用者	大宮歯科医師会 埼玉県歯科衛生士会
	かやの木 (生活介護事業、就労継続 支援事業B型)	歯科健診	歯科健診及びブラッシング指導	利用者	1回	16名	与野歯科医師会
	みずき園 (生活介護事業)	歯科検診	歯科医師による検診	みずき園利用者	1回	14名	与野歯科医師会
ブラッシング指導		歯科衛生士によるブラッシング指導	希望する家族・職員	1回	ご家族3名	与野歯科医師会	
障害者等(児)	療育センター すみれ園・たんぽぽ園 (児童発達支援センター)	歯科検診	歯科検診	園児	1回	園児	浦和歯科医師会 埼玉県歯科衛生士会
		歯科検診・ブラッシング指 導	ブラッシング指導	園児・保護者	1回	園児・保護者	浦和歯科医師会 埼玉県歯科衛生士会
	大崎むつみの里 (児童発達支援センター)	歯科検診	浦和歯科医師会による歯科検診及びブラッシング指 導	利用者	1回	20名	浦和歯科医師会 埼玉県歯科衛生士会
	さくら草学園 (児童発達支援センター)	歯科健康診査	歯科医師による歯科健診ならびに歯科衛生士による 口腔衛生指導、フッ化物塗布など	児童発達支援事業利用者 (フォロークラスを除く)	1回	15名	浦和歯科医師会 埼玉県歯科衛生士会
	はるの園 (児童発達支援センター)	フッ素説明会	フッ素について歯科医師から説明	通園児の保護者	1回	保護者10名	大宮歯科医師会
		歯科保健事業	歯科健診及びフッ素塗布の指導	通園児30名	1回	通園児19名	大宮歯科医師会
		給食後の歯みがき	給食後の歯みがき指導及び仕上げみがき	通園児30名	給食実 施日	通園児30名	
	杉の子園 (児童発達支援事業)	歯科検診	週2回給食後の歯みがきの後フッ素塗布	通園児30名	火・金/ 週	通園児30名	
			歯科医師による検診	通園、母子グループ	1回	通園、母子グループ利用 児	与野歯科医師会
			歯科衛生士によるブラッシング指導	通園、母子グループ	1回	通園、母子グループ利用 児	与野歯科医師会

さいたま市歯科口腔保健推進計画目標指標一覧 数値目標の推移

資料3

†平成24年度、#平成26年度のデータ(ベースライン)

※ヘルスプラン21(第2次)の目標値

基本方針	中目標	目標指標	対象	データベース	H25年度 (ベースライン)	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H34 (目標値)	備考	担当課			
歯科疾患の予防	健全な歯・口腔の育成 (乳幼児期)	3歳児歯科健康診査でむし歯のない幼児の割合	3歳児	3歳児歯科健康診査	84.5%	84.2%	86.4%								90.0%※		地域保健支援課			
		3歳児で2回以上のフッ化物塗布を受けている幼児の割合	3歳児	3歳児歯科健康診査	56.0%	56.1%	57.7%									増やす※	モニタリングをして中間年で目標数値について検討	地域保健支援課		
	口腔状態の向上 (学齢期)	12歳児でむし歯のない生徒の割合	中学1年生	学校歯科健康診査	71.60%	71.90%	76.1%									80.00%		健康教育課		
		【モニタリング】 中学生・高校生における歯肉に炎症所見(歯周疾患)を有する生徒の割合	中学生 高校生	学校歯科健康診査	2.70%	2.90%	2.3%									—		健康教育課		
		12歳児1人平均DMF歯数	中学1年生	学校歯科健康診査	0.66本	0.68本	0.54本									0.55本		健康教育課		
		小学生・中学生・高校生における歯・口の負傷件数	小学生 中学生 高校生	スポーツ振興センターの申請件数	255件	259件	259件									減らす	モニタリングをして中間年で目標数値について検討	健康教育課		
	歯周病と歯の喪失の予防 健全な口腔状態の維持 (成人期・妊娠期)	かかりつけ歯科医を持っている人の割合	20歳以上	市民意識調査	81.0%#	81.0%										増やす	モニタリングをして中間年で目標数値について検討	健康増進課		
		40歳代における進行した歯周炎(CPI3以上)を有する人の割合	40歳代	成人歯科健康診査	34.8%	37.7%	36.6%									減らす※	モニタリングをして中間年で目標数値について検討	地域保健支援課		
		40歳の未処置歯を有する人の割合	40歳	成人歯科健康診査	40.6%	37.7%	40.5%									35.00%		地域保健支援課		
		【モニタリング】	40歳男性	成人歯科健康診査	55.7%	46.3%	44.2%										—		地域保健支援課	
			40歳女性	成人歯科健康診査	35.9%	34.7%	39.2%										—		地域保健支援課	
		歯間清掃用具を使用する人の割合	40歳	成人歯科健康診査	63.2%	61.9%	67.1%										70.0%		地域保健支援課	
			40歳代男性	健康についての調査	31.1%†												40.0%		健康増進課	
			50歳代男性		36.5%†														健康増進課	
			40歳代女性		50.4%†												60.0%		健康増進課	
		50歳代女性	55.3%†															健康増進課		
		定期的に歯石を取ってもらっている人の割合	40歳代男性	健康についての調査	15.1%												30.0%		健康増進課	
			50歳代男性		25.2%†														健康増進課	
			40歳代女性		39.3%†															健康増進課
			50歳代女性		42.2%†															健康増進課
40歳代で喪失歯のない人の割合	40歳代	成人歯科健康診査	81.7%	82.2%	83.1%										増やす※		地域保健支援課			
過去1年間に歯科健康診査を受診した人の割合	20歳以上	健康についての調査	23.6%†												55.0%※		健康増進課			
歯科検診を行っている事業所数	事業所	さいたま市歯科医師会依頼事業所数	今後調査												増やす		健康増進課			
事業所の歯科検診実施者数 (労働安全衛生法第66条第3項の規定による)	さいたま労働基準監督署内	規模別業種別定期健康診断結果実施状況報告	1,126人	1,181人	2,035人										増やす		健康増進課			

障害者(児)施設における歯科口腔保健状況 アンケート調査結果について

平成28年1月28日

さいたま市 障害福祉課・健康増進課

障害者（児）施設入所者・通所者における歯科口腔保健状況アンケート調査結果について

I アンケート調査の概要

1. 調査目的

障害者（児）に対する歯科口腔保健の実態を把握し、今後の歯科口腔保健の推進に役立てていくことを目的にアンケート調査を実施

2. 調査方法

(1) 対象：さいたま市内にある障害者（児）入所施設

さいたま市内にある障害者（児）通所施設

(2) 配布方法：所管課（障害福祉課）から電子メールによるアンケートを送付

施設職員が回答

(3) 調査月：平成27年12月

(4) 回収方法：メール等による回収

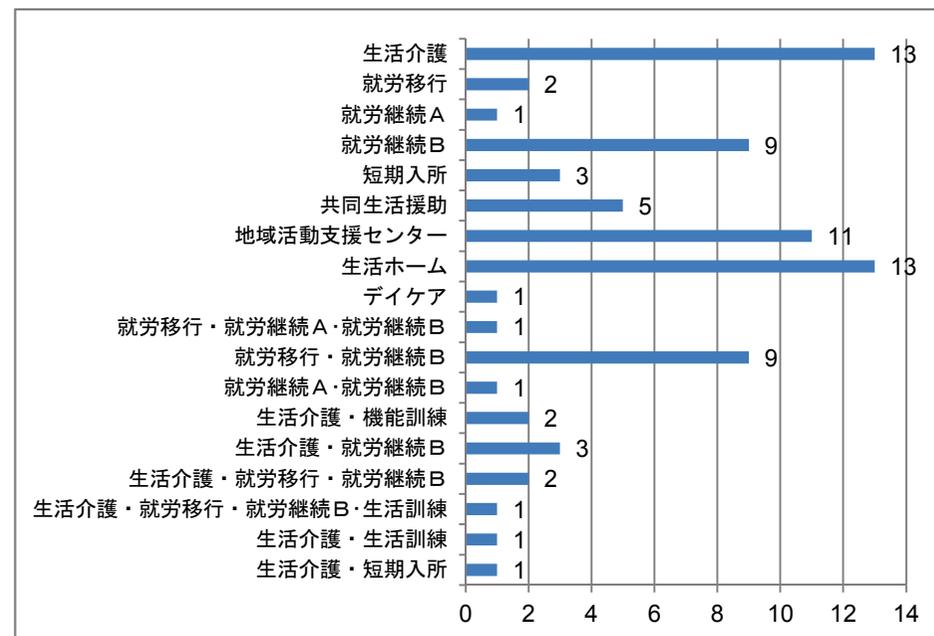
3. 調査内容

歯科検診の有無、治療、口腔ケア、歯科口腔状態、職員に対する研修の有無等

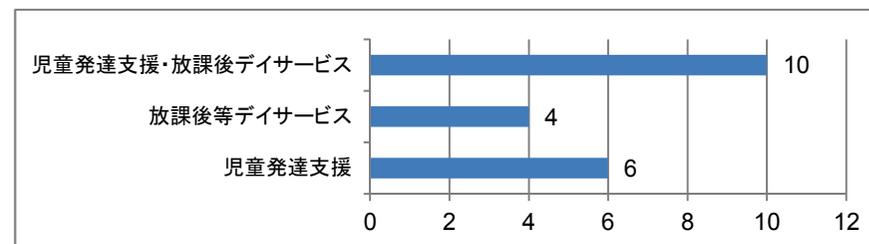
4. 回収結果

	施設数	回収数	回収率
障害者入所施設	8	7	87.5%
障害者通所施設	159	79	49.7%
障害児通所施設	67	20	29.9%
合計	234	106	45.3%

障害者通所施設 事業内容別回答施設数 n=79



障害児通所施設 事業内容別回答施設数 n=20



アンケート調査票

入所施設

●施設名 () ●入所者数 (人)

●貴施設の入所者における歯科口腔保健状況について
あてはまるものの番号に○をしてください

問1 歯科検診についてお伺いします(1つ)

1. 施設に歯科医師を招いて集団で実施している
2. 施設の職員が歯科医院(病院)に連れて行って実施している
3. 本人や家族が歯科医院に(病院)に行って実施している
4. 実施していない

問2 現在歯科治療が必要と思われる人は何人いますか

1. おおよそ_____人
2. いない
3. わからない

問3 歯科治療はどうしていますか(複数可)

1. 訪問歯科診療を利用している
2. 埼玉県口腔保健センター(すこやかプラザ内)や障害者総合リハビリセンターなどを利用している
全身麻酔で治療した人はいますか いる いない
3. 歯科医院(病院)に行き治療している
4. 治療はしていない
5. その他 ()

問4 入所者の口腔のトラブルについてあてはまるものに○をしてください(複数可)

1. 歯が痛そうな人がいる(おおよそ_____人)
2. 飲み込みにくそうな人がいる(おおよそ_____人)
3. 口臭が気になる人がいる(おおよそ_____人)
4. 特に気になることはない
5. その他 ()

問5 口腔ケアは誰がやっていますか(複数可)

1. 歯科衛生士
2. 施設の職員
3. 本人
4. 実施していない
5. その他 ()

アンケート調査票

問6 職員の方は、歯科保健に関する研修を受ける機会はありますか(1つ)

1. 定期的にある
2. 不定期にある
3. ない
4. その他 ()

問7 入所者の口腔状態・歯科治療について感じていることがございましたらご自由にお書きください

例 むし歯や歯科疾患の予防について、日頃のケアについて
受診(歯科)をするにあたり困ったこと等

アンケート調査票

通所施設

●施設名 () ●通所者数 (人)

●貴施設の事業種別について、

あてはまるものの番号すべてに○をつけてください

1. 生活介護 2. 就労移行支援 3. 就労継続支援A型 4. 就労継続支援B型 5. 自立訓練（機能）
6. 自立訓練（生活） 7. 短期入所 8. 共同生活援助 9. 地域活動支援センター
10. 心身障害者地域デイケア施設 11. 児童発達支援 12. 放課後等デイサービス
13. 生活ホーム 14. その他 ()

●貴施設の通所者における歯科口腔保健状況について

あてはまるものの番号に○をしてください

問1 歯科検診についてお伺いします（1つ）

1. 施設に歯科医師を招いて集団で実施している
2. 施設の職員が歯科医院（病院）に連れて行って実施している
3. 本人や家族が歯科医院に（病院）に行って実施している
4. 実施していない

問2 現在歯科治療が必要と思われる人は何人いますか

1. おおよそ_____人
2. いない
3. わからない

問3 通所者の口腔のトラブルについてあてはまるものに○をしてください（複数可）

1. 歯が痛そうな人がいる（おおよそ_____人）
2. 飲み込みにくそうな人がいる（おおよそ_____人）
3. 口臭が気になる人がいる（おおよそ_____人）
4. 特に気になることはない
5. その他 ()

問4 通所施設内の食事の後等の口腔ケアは誰がやっていますか、あてはまるものすべてに○をしてください

1. 歯科衛生士
2. 施設の職員
3. 本人
4. 実施していない
5. その他 ()

アンケート調査票

問5 職員の方は、歯科保健に関する研修を受ける機会がありますか（1つ）

1. 定期的にある
2. 不定期にある
3. ない
4. その他 ()

問6 通所者の口腔状態・歯科治療について感じていることがありましたらご自由にお書きください

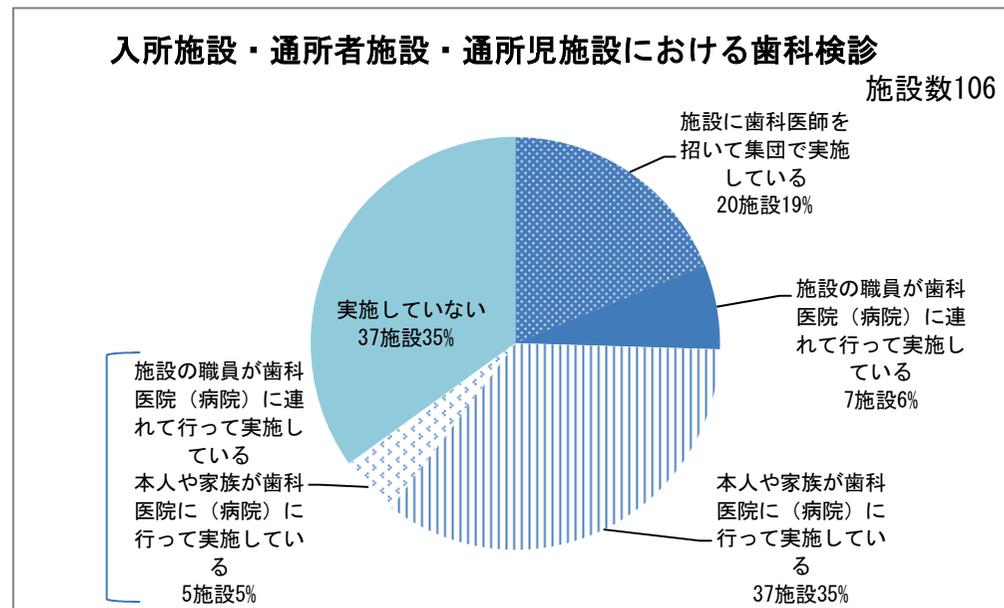
例 歯科治療できるところがわからなくて困っている

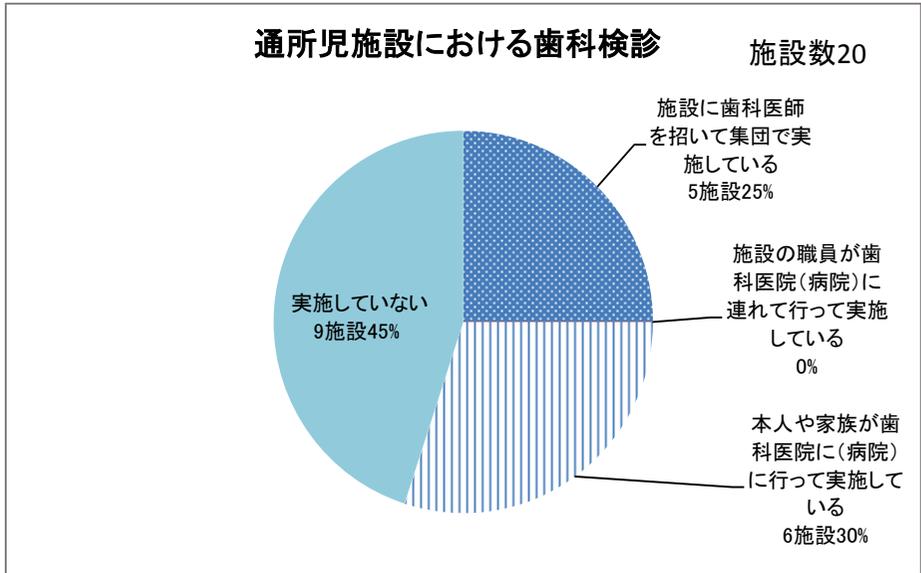
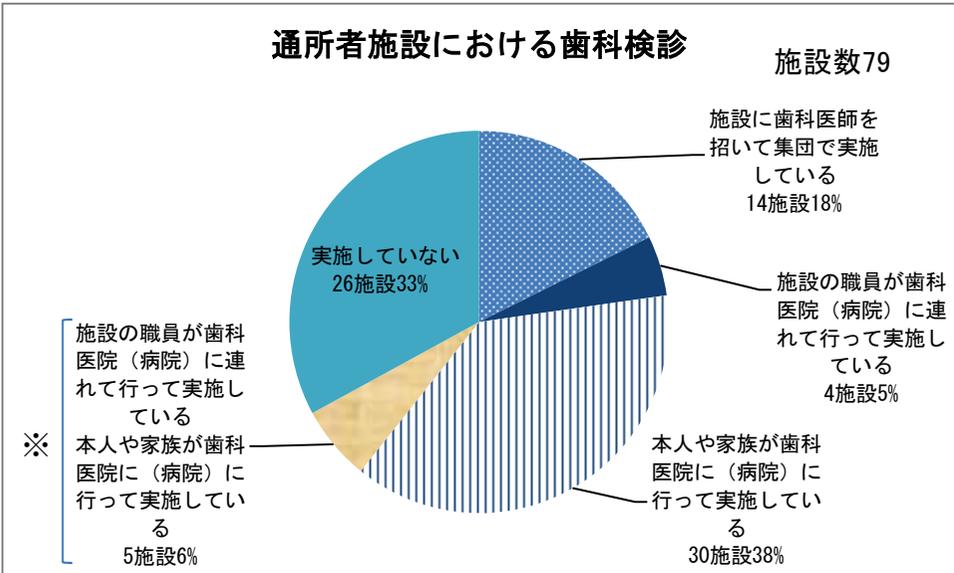
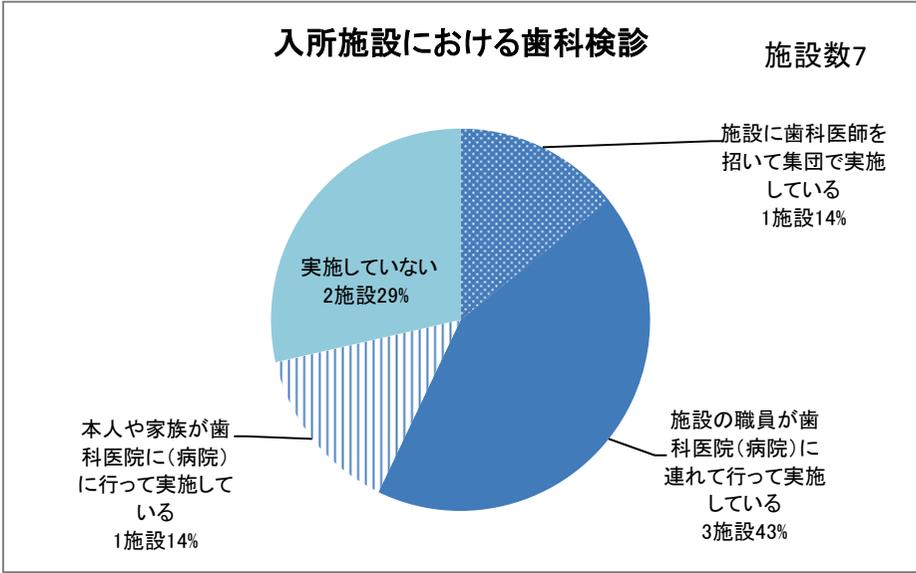
Ⅱ 調査結果

問1 歯科検診についてお伺いします(1つ) 1. 施設に歯科医師を招いて集団で実施している 2. 施設の職員が歯科医院(病院)に連れて行って実施している
3. 本人や家族が歯科医院(病院)に行つて実施している 4. 実施していない

歯科検診について	入所施設	通所者施設	通所児施設	合計
施設に歯科医師を招いて集団で実施している	1	14	5	20
施設の職員が歯科医院(病院)に連れて行って実施している	3	4	0	7
本人や家族が歯科医院に(病院)に行つて実施している	1	30	6	37
施設の職員が歯科医院(病院)に連れて行って実施している 本人や家族が歯科医院に(病院)に行つて実施している	-	5	-	5
実施していない	2	26	9	37
合計(施設数)	7	79	20	106

※-は選択肢になかった回答



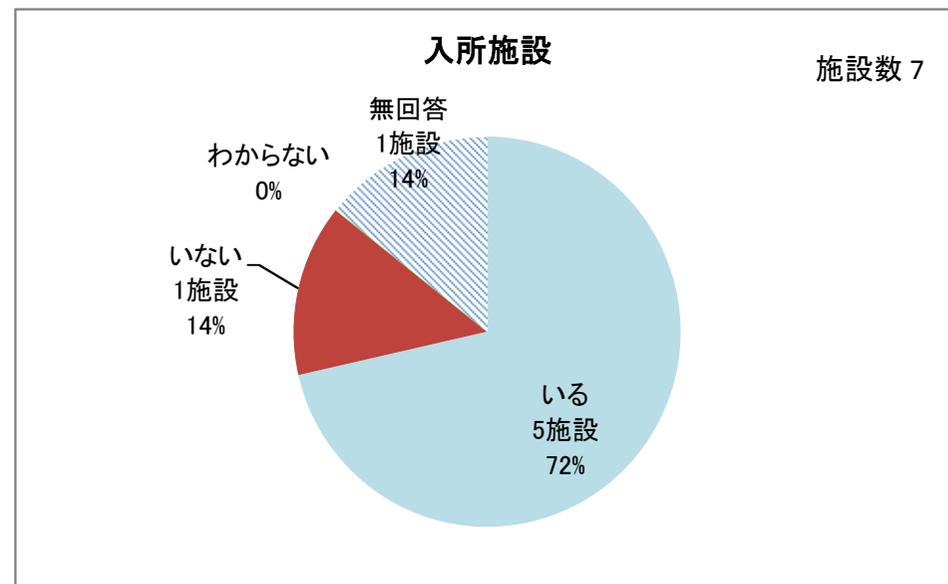
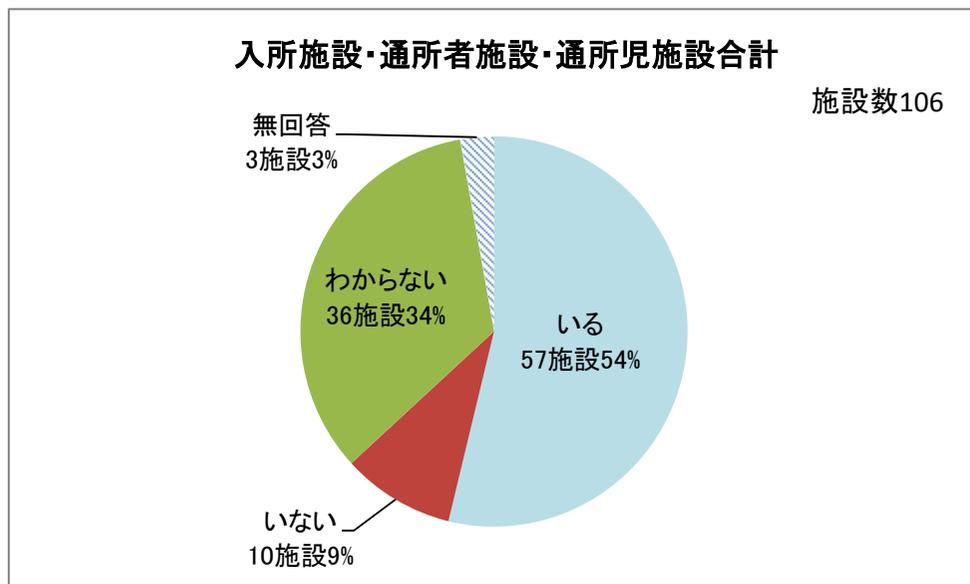


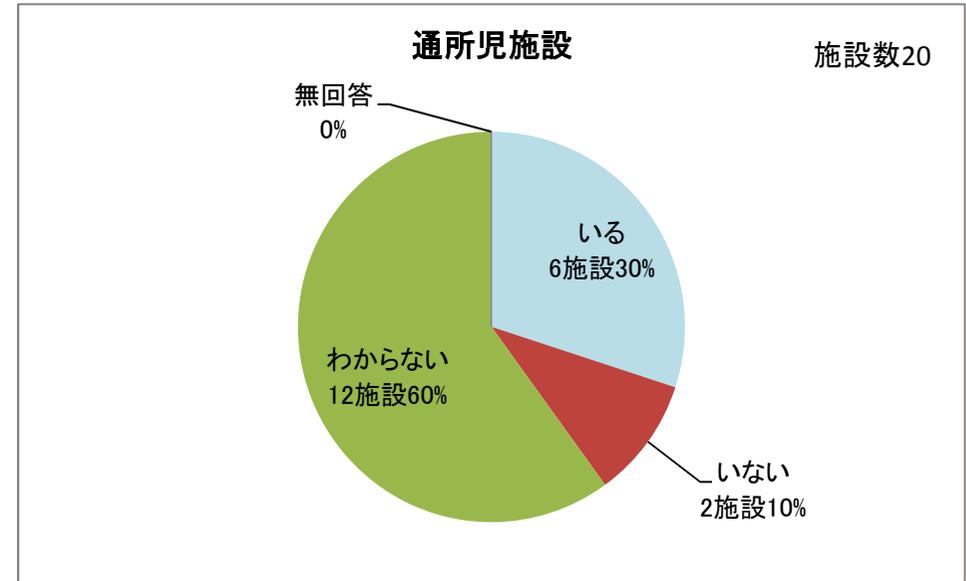
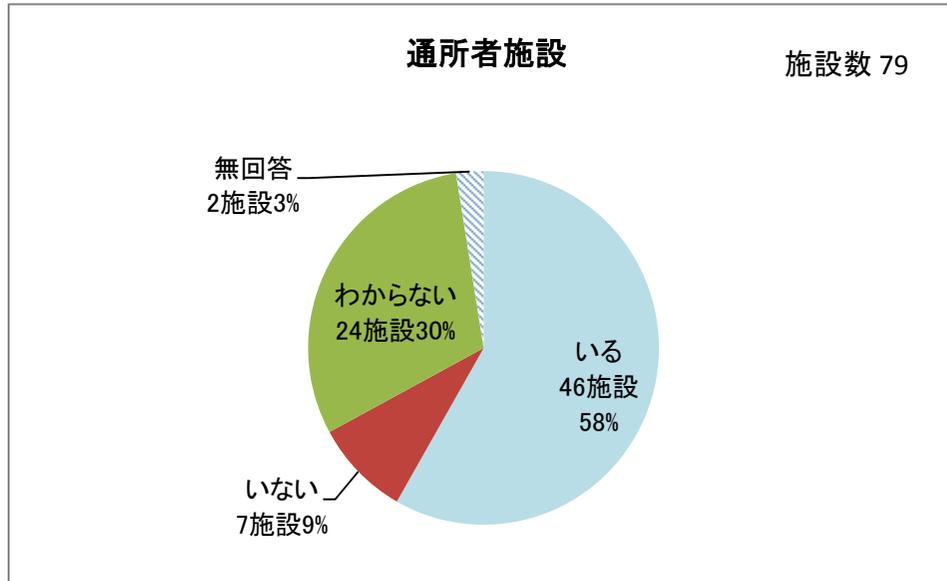
問2 現在歯科治療が必要と思われる人は何人いますか

1. おおよそ_____人
2. いない
3. わからない

歯科治療が必要と思われる人のいる施設	入所施設	通所者施設	通所児施設	合計
いる	5	46	6	57
いない	1	7	2	10
わからない	0	24	12	36
無回答	1	2	0	3
合計(施設数)	7	79	20	106

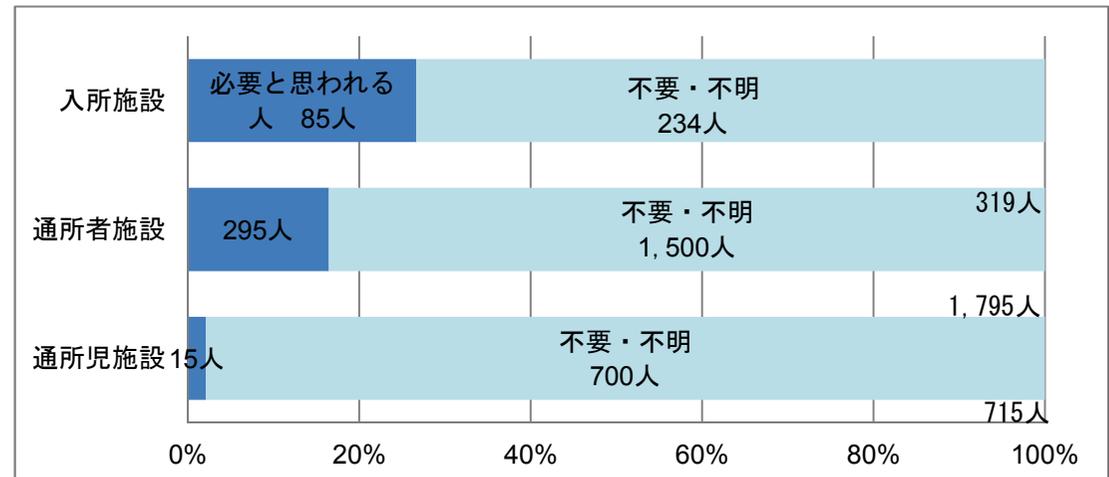
歯科治療が必要と思われる人のいる施設





歯科治療が必要と思われる人数

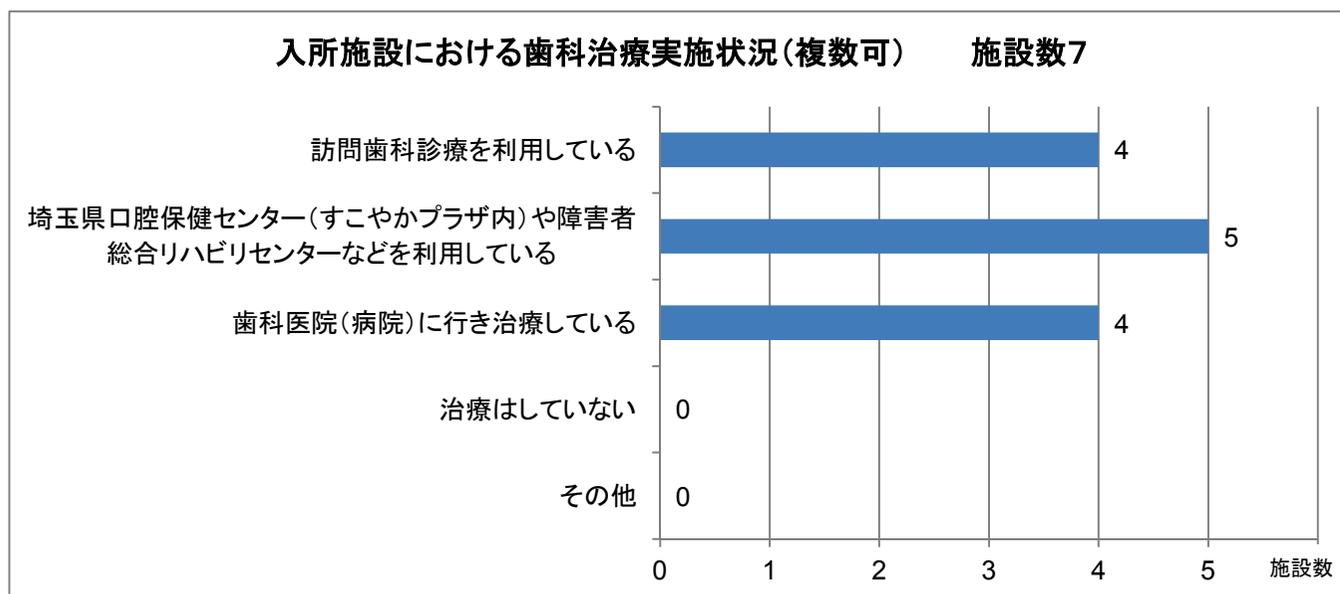
歯科治療が必要と思われる人のいる施設数	入所・通所者数	歯科治療が必要と思われる人(人)	割合	
入所施設	5	319	85	26.6%
通所施設(者)	46	1,795	295	16.4%
通所施設(児)	6	715	15	2.10%
計	57	2,829	395	14.0%



入所施設

問3 歯科治療はどうしていますか（複数可）

1. 訪問歯科診療を利用している
2. 埼玉県口腔保健センター（すこやかプラザ内）や障害者総合リハビリセンターなどを利用している
全身麻酔で治療した人はいますか いる いない
3. 歯科医院（病院）に行き治療している
4. 治療はしていない
5. その他（ ）



※全身麻酔で治療した人 1名回答あり

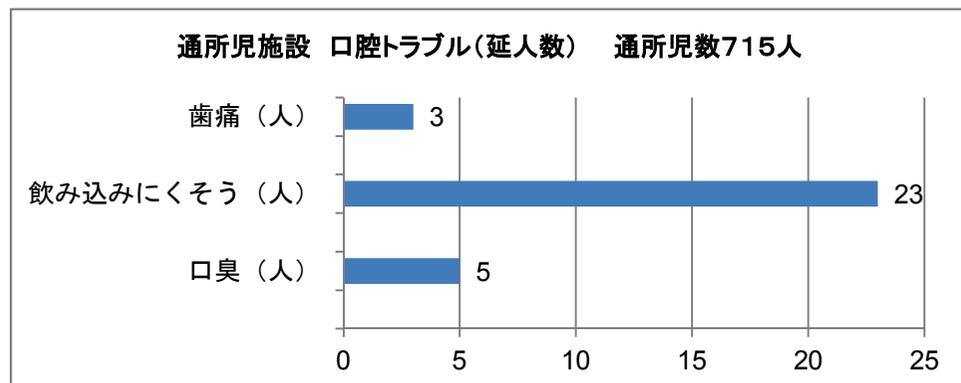
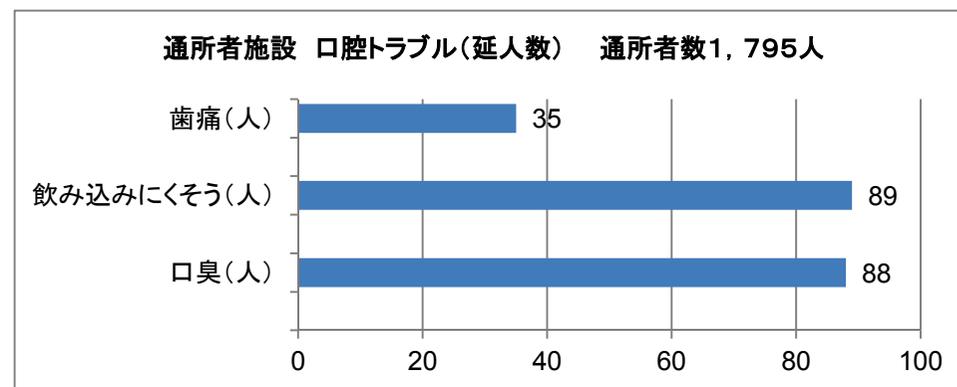
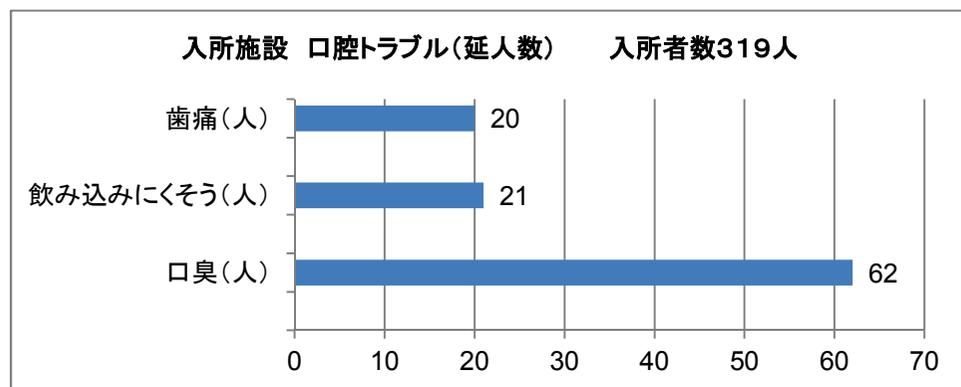
5. その他欄記載なし

問4（入所施設）入所者の口腔のトラブルについてあてはまるものに○をしてください（複数可）

問3（通所施設）通所者の口腔のトラブルについてあてはまるものに○をしてください（複数可）

1. 歯が痛そうな人がいる（おおよそ_____人）
2. 飲み込みにくそうな人がいる（おおよそ_____人）
3. 口臭が気になる人がいる（おおよそ_____人）
4. 特に気になることはない
5. その他（_____）

	入所・通所者数	口腔トラブル延人数			
		歯痛	飲み込みにくそう	口臭	
入所者施設	319	103	20	21	62
通所者施設	1,795	212	35	89	88
通所児施設	715	31	3	23	5
計（人）	2,829	346	58	133	155



5. その他（自由記載）

入所施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 義歯の調整が必要 ・ 歯肉炎、歯垢、口内炎
通所者施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ みなさん定期検診を行い予防に力を入れている ・ 短期入所施設なので在宅で対応しています ・ 開所して1年足らずで、今のところ大きな問題はないが、潜在的に課題はあると思っている ・ 様々な理由で歯科への通院を拒絶している人がいる ・ 直近の歯科通院者は1名 ・ 重症心身障害児のため口腔ケアがやりにくい（口が開かないなど） ・ 大きな口を開けるとあごが外れる人がいる ・ トラブルがありそうな人はいるが、本人は大丈夫といっている ・ 「歯が痛そうな人がいる・飲み込みにくそうな人がいる・口臭が気になる人がいる」にあてはまる人はいるが人数は不明 ・ むし歯と思われるものはいるが痛みなどの訴えはない ・ 個人で治療になかなかいけない、歯がない方がいる ・ 抜けた歯があるが入れ歯等の対処をしていない ・ 歯がない人や治療が困難な人が多い ・ 歯がなくなってしまっている ・ 歯茎の痩せが目立ち、歯根が見えている 歯は磨いていない様子で、茶色く変色している ・ 歯肉炎、歯垢、歯石、口腔出血 ・ 歯茎からの出血、初期のむし歯 ・ 舌が痛む人や耳下が痛む人がいる
通所児施設	<p>皆さん生え変わりの時期なので、それぞれに痛みなどがあることもある ・ 児童の為、歯の生え変わりが多い</p>

問5（入所施設） 口腔ケアは誰がやっていますか（複数可）

問4（通所施設） 通所施設内の食事の後等の口腔ケアは誰がやっていますか、あてはまるものすべてに○をしてください

1. 歯科衛生士 2. 施設の職員 3. 本人 4. 実施していない 5. その他（ ）

口腔ケア実施者	入所施設 (施設数 7)	通所者施設 (施設数 79)	通所児施設 施設数(20)	合計 (施設数 106)
歯科衛生士	3	1	0	4
施設の職員	6	46	12	64
本人	4	56	8	68
実施していない	0	12	5	17
その他	0	6	1	7
無回答	0	2	2	4

5. その他

○通所者施設

- ・施設では口腔ケアを行わず、ご家庭で行っている利用者がいる
- ・必要な方には職員が確認を行っている
- ・一部本人が行っている
- ・特に決まっていますが、自主的に歯磨きを行っている利用者もいます
- ・家族
- ・就労先の作業所にて歯科衛生士の方をお呼びして、歯磨きチェックをしてもらっている（年1回程度）
- ・自宅にて

○通所児施設

- ・看護師、理学療法士

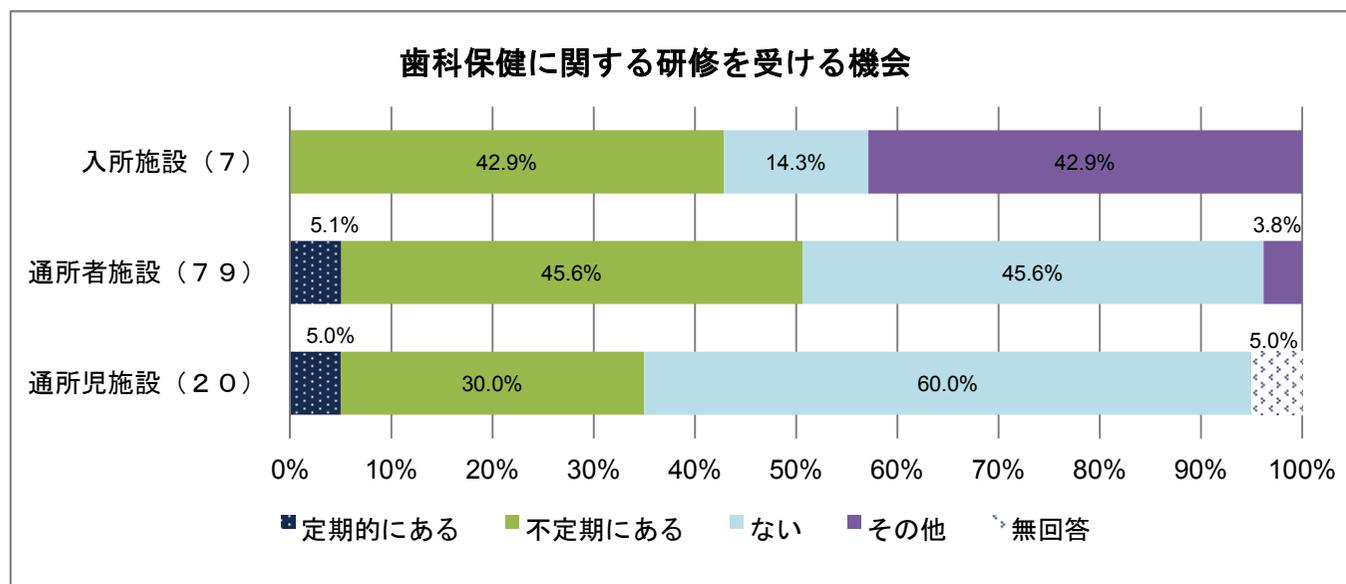
問6（入所施設）職員の方は、歯科保健に関する研修を受ける機会がありますか（1つ）

問5（通所施設）職員の方は、歯科保健に関する研修を受ける機会がありますか（1つ）

1 定期的にある 2. 不定期にある 3. ない 4. その他（ ）

	定期的にある 回答施設数・割合		不定期にある 回答施設数・割合		ない 回答施設数・割合		その他 回答施設数・割合		無回答・割合	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
入所施設(7)	0	0	3	42.9%	1	14.3%	3	42.9%	0	0
通所者施設(79)	4	5.1%	36	45.6%	36	45.6%	3	3.8%	0	0
通所児施設(20)	1	5.0%	6	30.0%	12	60.0%	0	0	1	5.0%

※四捨五入しているため、100%とならない場合がある



4. その他

○入所施設

- ・平成28年2月頃「障害者等歯科保健医療推進事業」(埼玉県・埼玉県歯科医師会)による職員研修を実施予定
- ・看護師が年に一度、口腔ケアについて指導

○通所者施設

- ・研修案内による研修と歯科医による指導
- ・平成28年2月頃「障害者等歯科保健医療推進事業」(埼玉県・埼玉県歯科医師会)による職員研修を実施予定
- ・必要な研修は人員をやりくりして受ける用意がある

問7 入所者の口腔状態・歯科治療について感じていることがございましたらご自由にお書きください

例 むし歯や歯科疾患の予防について、日頃のケアについて

受診（歯科）をするにあたり困ったこと等

<p>状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者特有の長期に薬を飲み続けている（てんかん薬など）関係からか、歯茎が盛り上がったたり年齢が上がって施設入所した際にはすっかり歯が抜けてしまっている方も多いです。 したがって食事も丸飲み、高齢とともに消化不良や逆流性食道炎を起こす方も多く、食事形態を一口大・きざみ・トロミ。おかゆ・ソフト食と変更していきながら経口摂取を努力していますが最後には胃ろうといわれ、本人の了解・保護者の了解は大変難しい対応を迫られております。 その胃ろうも医療行為として施設では出来ない場合もあります。障害者の老化は年齢に伴わず非常に早く、保護者に説明しても「施設入所したらこうなった」と抗議されることも多くあります。 障害者の機能退化は避けられず、保護者は施設入所したら障害が治ると思い込む（他力本願）、施設の対応も限られた職員数と収入では、とても満足の行くケアはできていないのが現状です。 ・ 本来全員の口腔状態を知る上で、全員の受診を行いたいが、利用者さんの協力が得られず、歯科をまったく受けていない利用者さんがいるのが現状である。また歯科検診を受けても、治療の段階で口を開けておくことができず、治療ができない利用者さんがいるのが現状である。
<p>研修</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 口腔ケアに関する基本的な知識や技術を習得する機会がない。 （平成 28 年 2 月頃「障害者等歯科保健医療推進事業」（埼玉県・埼玉県歯科医師会）による職員研修を実施予定）
<p>治療</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歯科治療については通院が主で、予防は訪問診療ですが、通院時は車イスの方が受診できる歯科、障害者への理解のある医師を探すのに苦労しております。受診可能な医療機関一覧があれば助かります。あと力のある方のためのネット使用の治療ができる民間の歯科も知りたいです。 ・ 全身麻酔、静脈麻酔を年に何度も行い検診することのリスクについて、疑問が残る。クリーニングだけであれば、年に 1 回で良いのではないかと思います。 ・ 現在訪問歯科を 47 名中 34 名利用しています。

問6 通所者の口腔状態・歯科治療について感じていることがありましたらご自由にお書きください

例 歯科治療できるところがわからなくて困っている

状況	<p>通所者施設</p> <ul style="list-style-type: none">・特に問題ございません。・適切な歯磨きができる方が少ない。そのため、食べかすがあつたり、歯垢が多かつたりする方が多く虫歯や歯肉炎のリスクが高い。・寝る前の歯磨きが重要となるが、家庭内での補助やケアへの意識があるか疑問の方が多。・治療が必要にもかかわらず、治療を拒否する方がいる。・治療を警戒して痛みを我慢してしまうことや訴えること自体が苦手な方がいるため、口腔状態の把握が難しい。・精神障害の方が多共同作業所では、精神症状が悪化していた時期に口腔ケアが行き届かなくなったことが原因で、入れ歯になっている人が何人かいますが、一人一人の通所者の状況把握はなされていないのが実態です。・家庭との口腔ケアに対しての連携、家族から歯科通院を依頼された際の対応（施設として対応すべきか等）・現時点では、本人状況及び情報等を含めると保護者にて歯科通院をすることが望ましいと考えているが、保護者の高齢化等の理由もあり施設へ依頼されるケースも出てくると予想している・昼食後の歯磨きは職員と一緒にしています。歯科治療については各ご家庭にお任せしているのが、現状です。・就労系サービスの場合は施設職員による口腔ケアをしていないため、定期的な把握ができていない。・知的障害は多数のため本人達にどのように理解してもらうか困っている。・通所中は促すことで歯磨きを出来ているが、自宅では全く磨けていない利用者様が複数人いる。・歯科医師や、歯科衛生士さんが本人や家族に細かく指導してくれるのでよく理解できると言っている。・歯磨き支援を嫌がる方もいる。・食事を嚙まずに飲み込む利用者さんが多。・自分の生活や関心事で精いっぱい、口腔ケアまで意識が向かなかつたり、これまでの生活習慣の中に歯みがきの習慣がない人もおり、取り入れることに困難さがある。・加齢に伴い、歯周病にかかっている疑いのある通所者が数名いる。・本人の拒否が強い、家族がいない、同行援助、通院介助等つかえない、という方は、どうしたら良いのでしょうか。・口腔、歯科治療については、利用者家族に任せている。必要に応じて、歯科医師の紹介をしている。・恐怖心が強く、歯科医院に行くことが全くできず、歯が溶けている入居者への対応に苦慮しています。・歯磨きはできるが、ほとんど磨くことができず歯肉炎で歯茎が腫れ上がっているが、職員に支援さえることは恐くて受け入れることができない方への対応方法が見いだせず、働きかけはしているもの、歯槽膿漏になり歯が抜けてしまうのではないかと心配しています。
----	---

<p>予防</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・年2回の定期検診を施設で行っているため、利用者の方全員が、かかりつけの歯科医をもつようになりました。今のところ、問題は、ありません。 ・個人的に歯科検診を受けている利用者はよいが、家庭環境により歯科検診や治療を受けられない利用者があるため訪問歯科や障害のある方の治療実績のある歯科医院の情報不足。 ・当事業所は、さいたま市歯科医師会のご協力により、問診、歯科健診、ブラッシング指導等を業務委託しています。 ・基本的に歯科治療については各ご家庭に委ねて通院や定期検診を行っていただいている。事業所では食事後の歯磨きやうがい等を促し、仕上げ磨きや口腔状態の確認を行っている現状である。 ・毎年、定期的に検診を受けているので、以前に比べ、受診率も上がり、口腔状態も改善していると思います。 ・同じ法人に所属する歯科衛生士の指導のもと、個々の利用者の口腔の状況にあわせ、歯ブラシの硬さを選んで、口腔ケアを実施しています。専門職からのアドバイスがあるので、利用者も介護者も意欲的に口腔ケアに取り組みます。 <p>このような取り組みがもっと広がると良いと思っております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年、歯科検診を実施しているが、口腔内の状態はよいと、歯科医師、歯科衛生士の方にはおほめの言葉をいただいている。 <p>ただ、歯科健診が木曜日に行われるので、この曜日に来ない方は現在受けていないので（お誘いはしているが）年1回のチャンスなので残念。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歯科衛生士に口腔内の定期的な健診をして頂くだけでもかなり違うと思いますので是非検討して頂きたいと思います。 ・去年まで知り合いの歯科衛生士さんをお呼びしてチェックをしていましたが、都合により今年から出来なくなってしまいました。 <p>今後口腔内の状況把握をしたいとは思っているのですが、どの機関に相談したらよいか分かりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口腔ケアの研修について、高齢者に関するものは多いが障害児（中でも重度心身障害時）に関するものが全くないので正しいケアの仕方が分からない。 ・重心の方がほとんどなので口腔センターに定期検診に行っているが、治療となると全身麻酔をしなければならないので、日頃の歯磨きには十分配慮しているが実際虫歯になった場合は大変である。 ・歯磨きを嫌がる方が多く、工夫しながら行っているが効果的な歯磨きの仕方が知りたい。 ・利用者の歯磨き時間が短く、また、まんべんなく磨けていない。 ・希望者には訪問歯科医師を招き定期検診や治療を行っているが、基本的に歯科治療については各ご家庭に委ねて通院や定期検診を行っている。事業所では食事後の歯磨きやうがい等を促し、仕上げ磨きや口腔状態の確認を行っている現状である。 ・家庭によって予防歯科や治療についての知識や考え方の違い、関心の有無がはっきりと別れている、と感じる。 ・保護者の高齢化などにより、検診や診察を受けることが困難な通所者向けに訪問歯科検診や歯磨き指導などを受ける機会があればよいと思う。また、施設の職員も通所者の口腔状態を把握する必要があると感じる。 ・家庭での取り組みに大きな差があり、歯や口腔状態の大切さについて伝えていく必要がある。 ・現在定期的に歯の状態を検診している人が2人いる。そういう人が増えるよう指導していきたい。 ・予防的側面からも、定期的に歯科検診を受けることは大変意義あることと理解しております。 <p>一方で、治療期間中に不安感が強いあまりに、通院を止めたり、先延ばしにしてしまう利用者の方がいらっしゃるという事実もあります。施設の側で検診</p>
-----------	--

	<p>を義務化するわけにも参りませんので、利用者各位の自主性にお任せするという、消極的対応にとどまっている次第です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般企業で働いている入居者が3人。企業では歯科検診は行われず、口腔状態は虫歯など痛みがでてからわかり、歯科通院して治療している。企業で歯科検診のない入居者は、定期歯科健診へ行くことを忘れがちになってしまっており、障害があり職場で検診の行われない方は、特に受けやすくなる仕組みがあればと思う。 ・これまでは自分で歯磨きができていた方ですが、高齢となり障害も重度化してきたことで歯磨き支援を受け入れにくくなってしまいます。本人と話をしながら磨いていますが、お互いがしんどい状況での支援となっています。お互いが負担感を感じずある程度の口腔ケアをできる方法はないのでしょうか。 ・歯磨きは基本的に本人が行うのですが、やはり歯肉炎の方が多いのが現状です。どうしても磨き残しがあったり、手の操作がうまくできないことでブラシを口腔内に行き届かせることが難しかったりします。また、本人が職員の支援を受け入れることを拒否している場合もあります。本人が歯磨きを行う中で、歯肉炎を少しでも軽減できる方法があれば教えていただきたいと思います。 ・歯痛をご自分で訴えられる方ばかりではありませんので、定期に診察を受けることは重要なことの一つだと思います。特に自分で磨くことが難しい方の場合、奥歯を磨くことが大変だなと感じます。 ・うがいができず、水を飲みこんでしまう利用者の方には歯磨き粉が使い辛かったですが、入浴の際にそれを使用して、洗い流すようにすると、飲み込まずに済むということが分かりました。 ・ご両親のいらっしゃる利用者の方には、歯磨きの重要性や習慣づけをご家庭にもご協力いただくと、本人の面倒がりも多少やわらいだと感じます。
研修	<ul style="list-style-type: none"> ・口腔ケアに関する基本的な知識や技術の習得をする機会がない (平成28年2月頃「障害者等歯科保健医療推進事業」(埼玉県・埼玉県歯科医師会)による職員研修を実施予定) ・歯磨き等の指導は施設職員が行っているが、上手に行えるような習慣がなかなか付かず、口腔ケア等の指導を行って頂ける事があれば助かります。 ・家族には単なる早食いと捉えられているが、実際には咀嚼がよくできておらずに丸呑みに近い状態になっている方がいるので、家族向けの講座のようなものがあるとよいと思います。 ・職員が口腔ケアを学ぶ機会がない。 ・無料で歯科衛生や口臭についての講座があれば是非生活支援の一環で取り入れたい。 ・入れ歯をしている入居者が2人。洗浄は、毎夜ポリドントなどの洗浄液で行っているが、入れ歯や口腔内を清潔に保つ方法などがあれば学びたい。 ・5人の入居者は自分で口腔ケアを行っているが、簡単にわかりやすくできるケアや、虫歯予防など、入居者とともに受けられる講習があれば良いと思う。 ・歯磨きは基本的に本人が行うのですが、やはり歯肉炎の方が多いのが現状です。どうしても磨き残しがあったり、手の操作がうまくできないことでブラシを口腔内に行き届かせることが難しかったりします。また、本人が職員の支援を受け入れることを拒否している場合もあります。本人が歯磨きを行う中で、歯肉炎を少しでも軽減できる方法があれば教えていただきたいと思います。 ・寝たきりの方の口腔ケアをスポンジブラシで行っていますが、その方法で適切なのでしょうか。ケア方法は訪問看護師に教えていただきました。

	<ul style="list-style-type: none"> ・職員が直接口腔ケアの支援をしている入居者は1人。うがいのできない入居者のブラッシング方法、歯磨き粉の種類など日ごろのケアについて学びたいと思う。 ・4人の入居者は自分で口腔ケアを行っているが、簡単にわかりやすくできるケアや、虫歯予防など、入居者とともに受けられる講習があれば良いと思う。
治療	<ul style="list-style-type: none"> ・当事業所の通所者は、就労のサービス利用者で、歯科受診の必要の有無は自己判断にて行えている。 また、歯科受診する医療機関の選定においても、各利用者の地域にある医療機関を自己にて選んでいる状況である。 ・歯科治療の際に全身麻酔が必要な利用者もあり、全身麻酔によるリスクを考えると治療を躊躇することがある。 ・口腔状態や歯科治療については基本的に利用者本人に任せています。 口臭についてはビジネスマナーの一環として伝えていますが、なかなか本人に直接的に言いにくいのが現状です。 口腔ケアに関する資料があれば頂きたいです。 ・基本的に歯科治療については各ご家庭に委ねて通院や定期検診を行っていただいている。事業所では食事後の歯磨きやうがい等を促し、仕上げ磨きや口腔状態の確認を行っている現状である。 ・希望者には訪問歯科医師を招き定期検診や治療を行っているが、基本的に歯科治療については各ご家庭に委ねて通院や定期検診を行っている。事業所では食事後の歯磨きやうがいを促し、仕上げ磨きや口腔状態の確認を行っている現状である ・基本的に歯科受診はご家庭にお任せしている。年2回の健康診断においても特に口腔検診は入っていない。先日も食事が摂れないほどの口内炎の症状が見られた利用者さんの緊急受診を試みたが、引き受けてもらえる医院が近隣になくて往生した経験があった。自分から痛みを訴えることが困難な方々にとって、ご家族の眼が行き届く家庭もあるが、困難なご家庭もあるのが現実である。施設としても定期的な健診の必要性を感じていながらも、どうしても二の次三の次になってしまっているのが現状である。 ・知的障害の方などで特に障害の重い方たちは治療に苦労することも少なくありません。すこやかプラザの口腔ケアセンターはその点安心できるのですが、利用者も多いとのこと。同じような施設が増えるといいと思います。 ・家庭環境（保護者不在・高齢）によって、就労系サービスでの必要なケースはあるが、積極的な治療を施設として勧める事はできない。 ・障害理解のある歯科医が不明で紹介できる医院が分からない。 ・歯科治療に関しては、保護者が口腔センター等に健診及び治療通院しています。口腔内の衛生等に関しては、保護者・職員がおこなっております。 ・医療的ケアのある方重度心身障害の方の通院は、なかなか体調面等難しい点もあります。現在は、制度的に難しい通所施設での訪問診療等は出来なんでしょうか？ ・明らかに歯科通院が必要と思われる方で、保護者も希望しているが、ご本人の気持ちが通院へと向かわないケースがある。 ・一部の利用者には歯の治療を勧めているが、強制力がなく、家庭でもあまり気にしていない様子です。本人は気にはなっているようだが、面倒なことと、治療費の心配があり、歯科受診していない。 ・ホーム近くの歯科医院で治療を拒否された。

- ・強度行動障害があり、ホーム近くの歯科医を受診できない。
 - ・精神や知的の利用者さんが、安心して通える歯科医を、ホーム近くで見つけ、関係を作るのには時間がかかる。
 - ・治療中に些細だがトラブルがあり、予定の治療を早く切り上げようとされることがあった。
 - ・ホーム職員だけで、すこやかプラザまで、送迎と受診同行することが難しい。
 - ・家族が連れて行くことになっている利用者があるが、なかなか治療に連れていってくれない。
 - ・障害年金と作業所の工賃で生活している方などで歯科受診が困難な入所者がいます。
 - ・人によって、精神科以外の科にかかることの意識や特に歯科に関する治療の意識が低い傾向にある。
- また、歯科治療で長時間口をあけたり、削る音が怖くて全身麻酔をしてくれる医院を探すなど苦労している利用者もいる。
- ・過去に受けた治療について、本人が理解し納得していなかったり、痛みを怖がっていたりと、歯科治療につながることへの抵抗感が強い人もおり、治療につなげる困難さがある。
 - ・歯科治療の必要性がある人は多いと思うが、本人が治療する必要性を感じていなかったり歯磨きをする習慣がなく、どういう働きかけをしていけるかわからない。
 - ・本人の話・様子から歯科検診の必要があると思われる場合には、保護者に通院を勧め、具体的には県歯科医師会の口腔センターや朝霞向陽園などを紹介しています。保護者が通院に困難等の場合には通院支援も行っています。
 - ・口腔保健センターは次の予約までに3か月待ちとなってしまう、定期的な口腔清掃を行いたくても難しいと感じています。ホーム近くの歯科医院で障害の重い方（例えば てんかん発作のある方）の口腔内清掃のみでも受け入れていただきたいのですが、難しいのでしょうか。ホーム側では受け入れていただくのは難しいと判断してしまい、相談をしたことはないのですが…。障害の軽い方は単独通院で受け入れていただいています。
- 障害のある方が、地域に根差して生活していくためには地域の医療機関との連携が欠かせないとは思ってはいるものの、そこに対して踏み込みが弱く専ら口腔保健センターを頼ってしまう状況を改善したいとは考えているのですが、何も進められていないのが実情です。
- ・抜歯等の治療に過度な恐怖心を抱いている方がいらっしゃったのですが、ご家族の判断で全身麻酔をされた方がいらっしゃいました。
 - ・聞いた話ではありますが、通院される利用者が非課税世帯であることを、病院好きを利用して、治療を引きのばすといったケース（歯科に限らずですが…）があるそうで、予想より長引くと、適切な治療がなされているのか心配に思うことがあります。
 - ・近隣に歯科医も多くすぐに受診できています。
 - ・全員が治療を終り定期的にケアにつとめています。

<p>状況</p>	<p>通所児施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳歯から永久歯へ生え変わりの際、誤嚥が心配である。 ・口腔ケアを嫌がる児童もあり（口を開けない等）、歯科衛生が保たれているか不安な部分がある。 ・歯科口腔のトラブルや心配事などは、親御さんからの要請や親御さんとの話し合いにもとずいてその都度、対応している。 ・特にありません。
<p>予防</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・歯科医院未受診の方も検診等をとおして、小児歯科医院を紹介していただき予防や治療ができるようになってきている。 ・大宮歯科医師会による年2回の歯科健診および週2回のフッ素施行（職員が施行）と、口腔衛生に関して、丁寧にご指導と見守りをいただいています。ほとんどの子供たちが、かかりつけ歯科があり、ご家族の方々のご理解、ご協力もしっかりしています。 ・園での歯科検診を機に歯科に通院できるようになった。 <p>定期的に虫歯を予防することが難しい。障害がある故、歯科受診の難しさを抱えている。</p> <p>家庭でのブラッシングがなかなか行なえていない。年1回のブラッシング指導だけではなく、もっと回数を増やしての必要と感じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者が、幼児期、学童期のお子さんなので、親御さんと歯科医院で検診を受けたり学校での検診をうけていらっしゃる。 ・年に1回、歯科医師会の医師・衛生士による歯科検診を実施している。 ・検診では、慣れた園内で実施する以外にも、歯科医師・衛生士の方々が児の緊張をほぐすように対応して下さり、歯科口腔ケアに関して関心を持ったり、かかりつけ医の紹介や相談など出来る良い機会となっている。当センターでは、このような機会があるが、利用者・家族・職員ともに気軽に相談や紹介等をして下さる所を知りたいと思う。 ・通院以外でも、訪問歯科を利用している児童もいる。
<p>治療</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児期から学童期の子どもたちが中心なので、保護者も家庭において積極的にケアしているが、肢体不自由と知的の重複障害がほとんどのため、気軽に相談や受診できる歯科（口腔外科）が近隣にない場合がある。 ・発達障害児では、新しい環境への適応が難しいこともあり、慣れない歯科では不安と感ずることも多く、なかなか歯科通院が出来なかったり、かかりつけ医を見つけられない状況である。 ・重症心身障害児なので、齲歯になってしまうと、麻酔の使用が難しかったり、治療が大変になってしまう為か、保護者が口腔衛生に関してはとても気を配っており、歯科通院はまめに行っている児童が多い。その為か、児童の口腔状態は良好に思える。当施設では、食後の歯磨き丁寧に行う様に心がけている。

高齢者施設における歯科口腔保健状況 アンケート調査結果について

平成28年6月30日

さいたま市 高齢福祉課・健康増進課

高齢者通所・入所施設における歯科口腔保健状況アンケート調査結果について

1 調査方法

(1) 対象

さいたま市内の通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所
さいたま市内の介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、グループホーム、サービス付高齢者向け住宅

(2) 方法 市から各施設に郵送により送付し、FAXにより回答

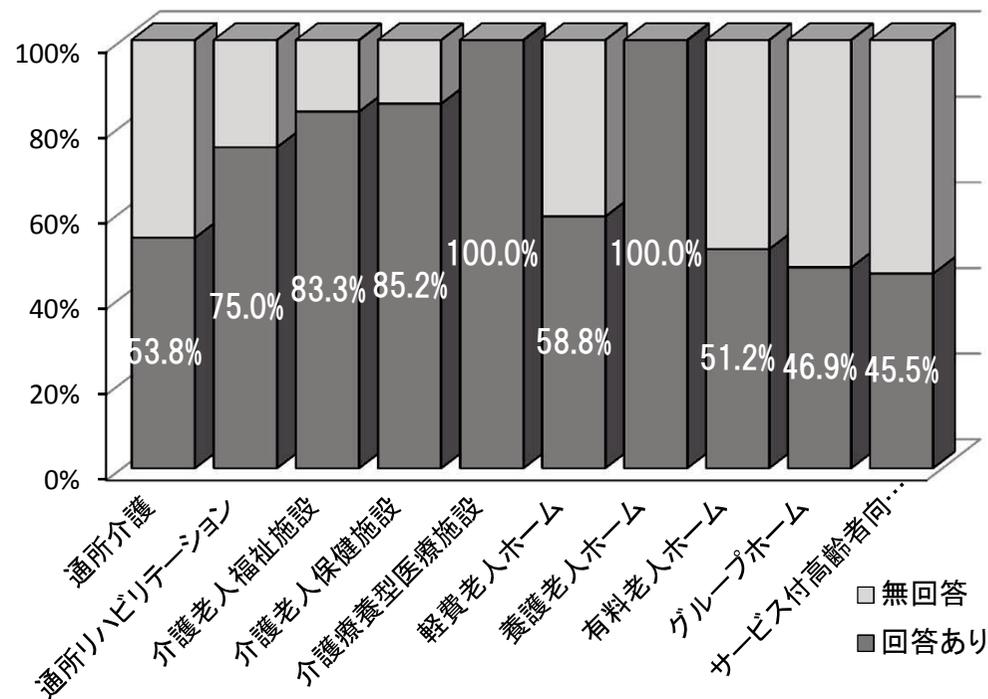
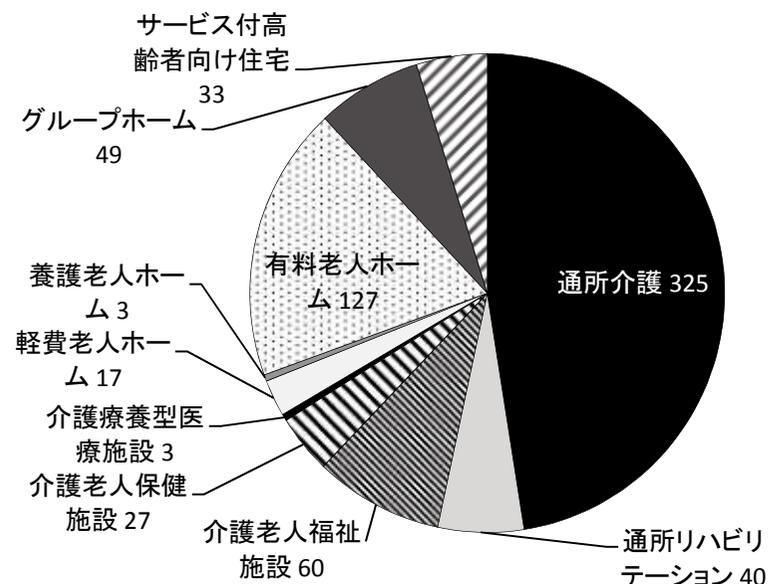
(3) 時期 平成28年5月

2 調査内容

歯科検診の実施、歯科口腔衛生に係る加算の算定、治療、口腔ケア、歯科口腔状態、職員に対する研修の有無の状況

3 回収結果

	施設数	回答数	回答率
通所施設	365	205	56.2%
通所介護	325	175	53.8%
通所リハビリテーション	40	30	75.0%
入所施設	319	192	60.2%
介護老人福祉施設	60	50	83.3%
介護老人保健施設	27	23	85.2%
介護療養型医療施設	3	3	100.0%
軽費老人ホーム	17	10	58.8%
養護老人ホーム	3	3	100.0%
有料老人ホーム	127	65	51.2%
グループホーム	49	23	46.9%
サービス付高齢者向け住宅	33	15	45.5%
合計	684	397	58.0%



(参考) 施設の種別について

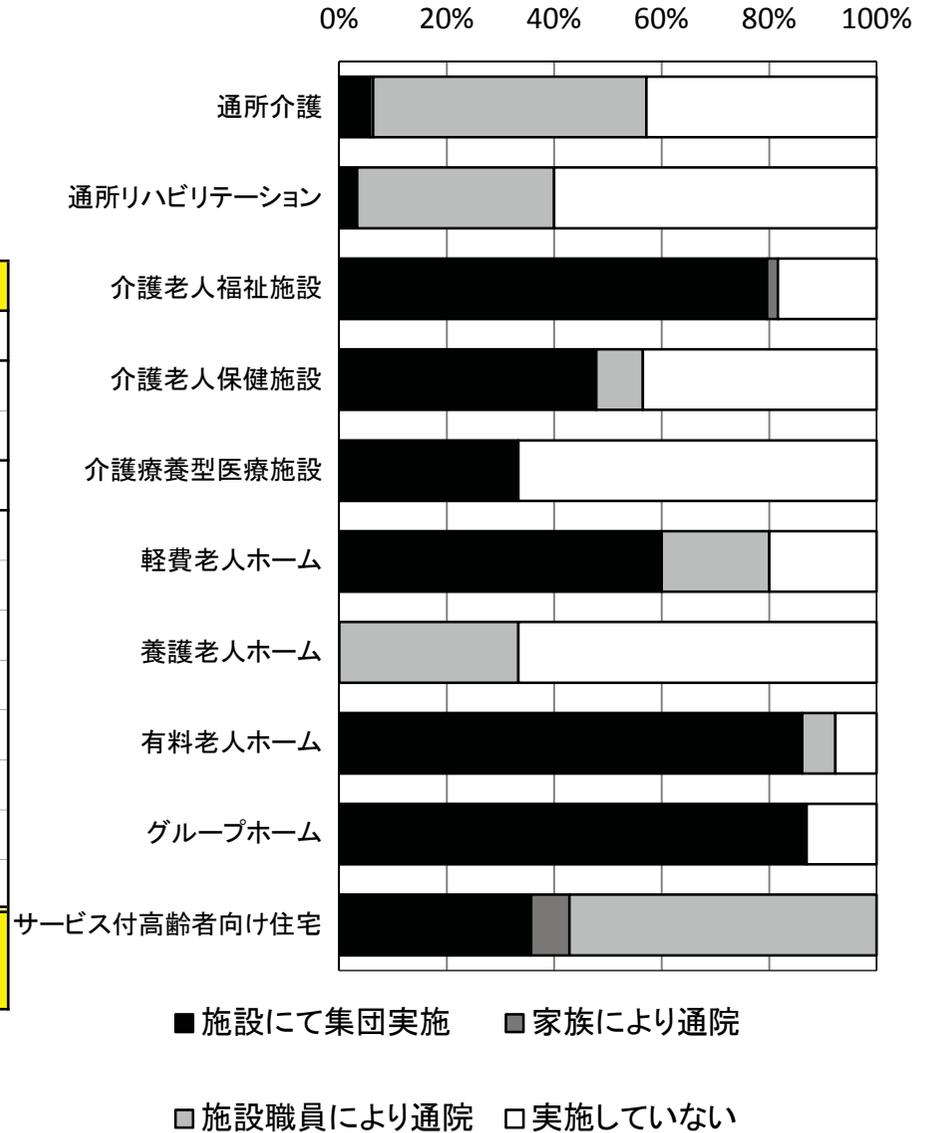
通所施設	通所介護 (デイサービス)	食事、入浴等の日常生活上の支援や、生活機能向上のための支援を日帰りで行う施設 介護予防のため、日常生活を想定した機能訓練を実施する施設
	通所リハビリテーション (デイケア)	生活機能向上のためのリハビリテーションや入浴等の日常生活上の支援を行う施設 (医療機関、介護老人保健施設等) (要介護) 介護予防のため、日常生活を想定したリハビリテーションを行う施設 (要支援)
入所施設	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常時介護が必要で在宅では介護が困難な場合に入所し、日常生活の支援や機能訓練等を行う施設 (原則、要介護3以上)
	介護老人保健施設 (老人保健施設)	病状が安定している方に、在宅生活への復帰のため、医学的管理のもとで看護、介護、リハビリテーションを行う施設 (原則、要介護1以上)
	介護療養型医療施設 (療養病床)	急性期の治療が終えた後に、医学的管理のもとで長期間にわたる療養や介護が必要な場合に入所し、必要な介護を行う施設 (原則、要介護1以上)
	軽費老人ホーム (A型、B型、ケアハウス)	在宅での自立した生活に不安がある60歳以上の者に、無料又は定額な料金で、食事、入浴準備、相談等の支援を行う施設。ほとんどの施設では、介護保険を適用 (特定施設入居者生活介護) して施設が日常生活の支援や機能訓練を行っている (原則、自立又は要支援)
	養護老人ホーム	家族や住居の状況及び経済的な理由により、在宅での生活が困難であると福祉事務所長が判断した方が入所する施設
	有料老人ホーム	入居者向けのサービスがついた高齢者の居住施設で、介護が必要になった場合は、ほとんどの施設では、介護保険を適用 (特定施設入居者生活介護) して日常生活の支援や機能訓練を行っている (施設により、介護度は様々)
施設	グループホーム (認知症対応型共同生活介護)	認知症のある方を対象に、5～9人の少人数で共同生活を営みながら日常生活の介護を行う施設 (要支援2以上)
	サービス付高齢者向け住宅 (サ高住)	バリアフリー構造等を有し、生活相談や安否確認等のサービスを行う高齢者のための住宅 (自立～軽度の要介護)

4 調査結果

(1) 歯科検診についてお伺いします。(一つ)

- 1 施設に歯科医師等を招いて集団で実施している
- 2 施設の職員が歯科医院(病院)に連れて行って実施している
- 3 本人や家族が歯科医院(病院)に行つて実施している
- 4 実施していない

	1	2	3	4	合計
通所施設	11	1	100	93	205
通所介護	10	1	89	75	175
通所リハビリテーション	1	0	11	18	30
入所施設	138	2	17	33	190
介護老人福祉施設	39	1	0	9	49
介護老人保健施設	11	0	2	10	23
介護療養型医療施設	1	0	0	2	3
軽費老人ホーム	6	0	2	2	10
養護老人ホーム	0	0	1	2	3
有料老人ホーム	56	0	4	5	65
グループホーム	20	0	0	3	23
サービス付高齢者向け住宅	5	1	8	0	14
合計	149 (37.7%)	3 (0.8%)	117 (29.6%)	126 (31.9%)	395 (100.0%)

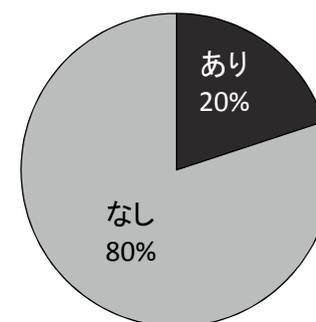


(2) 介護保険制度における加算の算定状況について（通所施設＋入所施設（介護保険施設））

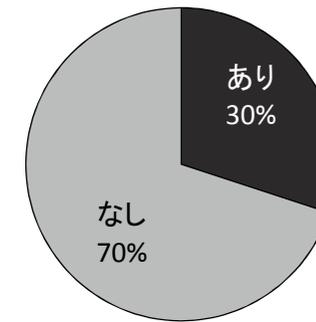
① 【通所施設】口腔機能向上加算を算定していますか。

	算定施設数			算定状況	
	あり	なし	合計	人	回
通所介護	35	140	175	766	1,421
通所リハビリテーション	9	21	30	62	117
合 計	44 (21.5%)	161 (78.5%)	205 (100.0%)	766	1,421

【通所介護】



【通所リハビリ】

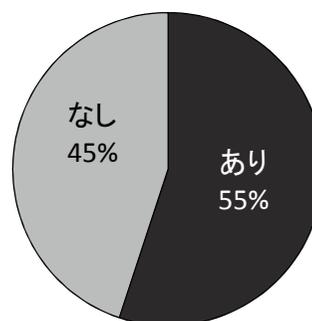


② 【入所施設（介護保険施設）】

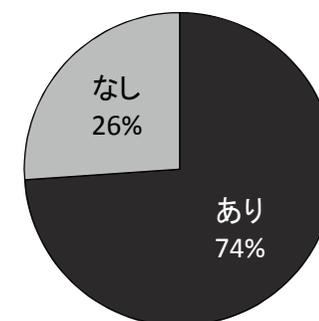
・下記の加算のうちのいずれかを算定している施設数

	あり	なし	合計
介護老人福祉施設	27	22	49
介護老人保健施設	17	6	23
介護療養型医療施設	2	1	3
合 計	46 (61.3%)	29 (38.7%)	75 (100.0%)

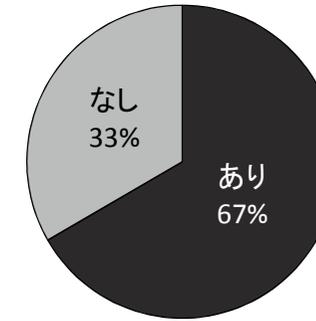
【介護老人福祉施設】



【介護老人保健施設】



【介護療養型医療施設】



・算定している加算の種類と算定数（人数）

	経口移行加算	経口維持加算Ⅰ	経口維持加算Ⅱ	口腔衛生管理体制加算	口腔衛生管理加算
介護老人福祉施設	2	174	148	1,744	23
介護老人保健施設	6	221	180	1,599	50
介護療養型医療施設	0	10	0	172	0
合 計	8	405	328	3,515	73

(参考) 加算の概要について

【口腔機能向上加算】

- ・対象者は、認定調査にて、嚥下、食事摂取、口腔清潔のいずれかに問題のある者（歯科医療を受診していると対象とならない場合がある）
- ・歯科衛生士等を中心に作成した「口腔機能改善管理指導計画」に従い、個別に口腔清掃の指導や実施、摂食や嚥下の訓練等を実施した場合に算定
- ・単位数：150単位/回（月2回が上限）

【経口移行加算】

- ・対象者は、経管により栄養を摂取している者で、経口による食事の摂取を進めるための栄養管理、支援が必要として医師の指示を受けた者
- ・医師、歯科医師等が共同で作成した「経口移行計画」に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合、1日につき算定（180日以内）
- ・単位数：28単位/日

【経口維持加算】

- ・経口維持加算Ⅰについては、摂食機能障害や誤嚥を有する入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師等が共同して、食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに経口維持計画を作成している場合であって、医師又は歯科医師の指示に基づき管理栄養士等が栄養管理を行った場合に算定
- ・経口維持加算Ⅱについては、当該施設が協力歯科医療機関を定めている場合であり、食事の観察及び会議等に、医師、歯科医師、歯科衛生士または言語聴覚士が加わった場合、経口維持加算(Ⅰ)に加えて算定
- ・単位数：経口維持加算Ⅰ 400単位/月 経口維持加算Ⅱ 100単位/月

【口腔衛生管理体制加算】

- ・歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該施設の介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っており、施設毎に「口腔ケア・マネジメント計画」を策定している場合に算定（施設に入所している全員が対象）
- ・単位数：30単位/月

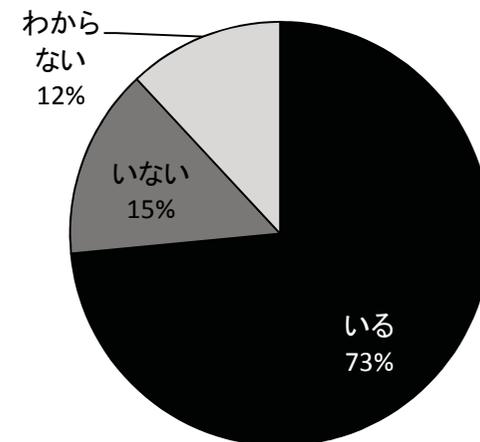
【口腔衛生管理加算】

- ・口腔衛生管理体制加算を算定している施設において、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、施設入所者に対し口腔ケアを月4回以上実施した場合に算定
- ・単位数：110単位/月

(3) 歯科治療が必要な方が何人いますか（介護保険以外の施設）

	いる	いない	わからない	合計
軽費老人ホーム	7	0	3	10
養護老人ホーム	2	1	0	3
有料老人ホーム	54	8	3	65
グループホーム	15	8	1	24
サービス付高齢者向け住宅	8	0	7	15
合計	86 (73.5%)	17 (14.5%)	14 (12.0%)	117 (100.0%)

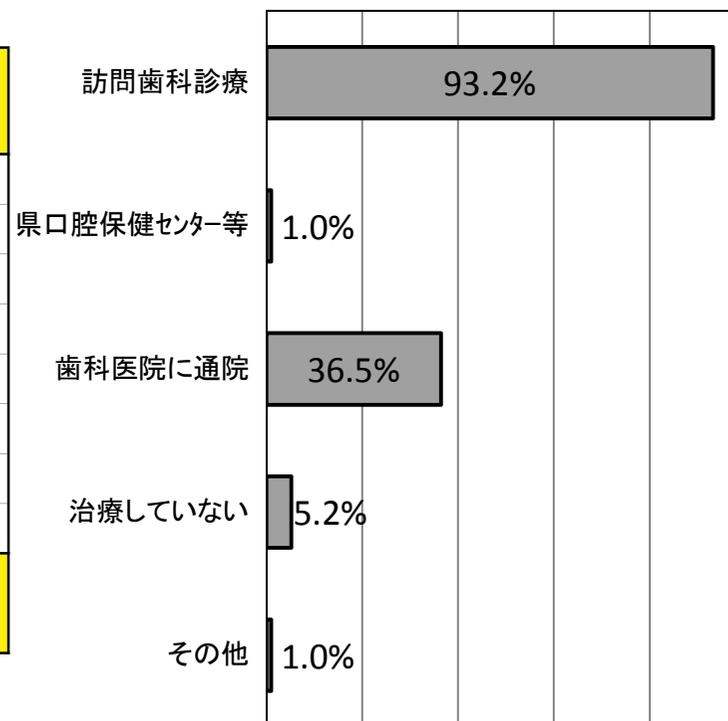
要治療	入所者数	比率
69	478	14.4%
21	260	8.1%
842	2,800	30.1%
74	432	17.1%
41	431	9.5%
1,047	4,401	23.8%



0% 20% 40% 60% 80% 100%

(4) 入所施設での歯科治療はどうしていますか（複数可）

	訪問歯科診療	県口腔保健センター等	歯科医院に通院	治療していない	その他	回答数 (施設数)
介護老人福祉施設	48	0	12	2	1	50
介護老人保健施設	22	0	10	0	0	23
介護療養型医療施設	2	0	1	0	0	3
軽費老人ホーム	8	0	7	1	0	10
養護老人ホーム	2	0	3	0	0	3
有料老人ホーム	62	1	19	4	1	65
グループホーム	22	1	9	2	0	23
サービス付高齢者向け住宅	13	0	9	1	0	15
合計	179 (93.2%)	2 (1.0%)	70 (36.5%)	10 (5.2%)	2 (1.0%)	192 (100.0%)



(その他の内訳)

- ・アンケート時点にて入所者なし
- ・無記載

(5) 入所者の口腔のトラブルについて、あてはまるものに○をしてください(複数回答可)

(上段：施設数、下段：人数)

	歯が痛そうなが いる	飲み込みにくそう な人がいる	口臭が気になる人 がいる	特に気になること はない	その他	回答数・ 利用者数
通所施設	78 (38.0%)	135 (65.9%)	117 (57.1%)	35 (17.1%)	34 (16.6%)	205
	242 (2.0%)	634 (5.2%)	859 (7.1%)			12,164
通所介護	64 (36.6%)	108 (61.7%)	101 (57.7%)	34 (19.4%)	31 (17.7%)	175
	177 (2.0%)	508 (5.6%)	665 (7.4%)			9,005
通所リハビリテーション	14 (46.7%)	27 (90.0%)	16 (53.3%)	1 (3.3%)	3 (10.0%)	30
	65 (2.1%)	126 (4.0%)	194 (6.1%)			3,159
入所施設	87 (45.3%)	127 (66.1%)	99 (51.6%)	23 (12.0%)	39 (20.3%)	192
	407 (3.6%)	1,138 (10.1%)	980 (8.7%)			11,225
介護老人福祉施設	23 (46.0%)	37 (74.0%)	29 (58.0%)	6 (12.0%)	14 (28.0%)	50
	176 (4.3%)	553 (13.7%)	443 (10.9%)			4,051
介護老人保健施設	14 (60.9%)	22 (95.7%)	17 (73.9%)	0	2 (8.7%)	23
	65 (2.6%)	247 (10.0%)	203 (8.2%)			2,480
介護療養型医療施設	1 (33.3%)	2 (66.7%)	3 (100.0%)	0	0	3
	1 (0.3%)	7 (2.4%)	43 (14.7%)			293
軽費老人ホーム	6 (60.0%)	7 (70.0%)	4 (40.0%)	0	2 (20.0%)	10
	19 (4.0%)	36 (7.5%)	33 (6.9%)			478
養護老人ホーム	2 (66.7%)	1 (33.3%)	0	1 (33.3%)	0	3
	16 (6.2%)	10 (3.8%)	(0)			260
有料老人ホーム	29 (44.6%)	41 (63.1%)	31 (47.7%)	8 (12.3%)	14 (21.5%)	65
	106 (3.8%)	235 (8.4%)	208 (7.4%)			2,800
グループホーム	5 (21.7%)	11 (47.8%)	8 (34.8%)	6 (26.1%)	3 (13.0%)	23
	14 (3.2%)	33 (7.6%)	30 (6.9%)			432
サービス付高齢者向け住宅	7 (46.7%)	6 (40.0%)	7 (46.7%)	2 (13.3%)	4 (26.7%)	15
	10 (2.3%)	17 (3.9%)	20 (4.6%)			431
合 計	165 (41.6%)	262 (66.0%)	216 (54.4%)	58 (14.6%)	73 (18.4%)	397
	649 (2.8%)	1,772 (7.6%)	1,839 (7.9%)			23,389

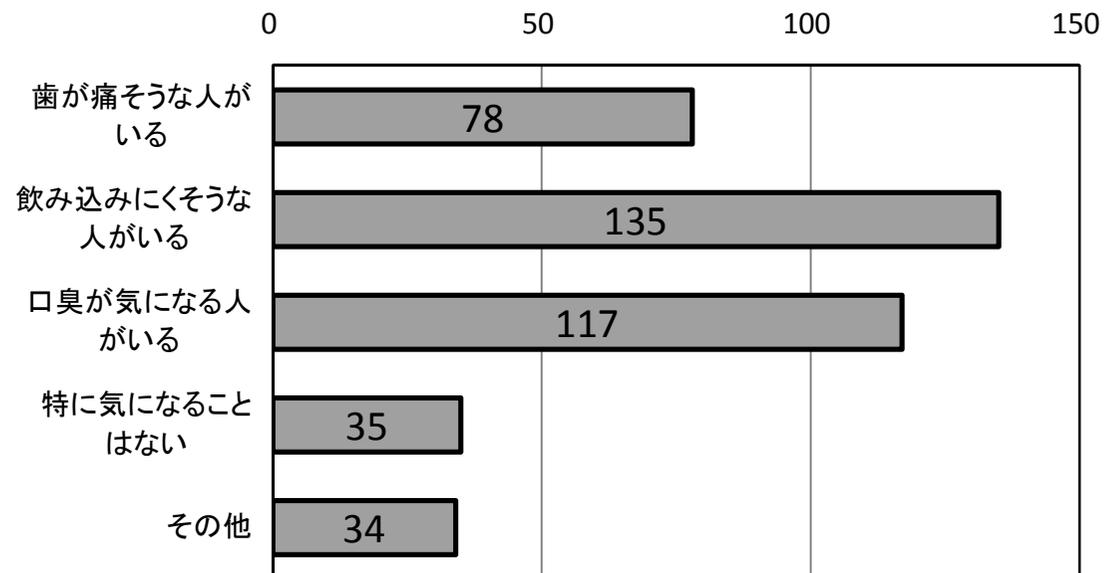
(その他の内訳)

- ・義歯があていない、外れやすい等の不調のある方がいる
(41施設)
- ・口腔内の汚れが気になる方や、口腔ケア不足の方がいる
(13施設)
- ・歯肉炎、歯肉が腫れている方がいる (5施設)
- ・歯がない方、欠損のある方がいる (4施設)
- ・むし歯がある方がいる (2施設)
- ・固い物が食べられない方がいる (2施設)
- ・口腔ケアを拒否される方がいる (1施設)
- ・むせこむ方がいる (1施設)
- ・歯科受診したいが行けない方がいる (1施設)
- ・食事摂取時に喉につかえ感があり自分でもどしてしまう
(1施設)
- ・歯科医院に通院している方がいる (1施設)
- ・痛みはないが気にしている方がいる (1施設)
- ・本人は認知があり正確なことがわからず家族から詳しい
情報が入りにくい (1施設)
- ・歯周トラブルのある方がいる (1施設)
- ・歯のためでない嚥下機能の低下のある方がいる (1施設)
- ・半日型の通所施設で食事を出していない (11施設)

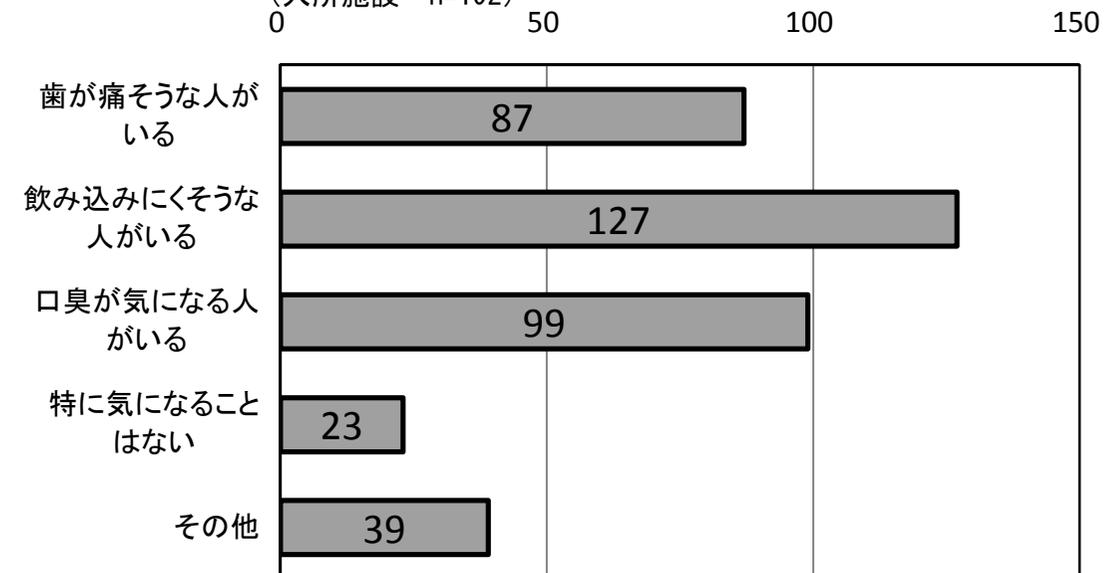
※複数回答があり、合計と一致しない。

【口腔トラブルがある方がいる施設】

(通所施設 n=205)



(入所施設 n=192)

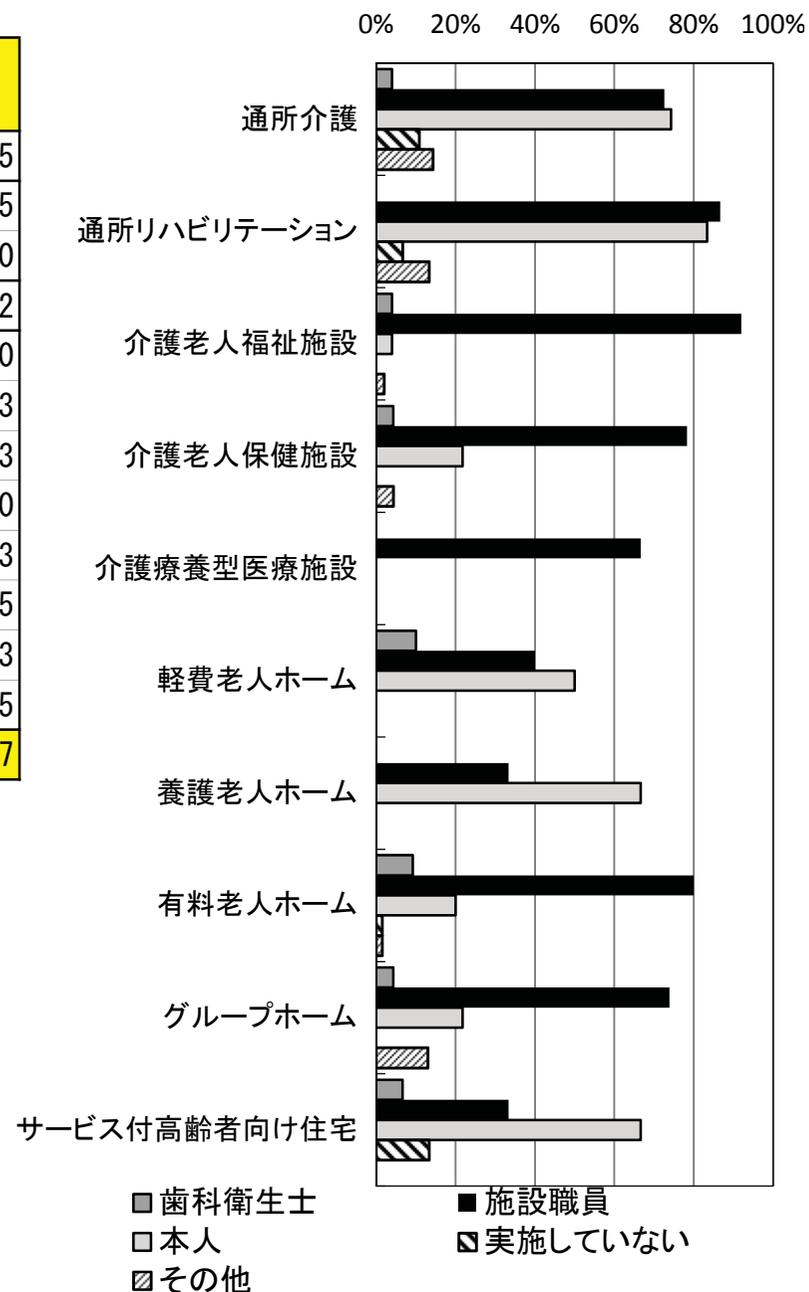


(6) 口腔ケアは主に誰がやっていますか (複数回答可)

	歯科衛生士	施設職員	本人	実施していない	その他	回答数
通所施設	7	153	155	21	29	205
通所介護	7	127	130	19	25	175
通所リハビリテーション	0	26	25	2	4	30
入所施設	12	145	42	3	6	192
介護老人福祉施設	2	46	2	0	1	50
介護老人保健施設	1	18	5	0	1	23
介護療養型医療施設	0	2	0	0	0	3
軽費老人ホーム	1	4	5	0	0	10
養護老人ホーム	0	1	2	0	0	3
有料老人ホーム	6	52	13	1	1	65
グループホーム	1	17	5	0	3	23
サービス付高齢者向け住宅	1	5	10	2	0	15
合計	19	298	197	24	35	397

(その他の内訳)

- ・ 看護師 (9 施設)
- ・ うがいのみ実施 (2 施設)
- ・ 言語聴覚士 (1 施設)
- ・ 胃ろうの方は看護師又は言語聴覚士が対応。他介助の必要な方は、主に介護士が対応 (1 施設)
- ・ 入居者様のADLにより本人、見守り、職員の介助など (1 施設)
- ・ 介助の必要な方は職員が介入してますが基本は本人 (1 施設)
- ・ 食事提供がないため口腔ケアは実施していない等 (1 1 施設)
- ・ 職員が声かけ、誘導 (4 施設)
- ・ 職員が介助 (1 施設)

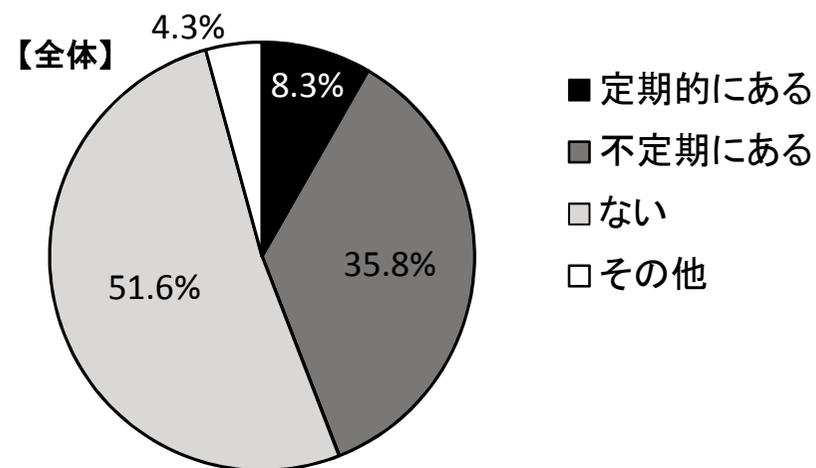
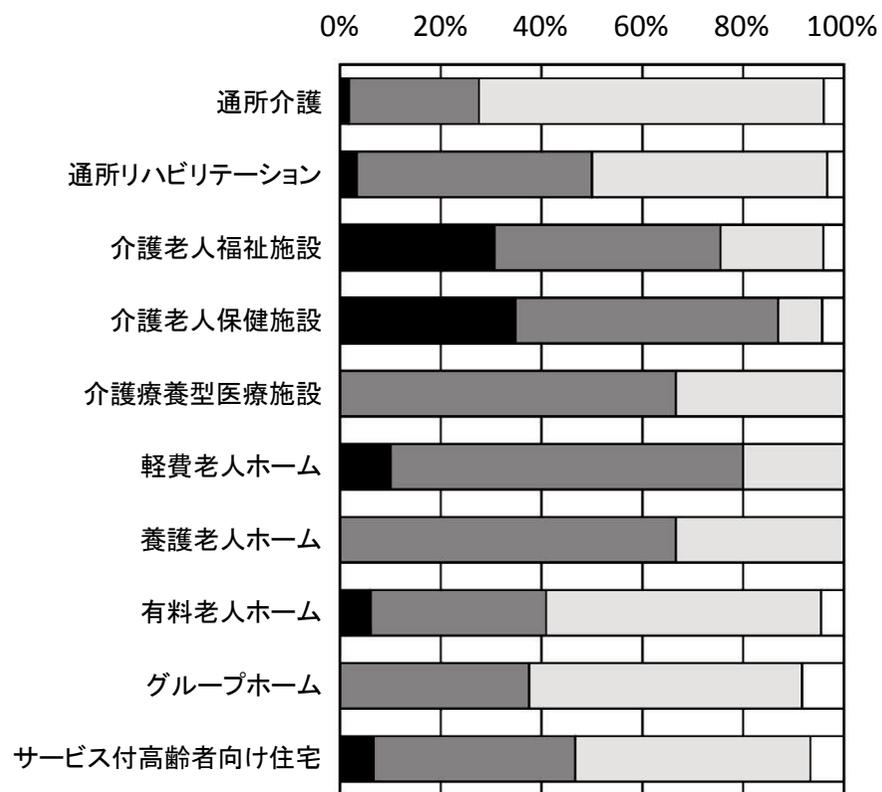


(7) 職員が、歯科保健に関する研修を受ける機会がありますか(1つ)

	定期的にある	不定期にある	ない	その他	合計
通所施設	4	59	133	8	204
通所介護	3	45	119	7	174
通所リハビリテーション	1	14	14	1	30
入所施設	29	83	72	9	193
介護老人福祉施設	15	22	10	2	49
介護老人保健施設	8	12	2	1	23
介護療養型医療施設	0	2	1	0	3
軽費老人ホーム	1	7	2	0	10
養護老人ホーム	0	2	1	0	3
有料老人ホーム	4	23	36	3	66
グループホーム	0	9	13	2	24
サービス付高齢者向け住宅	1	6	7	1	15
合 計	33 (8.3%)	142 (35.8%)	205 (51.6%)	17 (4.3%)	397 (100.0%)

(その他の内訳)

- ・ 歯科医師会、社会福祉協議会等による外部研修への参加(7施設)
- ・ 訪問歯科時に、歯科医師、歯科衛生師から指導(5施設)
- ・ 社内勉強会、ミーティングを年1回程度開催(4施設)
- ・ 職員配置していない(1施設)



(8) 通所者の口腔状態・歯科治療について感じていることについて（自由記載）

口腔ケアの現状等

(①義歯)

【通所介護】

- 以前は入れ歯が合わず咀嚼する際に痛みがあるため、おかゆがいいなどありましたが、通院していただけるよう家族と話したり、ケアマネジャーに報告するなどして改善したため、今のところ困っていることはありません。
- 入れ歯が合わなくなっている利用者が、新しく入れ歯を作る作業について、支援者等（家族、ヘルパー）の不足、費用、本人の I A D L 等の問題で作れない、作らないという方が数名いた。
- 歯科治療をするか訪問歯科により義歯ができて管理装着までつなげるのが難しい。
- 歯の治療中など（義歯）食べ物に制限がでる。歯がほとんどなくても常食で食べている方が数名いる。
- 入れ歯が合わないと仰っているご利用者様が多いように感じます。お話ししていてもカチャカチャ音がします。
- 通所者のほとんどの方が入れ歯又は歯の欠損を理由に好きだった物が食べられなくなってしまった。高齢者になっても好きな物が食べられるよう若い世代からの口腔ケアが必要だと感じます。
- 義歯をされている方がほとんどである。
以前は口腔機能向上加算を算定していたが、現在は行っていない。（看護職員が定期的な計画作成が困難になった為）
- 上下の入れ歯があわない方、又は上だけあわず外している、つけたい時にはもう合わなくなると痛いという声が多い。
- 入れ歯に関し、作成に時間がかかり、またなかなか合わず、せっかく作っても痛みがある等の理由で使用しない方が多いように感じます。
- 義歯をはずして洗う方やはずさないで洗う方がいらっしゃいますので、できるだけはずして頂くように声をかけております。（本人でやる方）
歯ブラシを持参されない方はうがいを実施しております。
- 義歯が合っていないまま使用している方がいる。
- 義歯を入れているが歯周病、歯肉炎をおこしていても理解できていない。歯ブラシの使い方、自分に合う歯ブラシやフロスなど選べない。
- 重度の認知症の方に抜歯をして部分入れ歯を作り治療終了となった方がいらっしゃいますが、全く機能しておらず、歯がなくなってしまった状態になって過ごされております。食事量が減り、食べ方なども変わってしまわれました。歯科医師の方にも認知症をもう少し理解していただけたら良かったと思います。
- 認知症で義歯が自分でははずせない方の介助して上手くはずす方法を教えてほしい。

【通所リハビリテーション】

- 歯科受診（通院、訪問とも）して義歯作成するも、なかなか合わず使いにくいことがあります。
- 欠損歯が多数あるが、義歯が合わずに歯ぐきで咀嚼し、飲み込む事が習慣になっている利用者様がいますが、義歯をしなくても本人が問題ないと感じているなら、入れ歯を入れる事を強く進めて違和感を感じながらの食事より、本人のスタイルで召しあがって頂くことの方が良いのでしょうか。
- 認知症等で受け答えが困難なため、義歯の調整がうまくいかないケースがある。
- 義歯の長期使用により、不適合となってくる方もいる中、なかなかご本人様やご家族様の都合もあり、歯科診療に行けず、不適合のまま食事摂取してしまう方が時折いらっしゃいます。

（ ②認知症 ）

【通所介護】

- 認知症の進みを伴い歯に対する関心が薄れ、口腔内の清掃が必要なことを認識できなくなり、歯石、汚れ→口臭への進んでいる利用者がある。
- 認知症の進行により、食事動作が分からなくなった方がおり、嚥下がなかなかできない方がいる。刻みにすると逆にため込んでしまい、食事量の確保が難しい。そのような場合の正しい促し方法等があれば助かる。
- 認知症で義歯が自分ではずせない方を介助して上手くはずす方法を教えてほしい。（再掲）
- 認知症、独居の方（特に男性）の口腔ケアはできていない方が多いです。
- 認知症が進んでいる方（歩行に問題ない）で誘導しても難しい方は、入浴時に一緒に行ったり、工夫して口腔ケアをしています。
- 義歯を入れているが歯周病、歯肉炎をおこしていても理解できていない。歯ブラシの使い方、自分に合う歯ブラシやフロスなど選べない。（再掲）
- 重度の認知症の方に抜歯をして部分入れ歯を作り治療終了となった方がいらっしゃいますが、全く機能しておらず、歯がなくなってしまった状態になって過ごされております。食事量が減り、食べ方なども変わってしまわれました。歯科医師の方にも認知症をもう少し理解していただけたら良かったと思います。（再掲）
- 認知（症）のために口の中の状態を本人が説明することが出来ないため、食事がなかなか進まなくても家族がそのまま……。受診をすすめても受診せず。
- 認知症等で受け答えが困難なため、義歯の調整がうまくいかないケースがある。（再掲）
- 認知症の疾患がある場合、普通の歯科医でよいのか、大学病院などの専門医にみてもらうほうがいいのかわかりにくい。

（ ③訪問歯科診療 ）

- 訪問歯科等利用しているご利用様は数名いますが、訪問に来てくれる歯医者さんがあるという事を知らない方も、認知度が低いと思います。職員の口腔ケアに対する考え方等の重要性等もうすいように思えます（ご利用者様も同じく）。勉強する（利用者様、職員共に）機会があると定期的によいと思います。
- 通院に難のある方が多い。（デイまでは基本送迎）施設に歯科衛生士が来てもらって口腔指導の統括をしてもらっている。その中で状態が悪く問題がある方に歯科の訪問診療をおすすめして問題の改善を図っています。歯科検診までは不要と思われる。
- 意識が高い方は、定期的に健診に行かれているようですが、お一人暮らしだったり御家族と同居でもなかなか機会がないようで、口腔状態があまり良くない方もいらっしゃるように感じています。通所施設だと、ご利用者の口腔状態を把握しづらい現状もあり、歯科医師の方が来て下さり、皆さんへの意識づけ、歯科検診をしてくださると助かると感じています。訪問歯科を利用されている方もいないようで、もう少し口腔ケアに対し意識を持ってくださればと感じます。
- 訪問歯科の有効な利用方法が知りたい。
- 訪問歯科を知らなすぎる。情報が少ないと思う。センターで歯科検診をすると、治療の必要な人が多くいるが「通えない」「介助者が連れて行けない」との訴えを多く聞きます。
- 訪問の歯科診療や車イスでも行ける歯科医院が知りたい。
- 訪問歯科診療がなかなか進まないケースがある。
- 歯のみがき方を在宅で指導していただきたい方が何名かおられます。義歯の取扱についても自己流の方が多いです。

【通所リハビリテーション】

- 高齢のため歯科治療のため何度も通院することも大変なようです。施設周辺で訪問歯科診療をやってくださる先生の情報があれば、歯科につなげやすくなるのではないかと思います。
- また、内視鏡での嚥下評価（VE）を訪問で行ってくださる先生もいらっしゃる、そのような方と地域がもっと連携できるとよりよい口腔機能維持、向上ができると考えます。

（ ④その他 ）

【通所介護】

- 通所者の口腔状態及び嚥下、摂食状態については月1～2回の詳しいチェックや日常のケアの介助等が比較的改善されている。
- ただし、チェック等で義歯の不具合や自歯のぐらつきなどの問題が起こった場合、家族に発信しているが必ずしも協力を得られるとは限らない。特に認知症のある独居者の方の場合は改善が難しいことが多い。訪問診療もあるが同意を得られない。

- 口臭は気になりませんが、歯肉が腫れっぽいかな、麻痺側の歯がしっかり磨けているかな、と思うことはありますが、食事提供を行っていないので、実際、デイサービスで歯みがきをする機会なく、口腔ケアの把握が本人にお聞きするのみとなっているのが現状です。
 - 十分にみがけていないようで歯石がたまっている方がいる。
 - 歯磨きをしているが口臭が気になる
 - 訪問歯科を利用されたり、家族が歯科受診に連れて行ったりして下さる方がほとんどですが、中には数名、口腔状態があまり良くないが、本人の拒否が強く、かろうじて本院が歯磨きを少しするだけの方もいます。
 - 御家族が口腔ケアについて積極的でない場合があり、その場合は無理に行うことができないので、口腔状態が悪化しそうで心配になることがある。
 - 訪問歯科等利用しているご利用様は数名いますが、訪問に来てくれる歯医者さんがあるという事を知らない方も、認知度が低いと思います。職員の口腔ケアに対する考え方等の重要性等もうすいように思えます（ご利用様も同じく）。勉強する（利用者様、職員共に）機会があると定期的によいと思います。（再掲）
 - 飲み込む力がおとろえてきている方がいたり、声そのものが出せなくなっている方がいるので、口腔体操を行っているが、目にみえた成果を感じられないので、効果があるか不安です。
 - 歯の治療中など（義歯）食べ物に制限がでる。歯がほとんどなくても常食で食べている方が数名。（再掲）
 - 半日デイサービスのため、食事なし。又、介護度が経度。皆様、行きつけに行かれています。
 - 定期的に歯科検診に行けてない方も多くいると思う。食後の口腔ケアをめんどくさがる方がけっこう多い。
 - 入浴に特化した施設の為、食事が無く口腔ケアを実施する機会がありません。ですが、口臭が気になる方が時々居りますので、口をゆすぐ程度の事はしていただいています。
 - 当施設では食事サービスを行っていないが、口腔、歯科関連で気になることはケアマネジャー様に御相談しております。
 - こちらで気付いたことはご家族にお伝えし、ご家族に対応していただいています。訪問歯科診療もありとても便利だと思います。
 - 施設内での治療は結局報酬との関係でできない（スペースもないが）。しかし、ご利用様は訪問歯科を利用するので早退などすることになり、結局報酬は減ることになる。したがって、通所介護事業者としては、虫歯にならないような予防の嚥下体操や歯磨き・うがいなどをやるしかない。しかし、1日1食しかとらないデイでは、効果はいかほどなのか。結局、デイではほとんど何もできない。
 - 認知症の進みを伴い歯に対する関心が薄れ、口腔内の清掃が必要なことを認識できなくなり、歯石、汚れ→口臭への進んでいる利用者がある。（再掲）
- 口腔内の体操については、毎日時間をかけて行っており、嚥む力、口の渇き等の問題は少ないが自宅での口腔内の清潔については問題がある。歯科治療をするか訪問歯科により義歯ができて管理装着までつなげるのが難しい。（再掲）

- 通所者のほとんどの方が入れ歯又は歯の欠損を理由に好きだった物が食べられなくなってしまった。高齢者になっても好きな物が食べられるよう若い世代からの口腔ケアが必要だと感じます。(再掲)
- 独居の高齢者が増えており施設で歯みがき(義歯の洗浄)を行っていても在宅では行われないケースが多く、口腔ケアの効果があまり出ていない。
食前の口腔体操を行っているが、もっと有効な口腔機能低下防止の対策はないでしょうか。
- 義歯をされている方がほとんどである。
以前は口腔機能向上加算を算定していたが、現在は行っていない。(看護職員が定期的な計画作成が困難になった為)(再掲)
口腔体操をしてだ液促進を促している。食事中むせる方もおり、食事形態の変更や姿勢保持等の対応程度しかできず。
- 利用者様の介護をしているご家族の方が十分な口腔ケアができていないことが多い。
ご本人が少しでもできていると仕上げ磨き等まで行えていない場合が多い。
車椅子や歩行が困難な状態でもかかれる歯科が非常に限られている。
- 現在の利用者様は、軽度者(要支援1~2、要介護1~2)の方が主となり、1名要介護3の方がおります。そのため、元気な方が多く口腔や歯の管理については、家族様やケアマネの対応により、定時の訪問歯科や受診を行っている状況となり、当施設では、本人の状況を確認しにくい程度となり、実施(加算)まで算定するのが難しい状況です。
- 歯科受診や口腔機能向上加算の参加者は、介護力に余裕がある場合や金銭的に余力のある方がほとんど。介護力の乏しい方や生活にゆとりのない方ほど、残歯数が少なく口腔内の衛生状態も良くない傾向があるように思われる。
- 頭痛があるため、歯科の治療はできないとおっしゃっている方がいます。ご自身で歯みがき等は行っています。
昼食で固い物は残される方が多い。
入れ歯をされていない方で、固い物は飲み込みが悪いため、しばらく口の中に入れてあります。誤嚥が心配なのでスタッフが出そうとするとご機嫌が悪くなります。細かくカットしたり柔らかい物を食べて頂いております。
- 御本人が口腔ケアができず、御家族が対応できていることは少ないです。
- 通所者の状態は悪くない。治療に時間がかかる為、施設側は人手が足りなくなってしまう。
- 口腔加算はいただいていませんが口腔内や自歯の保護のためのハブラシ、うがいの声かけ誘導はさせていただいており、口腔内清潔には気を付けています。
- ご利用者様、皆様ご自宅で入れ歯の洗浄を行っていない方や不十分な方が多く、口腔内の菌の繁殖が気になります。
- 自宅での歯みがきが不十分(特に夜)な方が多い。ご自分でできない方は、家族の負担が大きいのかと思われる。
歯科受診が必要な方でも「もう歳だから、、、」、「今のままで不便がないので、、、」という方がいる。

嚥下のリハビリを個別にやってみたい方がいらっしゃるが、日常業務の中で（利用者の状態も考慮すると）取り入れるタイミングをいつ考えてしまう。

- 通所中は、ご本人から食後、意欲的に口腔ケアを行っている方が多数いらっしゃいます。歯科受診についても定期的に行っている御様子です。自宅でケアが大変な方は、こちらでブラッシングを熱心に行い、声掛けを継続しています。
- 通所者は歯周病、虫歯等の痛みに鈍いため症状が悪化しない限りご家族も気づきません。当事業所では来所時のうがい、昼食前の口腔体操、昼食後の口腔ケア（歯みがき、義歯消毒など）を徹底し、症状が見られた場合ご家族に連絡します。独居の通所者についてはケアマネ、ご本人様同意のもと、自費にて歯科医院までサポートをしています。
- 口腔内、義歯のケアがご自宅ではなかなかできない様で、汚れ、口臭等多く見られています。毎日、歯磨きのお手伝いや指導、口腔アセスメント等行っていますがなかなかレベルがあがりません。
御家族でも“できない”と言われ取り組んでいただけない人が多くいらっしゃいます。
- 持参される歯ブラシが汚れている方が多いです。
歯ブラシの持参ない方には、うがいを実施していますが、お口の中まで見ていないのが現状です。
以前、舌のブラッシングの研修も受けたが、実際には歯、義歯のブラッシングしか行っていない。毎回行ってよいのか。
歯みがき時、出血あった人には出血箇所を確認、歯茎の腫れ具合も看護師が診て対応していますが、一部義歯が取れて、そのままの人も多いです。食事きざみ等対応もしていますが、、、
- 来所時、手洗い・うがいを必ず行ってもらっています。
- 口腔状態や歯がどの様に生活に関係してくるのか？へい害があるのかを理解している方が少ない。
本人や家族むけの理解を深める活動が必要だと思う。
- ご本人が歯みがき等嫌がり、できない事が多いご利用者様がいる。
ご家族様が口腔ケアを実施せず、来所時のみの口腔ケアである。
- ご自宅で歯みがきなど口腔ケアをしているかどうか不明であり、心配でもある。（通所で食事提供がない為、口腔ケアに関しては関与していない）
朝の手洗い、うがいの時に朝食べた物がうがいの時出てくる時があり、朝、自宅ではうがいをしていないのかなと思う時があります。
- 食事前の口腔体操と食後の口腔衛生に心がけて対応していますが、なかなか全員の御利用者様にすすめることができません。
この間、一人の御利用者様がむせこみがひどく、その後、嚥下性肺炎にて入院となり、改めて衛生面や口腔機能向上について考えさせられた。
研修等またはポスター等資料物があればお知らせください。
- 口腔ケアを正しくできていない利用者さんが多くおられる。

- 居宅サービス計画の中で対応することが多いためデイとしては特に治療に関しての対応はない。問い合わせに対しては情報提供している。
歯磨き習慣が無い方や、拒否のある方もあり希望者に対して昼食後の口腔ケアを実施している。全員には対応していない。
治療の実施及び継続をしていない人が多い。
- プログラムの中に口腔体操を取り入れております。
- 食後は援助、説明等をしながら（歯みがきを）行っていますが、説明どおり行っている、寝る前は一人で出来ていると答えていますが、歯みがきをしないで寝るといふ方も何人かおります。
食後の口腔ケア時、説明しながらやっただけでも次回は前通りにやったりとなかなか手技が改善できません。
歯科医師のアドバイスをもとに家人への情報提供や口腔の状態やケア時の注意、観察点を「口腔ケア時のアドバイス」としてまとめ、スタッフ全員が同じケア、指導ができるようにしているが、家人との情報の共有ができない事がある。また、高齢者なのでやむをえないが、その都度、援助、指導していますが、指導したことが実施されない事が多いのが現状です。（今までの口腔ケア習慣の影響がおおきいと思われます）
- 口腔状態がかなり不潔である方が多い。本人にはもちろん家族へも再三にわたりお話しするが、口腔内の衛生をはかるのはデイサービス利用日のみという方も多い。身体的介助、衛生、食事、通院、リハビリへの関心は高いが、ことに口腔に関しては関心度低く、対応は最後の最後。しかしながら親を抱える家族の身になり考えれば必要にかられるおむつ交換、食事の介助で手一杯となり最後になってしまってもやむをえないのか、、、と思いながらも重要性を説いている日々です。
- 施設内での口腔加算等は行っていません。食後のうがいは全員に行ってもらっておりますが、歯磨きは御家族、御本人の希望で行っています。
- 意識が高い方は、定期的に健診に行かれているようですが、お一人暮らしだったりご家族と同居でもなかなか機会がないようで、口腔状態があまり良くない方もいらっしゃるように感じています。通所施設だと、ご利用者様の口腔状態を把握しづらい現状もあり、歯科医師の方が来て下さり、皆さんへの意識づけ、歯科検診をして下さると助かると感じています。訪問歯科を利用されている方もいないようで、もう少し口腔ケアに対し意識を持ってくださればと感じます。（再掲）
- 口腔の加算は請求しておらず。ほぼご本人様、ご家族様まかせとなっている状況です。
- 自分で行けないため、家族様や周りの方の協力が必要です。そのため、歯科検診に行けないことがある。
- 施設側は歯の治療や口腔ケアをした方がよい旨伝えるが、本人や家族が必要を感じていない事がある。
- 自分の歯が1本残っているが精神疾患もあり義歯を使用していない、かみ合わず事もできず、残り1本はそのまま残しておくべきなのか疑問です。
- 口腔ケアを拒否される時があるので、どのようにしたらよいのか。
- 口腔内状態と食事形態のあっていない方が多い。

【通所リハビリテーション】

- 当施設は、要支援1～要介護1の方が主体のため、現在問題は少ないです。今後の事例や、相談窓口等の指示やリーフレットがあると助かります。
- 通所のご利用者は、歯科についても各々がかかりつけ病院、主治医がおりますので、受診が必要と思われる際は、かかりつけ病院への受診をおすすめしています。
- ご自宅にて口腔ケアが十分されていないケースが多くあります。（自歯のブラッシングが不十分、義歯の手入れ不十分）
自宅、通所時とも口腔ケアを拒否するケースが見られます。
- 利用者の家族の中での利用者の口腔状態、歯科治療の重要性の優先順位が低く、多少問題があってもそのままになっているケースが多いように見える。
（同時に、現状の病院受診で手っぴいの様子の家族か、それすらままならない家族が多い事も見える為、積極的な歯科受診の促しは難しく、家族・ケアマネの現状の情報提供にとどまってしまう事が多い。）
- 口腔機能向上加算を検討していますが、まだ、情報収集をしている所なので、他事業所がどのように取り組んでいるのか参考にしたいと考えています。
- 自宅で口腔ケアが上手に出来ていないと思われる方がおり、通所日以外の訪問歯科等の活用を行政から案内してもらいたい。
- ご自宅での口腔ケアが不十分な方が多いと感じています。歯周病と思われる口腔内の汚染、口臭、出血が見られる方が多いです。
- 利用時は、本院又は職員介助にて口腔ケアを行っており、特に問題はない。

治療について

【通所介護】

- ボランティアの歯科医師の方が施設に来てみていただけるという方がいらっしゃいましたが、ご利用者の方をみていただけかと思いましたが、職員への指導ということで、相方の希望時間が一致せず、実行できませんでした。
- むし歯のある方の治療をどのように進めたらよいか
- 訪問歯科等利用しているご利用者様は数名いますが、訪問に来てくれる歯医者さんがあるという事を知らない方も、認知度が低いと思います。
職員の口腔ケアに対する考え方などの重要性などもうすいように思えます（ご利用者様も同じく）。勉強する（利用者様、職員共に）機会があると定期的によいと思います。（再掲）
- 歯科検診を通所施設で実施した場合の利用者様が支払う実費の概算を知りたい。
- 御本人に歯科受診をすすめてもなかなかかからない場合がある。

- 歯が1本～1本しか残っていないが義歯を持っていない方も多い。(途中で治療を止めてしまったようです)
- 必要時の受診を家族に依頼するも実施されていない。
- 通所利用している方々の口腔状態は、看護師・歯科衛生士が症状を伺い、かかりつけ歯科医及び近隣の歯科医院を受診していただくよう声かけをしている。
- 歯科受診や口腔機能向上加算の参加者は介護力に余裕がある場合や金銭的に余力のある方がほとんど。介護力の乏しい方や生活にゆとりのない方ほど、残歯数が少なく口腔内の衛生状態も良くない傾向があるように思われる。(再掲)
- 訪問の歯科診療や車イスでも行ける歯科医院が知りたい。(再掲)
- 歯科治療に対し、本人も家族も積極的でない方が多いです。
- 本人又は家族が意識がない。入れ歯を作っても不具合がある度に作り直したり金銭的な問題もあり。血液系の処方の関係で行えない。
- 歯科治療に関しては、各ケアマネジャー様へ報告(連絡)させて頂いております。
- 歯の治療をしたくても自分一人で通院できなくて困っているとお話を聞くことがあります。
- 億劫でちょっとしたことであれば、歯科治療に行かないという方が多いように感じられます。

【通所リハビリテーション】

- 家族に伝えてもなかなか歯科治療を行わない家庭がある。
- かかりつけの歯科をもたない利用者があるため口腔状態が健康に保てない。
通院の必要があると判断し情報提供をしても、実際に家族が通院の介助ができない等の理由で受診できていない。(介護者も高齢の為等)
- 利用者が在宅でどのように歯科受診(往診)を受けているか把握できていない。
- 歯科受診をしたいが、独居等の社会背景により受診することが困難という訴えがありました。
- 利用者家族から、利用者本人が歯の痛み等を訴えても、歯科医院の立地が階段を上がったところにある為、現在のADLの状態では上がれずに連れていくことができないと相談を受けたことがある。その際、訪問歯科を紹介し対応したが、家族はそれを知らずにいた。
全般的に他の科目(内科、外科、整形)は家族がこまめに通院に連れて行く等しているが、歯科は後回しになりやすい現状にあると感じている。

研修について

【通所介護】

- 当施設では、昼食前に口腔体操、食後に歯磨きを常に実施しています。
また、口腔機能向上加算算定者2名に対し、個別で口腔訓練ケアを実施しています。

もし、歯科医師等の指導者に、実際に口腔衛生について直接、職員やご利用者に指導していただけると助かります。

○職員ができる口腔ケアの研修等を増やしてほしい。

○訪問歯科等利用しているご利用様は数名いますが、訪問に来てくれる歯医者さんがあるという事を知らない方も、認知度が低いと思います。

職員の口腔ケアに対する考え方などの重要性などもうすいように思えます（ご利用様も同じく）。勉強する（利用者様、職員共に）機会があると定期的によいと思います。（再掲）

○口腔ケアの勉強会を開催し、歯科保健について職員の知識と技術向上を目指したいと思います。

○口腔機能向上加算の算定をしていきたい。口腔ケアの勉強をしたい。

○食事前の口腔体操と食後の口腔衛生に心がけて対応していますが、なかなか全員の御利用者様にすすめることができません。

この間、一人の御利用者様がむせこみがひどく、その後、嚥下性肺炎にて入院となり、改めて衛生面や口腔機能向上について考えさせられた。

研修等またはポスター等資料物があればお知らせください。（再掲）

(9) 入所者の口腔状態・歯科治療について感じていることについて（自由記載）

口腔ケアの現状等

（①義歯）

【介護老人福祉施設】

- 歯ぐきがやせてきて、義歯があわなくなってきた方の修理は、細かな調整技術が必要だと感じてます。
- 毎月、口腔ケアを歯科医師会の方で実施していただき、たいへん有難いとも思っていますが、義歯使用に関して本人の意思で使用しない利用者や口が開かない利用者に関しては、利用がなかなか難しい現状があります。
- 義歯が合わなくなっているご利用者が増えてきており、回診時に調整を行っております。
- 入れ歯の方が大半なのですが、入れ歯のお手入れ、その後の口腔内のケア等が行き届いていない方が多く、夜もはずさないでいる方も多くみられます。舌の汚れも多く見られ、全体的にケアのやり方が不十分な時もある様に感じます。講習会等も定期的にやり、少しずつケアの大切さを感じてはいる様に思います。

【介護老人保健施設】

- 義歯作成してもきつい痛み等で外してしまい、管理が難しいこと。
- 義歯の脱着について、ご家族の理解が乏しいと対応に困ることがある。

【有料老人ホーム】

- 入れ歯の調整がうまくいかない。

【グループホーム】

- 歯の欠損あり義歯など作っても違和感あり（装着時）使用しない方がいいと、使っていない方もおります。どう取り組むか職員の関わりが試されています。

（②認知症）

【介護老人福祉施設】

- 認知症の方は指示が入りづらく口腔ケアを実施する際に手間がかかってしまうが、歯科衛生士のスタッフを中心に利用者様それぞれに合った方

法で口腔ケアを実施できる様に知恵を出し合いながら努力していきたい。

- 自歯がある人で重度の認知症の人の口腔ケアは、開口を拒否される場合はとても困難である。
- 認知症で拒否のある方は口腔ケアを行うことは難しい。
- 拒否が強く、ケアが行えない状況の方をどのようにしたら、しっかり口腔ケアを行えるのかと悩みます。
- 認知症拒否が強い方に対して、ケアの仕方が難しい。
- 認知症が進行した入居者の方で開口が困難であったり、拒否が強い時口腔ケアが難しい。(かみつみや暴力など)

【介護老人保健施設】

- 認知症があり、うがいがうまくできない。
- 認知症の方で義歯をつけるのをいやがる方（時と場合による）がおり、強い拒否の場合はつけない場合がある。又、口を開いてもらえず、嫌のスイッチが入ったら断念してしまうこともあります。いい知恵はないでしょうか。
- 認知症や嚥下障害、マヒのある入所者等、個別対応で介助する時間に制限がある。

【ケアハウス】

- 認知症状により、口を開けていられなかったり、痛む箇所や症状を訴える事ができず、治療が不完全なまま終診となる事があります。

【有料老人ホーム】

- 認知症の方は、歯の不具合を言うことができない。
- 認知症があり、口腔ケアを拒否される方がいることが困っていること。
- 認知症が進行し、時折、うがい水でむせ込むことがある為、スタッフの見守りが常に必要である。
- 認知症等により外部の歯科に受診するのが困難な方もあり、訪問歯科を利用する方が多いです。

【グループホーム】

- 認知症の方ばかりなので、中には口腔ケア時や歯科診療の介助にご理解いただけない時があり、その人への声かけや促し方に苦勞している方もいます。
- 訪問歯科を希望されないご家族様もいらっしゃるので全員が訪問歯科をうけていない。受けてらっしゃる方はお任せできるので安心だが、受けていない方で痛みがなければ、ご家族様対応で受診することがない為、口腔状態の把握が難しい。(自立で口腔ケアをされている方)

- 随時歯科医師に確認など行っています。
- 認知症の方が多いため、口腔ケアの拒否等が強く、口腔ケアが行き届かない。
- 認知症により、口腔ケアや治療が難しい方がいる。(口を開いて頂けない等)
- 当施設はグループホームで認知症の方です。歯磨きの際、うがいができず呑み込んでしまい、又拒否あったり、奥歯の方まで磨けないことがあります。磨き残しが多いと指摘があります。呑み込んでよい歯磨き、歯肉をよくする薬剤師、歯科医と相談していますが、高額のため適正な使用量等、気をつけています。
- 歯の欠損あり義歯など作っても違和感あり(装着時)使用しない方がいいと、使っていない方もおります。どう取り組むか職員の関わりが試されています。

(③訪問歯科診療)

【介護老人福祉施設】

- 受診が困難なので、往診してもらっているが、往診での治療にも限界があるように感じる。
- 特にありません。訪問歯科医や歯科衛生士さんにお任せ(口腔ケア指導含め)しています。
- 往診の歯科医さんが良く対応してくださるので、大変助かっています。
- 認知症の方は自分での口腔ケアは困難。だからといってなかなか口を開いてくれないため汚れがうまく取れず虫歯ができてしまうこと。
- 認知症の方で義歯を作っても、本人との意思疎通がうまくできず痛みがあり、装着できないこと。

【介護老人保健施設】

- 訪問歯科医の協力もあり、早期に対応出来ていると感じます。
- 開口困難(認知症、拘縮強度)な方のケアが難しい。
- 認知症があると、入れ歯が合わなくなった、作ってもあっているかがわからず、本人様が出してしまっただけで使わなくなる事が多い。
- 口腔内保清の大切さをご家族もご理解いただき、往診希望は増えています。認知症の方への声かけの工夫のおかげで診療が順調に行えているのはたいへんありがたいです。誤嚥性肺炎を避け、経口摂取の維持に繋げていけるよう努めていきます。

【有料老人ホーム】

- 自立型ハウスのため、歯科通院・訪問歯科は入居者の希望を優先している。
- 往診医師○当施設では訪問歯科診療が3つ入っているが対応レベルや接遇面に非常に格差があり、サービス提供する施設側としても頭が痛い部

分ではあります。しかしながら、治療という部分においてはきちんと行って頂けている。

歯科衛生士が対応をしっかり下さり、心配なく過ごして頂けます。

- 訪問歯科診療、訪問歯科衛生指導が入っているので、特に困った事はありません。
- 往診医と協力し、嚥下機能低下を図り、美味しく食事を食べて頂けるよう努めています。
- 毎週必ず歯科往診に来て頂いており、都度共有をはかっています。特にございません。
- 認知症等により外部の歯科に受診するのが困難な方もあり、訪問歯科を利用する方が多いです。(再掲)
- 歯科往診にて週一回は必ずリハビリ・ケアが行われておりますが、歯科を希望なさらない方にも予防の意味でどんどん進めていきます。
- 職員が口腔ケアを行う中での疑問や不安なことが発生した場合には、往診歯科医や歯科衛生士へ相談することは可能です。

【グループホーム】

- 訪問歯科をお願いしても、治療は行っておらず、口腔ケアと義歯の調整のみを行っている。
- 訪問歯科を希望されないご家族様もいらっしゃるので全員が訪問歯科をうけていない。受けてらっしゃる方はお任せできるので安心だが、受けていない方で痛みがなければ、ご家族様対応で受診することがない為、口腔状態の把握が難しい。(自立で口腔ケアをされている方)(再掲)

【サービス付高齢者向け住宅】

- その方の状態に応じて必要時に訪問歯科診療、ヘルパー付添・本人自ら通院など実施しています。

(④その他)

【介護老人福祉施設】

- 定期的に歯科医師が来所し診察や経口維持のための口腔衛生状態や嚥下の状態は診てもらっている。
- 歯科介入により口腔内をきれいにさせていただいており、安心しております。
- 近年、定期的な治療よりも何かあった時だけの診察を希望される家族が増えております。金銭的なことが原因の1つと思えます。
- 毎月、口腔ケアを歯科医師会の方で実施して下さり、たいへん有難いと思っておりますが、義歯使用に関して本人の意思で使用しない利用者や口が開かない利用者に関しては、利用がなかなか難しい現状があります。(再掲)
歯科衛生士さんに毎月細かい指示をいただいているが、現場にてそれに応えられるほどの時間、余裕がないのも事実です。
- 口腔ケアに関して、現場のスタッフにアドバイスいただくと、大変助かります。情報共有については、ノートでやりとりさせていただいています。今後も継続していきたいと思っております。

- 入れ歯の方が大半なのですが、入れ歯のお手入れ、その後の口腔内のケア等が行き届いていない方が多く、夜もはずさないでいる方も多くみられます。舌の汚れも多く見られ、全体的にケアのやり方が不十分な時もある様感じます。講習会等も定期的にやり、少しずつケアの大切さを感じてはいる様に思います。(再掲)
- ご入居者お一人々の状態に差異があるため、一概にはお答えにくいです。
- 開口困難な方や義歯の取り外しが困難な方の口腔ケアの指導を歯科衛生士に指導して頂き介護職のケアの見直しを行っています。
- 拒否が強く、ケアが行えない状況の方をどのようにしたら、しっかり口腔ケアを行えるのかと悩みます。
- 認知症拒否が強い方に対して、ケアの仕方が難しい。
- 歯根ケアも勧められましたが、利用者様に痛みを与えてしまい、充分には行うことができていません。

【介護老人保健施設】

- 胃ろうの方で自歯があり、噛んでしまい口腔ケアがうまくできないため口臭・舌苔が気になります。
- 開口困難（認知症、拘縮強度）な方のケアが難しい。(再掲)
- グラツキのある歯がある場合。
- 残歯で歯肉や口唇を傷つけてしまう。
- 歯科診療については、協力歯科医療機関の往診で確保しているが、1～2週間に1度の往診となっている為、緊急時の対応が困難
- 口腔内の汚染や舌苔がつかないように毎食後の口腔ケアの援助に努めております。
- ゆっくりと口腔ケアに関わりたいが時間がとれない
- 認知症や嚥下障害、マヒのある入所者等、個別対応で介助する時間に制限がある。(再掲)
- 口腔ケアを毎食後、時間をかけて行いたい、充分に行えない時があり、苦慮している。

【介護療養型医療施設】

- 埼玉県歯科医師会の地域在宅歯科医療推進体制整備事業により浦和地区歯科医療推進窓口の口腔アセスメントを実施している。

【ケアハウス】

- みがき残し等がある為より積極的に取り組みたい。

【有料老人ホーム】

- 介護予防の取組として、嚥下体操に取り組んでいる。
- 歯の不調の訴えに対しては、本人の希望を聞きながら都度対応している
- 口腔ケアは実施していく必要がある。とくにうがいができなくなった方々へのケア方法は知る機会があるとよい。
- 訪問リハビリ（ST）のニーズが高い。さいたま市でもっと導入してもらいたい。
- むせこみがあって、うがいすらできない入居者さんの口腔ケアが大変で、ガーゼやスポンジでふくだけでどこまできれいになったか これでもいいのかと不安になります。
- ご自分で歯磨きを行っている方、習慣として歯を磨くことが1日1回などの方への援助として3回以上の援助をいれるべきなのか？本人の習慣を優先するのか、予防を優先するのか？
- ご自分で歯磨きをしている方のトラブルに気が付きにくい。
- 歯がもろくなって突然抜けて飲み込んでしまったりすると、病院受診して内視鏡でとってもらったことがあった。事前に抜くわけにもいかず、写真等で比較しながら注意しているが、気が付きにくい。
- 毎食後、自分でできない方はスタッフが口腔ケアに入っている。週一日は歯科衛生士が約半分の入居者の歯磨きをしているので、異常があれば発見できるようになっている。
- 自立で歯科衛生士の口腔ケアをうけていない人の口腔内が良くわからないこと。
- ブラッシングをしても歯根がだめになり、歯が折れてしまったりする方が多い。気づかないうちに歯が折れたり、抜けたりすると、飲み込んでしまっている場合があるため大変困る。以前インプラントを飲んでしまった方は、X線で見つかりG I Fで除去しました。
- 歯が健康でないと食事がうまくできず身体の状態に影響してくるので口腔内を整えておくことは大切であると思う。
- 口腔ケアの重要性をわかりながら後回しになることがある。
- 歯科治療は、歯科医や施設職員の協力がもちろんのこと、本人が協力的でなければ実施できない事が多々あります。

【サービス付高齢者向け住宅】

- 残っている歯が虫歯になり抜歯、治療を検討するも腎不全あり痛み止めが内服できない時
- 自立度の高い方は本人任せとなっており、果たして綺麗に磨けているか疑問はあります。

治療について

【介護老人保健施設】

- 内服薬（常用）のため、治療を断念することがある。

○施設側が歯科治療必要と思っても、ご家族の理解が得られないことがある。

【養護老人ホーム】

○自立された方の施設の為、利用者様自身で歯科治療されています。年1回でも口腔ケアに関する講座が施設内で開催出来ればと思います。

【ケアハウス】

○認知症状により、口を開けていられなかったり、痛む箇所や症状を訴える事ができず、治療が不完全なまま終診となる事があります。(再掲)

【グループホーム】

○認知症により、口腔ケアや治療が難しい方がいる。(口を開いて頂けない等)(再掲)

○口腔ケアなどに定期的に歯科診療を受けられたらいいなと思っています。受診料は個人負担のため、なかなかご家族におすすめしにくいのが現状です。

研修について

【介護老人福祉施設】

○出入りしている歯科医の研修は受けられる(要望すれば)

○適切な口腔内清潔を保つ方法があれば知りたい。

【介護老人保健施設】

○歯をかみしめてしまい内側のブラッシングが難しい方のケア方法(バイトブラックも噛みしめてしまう)

○具体的なケア方法を知りたい。

○むせ込むためトロミ剤使用(常食)している方のケア方法。

○含嗽ができず、スポンジ口腔ウエットーを使用しているが、歯間に残渣が残ってしまう方のケア方法。

○歯が痛そうな人、歯が抜けそうな方のブラッシング方法。

自身で歯磨きをしている方の口腔内確認方法。

認知症の方の口腔ケア(介護拒否など)

【養護老人ホーム】

○自立された方の施設の為、利用者様自身で歯科治療されています。年1回でも口腔ケアに関する講座が施設内で開催出来ればと思います。(再掲)

【有料老人ホーム】

○年に1回協力歯科医の歯科衛生士による口腔セミナーを実施しているが、入居者の関心は低く口腔ケアの重要性を周知させることに課題がある。

○一番重要なのは、普段からの口腔ケアが大事でありスタッフ1人1人が重要性を理解、実施方法を理解するための研修がもっと必要だと感じております。

○口腔ケアの知識の向上が必要なスタッフは多数います。

○職員への定期勉強会、それを生かしたものを毎日のケアへとつなげていきます。

○口腔ケア・・・嚥下や機能向上（運動方法）

日時 平成28年6月30日(木)

10:00~12:00

場所 さいたま市保健所2階第1研修室

次 第

- | | | |
|---|--|-------------|
| 1 | 開会 | 10:00~10:05 |
| 2 | 歯科口腔保健審議会での検討経過について | 10:05~10:10 |
| 3 | 「障害者(児)施設における歯科口腔保健状況アンケート
調査結果について」
(健康増進課) | 10:10~10:20 |
| 4 | 「高齢者施設における歯科口腔保健状況アンケート
調査結果について」
(高齢福祉課) | 10:20~10:30 |
| 5 | 作業部会の進め方について | 10:30~10:35 |
| 6 | グループでの検討(調査結果から見る現状と課題、今後の取組) | 10:35~11:25 |
| | — 休憩 — | 11:25~11:35 |
| 7 | 検討内容の発表 | 11:35~11:45 |
| 8 | 発表のまとめ | 11:45~11:50 |
| 9 | 閉会 | 11:50~12:00 |

「障害者（児）、要介護高齢者に対する歯科口腔保健の推進について」

歯科口腔保健審議会 作業部会 メンバー表

	構成メンバー 所属	氏名		
障害者 グループ 障害者における歯科口腔保健の課題と必要な取組	さいたま市歯科医師会	浦和歯科医師会	宮本 一彦	
			岡村 正美	
		与野歯科医師会	中村 忠史	
		今井 弘明		
	大宮歯科医師会	原 久美		
		門脇 寿也		
	障害支援課	係長	小杉 司	
	地域医療課	係長	田中 聡	
保健センター	歯科衛生士・主幹	平田 実千		
	歯科衛生士・主任	萩原 久子		
	歯科衛生士・主任	小池田 幸子		
健康増進課	課長	今野 弘美		
	主事	江本 雄人		

	構成メンバー 所属	氏名		
障害児 グループ 障害児における歯科口腔保健の課題と必要な取組	さいたま市歯科医師会	浦和歯科医師会	角田文治	
			矢尾喜三郎	
		与野歯科医師会	杉山英雄	
		上杉 敦		
	大宮歯科医師会	本澤秀幸		
		成田紗織		
	社会福祉事業団	参事兼統括施設長	船戸 均	
	埼玉県歯科衛生士会	会長	大久保 喜恵子	
	保育課	保育士・主査	沼澤 晴美	
	健康教育課	歯科衛生士	倉賀野 麻耶	
保健センター	歯科衛生士・主任	佐藤 千鶴		
	歯科衛生士	中沢 由佳		
	歯科衛生士・主査	岩谷 真由美		
健康増進課	主査	小林 真弓		

「障害者（児）、要介護高齢者に対する歯科口腔保健の推進について」

市歯科口腔保健審議会 作業部会 メンバー表

	構成メンバー 所属	氏名	
高年齢者グループ 高齢者における歯科口腔保健の課題と必要な取組	さいたま市歯科医師会	浦和歯科医師会	大岩 陽太郎 西山 真悟
		与野歯科医師会	金子 久章 諏訪 裕之
		大宮歯科医師会	今井 俊行 新井 崇文
	社会福祉協議会	地域福祉課長兼ボランティアセンター長 野崎 直子	
	高齢福祉課	係長	山田 匡志
	いきいき長寿推進課	保健師・主査	中島 里奈
	介護保険課	課長補佐	石渡 友邦
	保健センター	歯科衛生士	寺地 桃未
		歯科衛生士・主任	町田 和美
健康増進課	係長	橋詰 美加	

【オブザーバー】

さいたま市歯科医師会	会長	渡辺 裕
一般社団法人 浦和歯科医師会	会長	桑原 栄
一般社団法人 大宮歯科医師会	会長	栗原 孝幸
一般社団法人 与野歯科医師会	会長	角田 英之

歯科口腔保健審議会 作業部会 概要

「障害者(児)、要介護高齢者に対する歯科口腔保健の推進に向けての作業部会」

日 時：平成28年6月30日(木) 10時00分～12時00分

場 所：保健所2階 第1研修室

参加者：44名(グループ参加者36名、オブザーバー4名、健康増進課4名)

障害者グループ

浦和歯科医師会(宮本会員、岡村会員)、与野歯科医師会(中村会員、今井会員)、大宮歯科医師会(原会員、門脇会員)、障害支援課(小杉係長)、地域医療課(田中係長)、浦和区保健センター(平田主幹)、南区保健センター(萩原主任)、緑区保健センター(小池田主任)

障害児グループ

浦和歯科医師会(角田会員、矢尾会員)、与野歯科医師会(杉山会員、上杉会員)、大宮歯科医師会(本澤会員、成田会員)、社会福祉事業団(船戸参事兼統括施設長)、埼玉県歯科衛生士会(大久保会長)、保育課(沼澤主査)健康教育課(倉賀野歯科衛生士)、西区保健センター(佐藤主任)、北区保健センター(中沢主任)、中央区保健センター(岩谷主査)

高齢者グループ

浦和歯科医師会(大岩会員、西山会員)、与野歯科医師会(金子会員、諏訪会員)、大宮歯科医師会(今井会員、新井会員)、社会福祉協議会(野崎地域福祉課長兼ボランティアセンター長)高齢福祉課(山田係長)、いきいき長寿推進課(中島主査)、介護保険課(石渡課長補佐)、見沼区保健センター(寺地歯科衛生士)桜区保健センター(町田主任)

オブザーバー

さいたま市歯科医師会(渡辺会長)、浦和歯科医師会(桑原会長)、大宮歯科医師会(栗原会長)、与野歯科医師会(角田会長)

事務局

健康増進課(今野課長、橋詰係長、小林主査、江本主事)

部会概要

1. 開会(さいたま市歯科医師会 渡辺会長挨拶)
2. 歯科口腔保健審議会での検討経過について
3. 「障害者(児)施設における歯科口腔保健状況アンケート調査結果」について
4. 「高齢者施設における歯科口腔保健状況アンケート調査結果」について
5. 作業部会の進め方について
6. グループ別検討：健康増進課進行
(障害者：今野課長、江本主事、障害児：小林主査、高齢者：橋詰係長)
7. 検討内容発表

8. 発表まとめ

9. 閉会（一般社団法人と野歯科医師会 角田会長挨拶）

発表

●障害者グループ

○現状・課題

本人

- ・ 障害者という括りがむずかしい（中途障害、先天的な障害等）個々の状態が違う
- ・ イメージとしては、中途障害の人は、成人健診も受けるのではないか
- ・ 成長するにつれ、周囲の助けが少ない
- ・ 本人がいろいろな問題点を抱えているが、本人にアピールするよりは、周りがサポートしていかなければいけない
- ・ 障害者といっても現状は高齢化している
- ・ 相談医制度が、上手く使われていない
- ・ 通院が難しい、受診されてもなかなか続けて来院できない
- ・ 施設の職員の研修も不十分（チャンスが少ない、時間が取れない）
- ・ 摂食・嚥下に関する医療機関が身近にない（知らない）

家族

- ・ 家族が高齢化しているため、本人が通院したくてもできない状況にある。
- ・ 治療する上で保護者の同意が必要（治療におけるリスク、難しさ）
- ・ 本人だけでの口腔ケアが難しいため、介助が必要
- ・ 家族の口腔ケアについての理解不足（介助者、家族が口腔ケアの重要性を理解し毎日のケアをどこまでできるか）
- ・ 訪問診療に対応できていない

体制・啓発

- ・ すこやかプラザは3ヵ月待ち、全身麻酔だと半年待ちの状況
- ・ 障害者相談医制度の利用が少ない（知らない）
- ・ 入所・通所施設で差が出ている
- ・ 障害により対応が多岐にわたり難しい（知的障害者、重度等）
- ・ 包括との一体感がない、関係各所との連携不足
- ・ 人材の不足、周知の不足、障害者を受け入れている歯科医院の情報不足
- ・ 保健センターDHが障害者に関わる機会が少なくなっている
- ・ 障害者施設や団体から歯科保健のオファーが来ても対応が出来ていない
- ・ 休日急患診療所の開設（健常者と同様）
- ・ 施設や団体に対する歯科保健事業が不足している
- ・ 歯石除去、指導、援助等の不足
- ・ 障害者のための健診がない

○取組

- ・ 歯科を受診できるようにハードルを下げることを行政も考える
- ・ 障害者健診のように診るだけでなく、歯石を取るような機会の提供（難しい治療はできなくとも、口腔ケアや歯石を取ることは、一般の歯科医でもまだまだできるのではないか）
- ・ すこやかプラザは満杯なので、準ずる施設があってもいい
- ・ 受診しやすい環境を作る
- ・ 本人や介助者をサポートするシステムが必要
- ・ 食は全身の健康に結びついていくということの啓発が必要
- ・ 幼少期からの啓発
- ・ 口腔ケアについてのスキルアップの機会を設ける（研修会等）
- ・ 情報提供・・・医療機関の対応に関する詳細な情報（対応医療機関マップ（程度別等）
- ・ 障害者手帳配布時に相談医一覧を配布

●障害児グループ

○現状・課題

保護者

現状

- ・ 口腔ケアについての意識が高い保護者もいれば、低い保護者もいる
- ・ 通院するのをためらう姿が見られる（子どもが嫌がるため）
- ・ 情報について、情報を多く持っている保護者、情報を取れない保護者がいる
- ・ 入所施設は歯科健診が集団で実施されているので、ケアに結び付くが通所施設では、施設の間わりが少ない
- ・ 施設の方がどこに相談していいかわかっていない
- ・ どこで受診できるかわからない（対応できる歯科医院の周知ができていない）
- ・ 健診や治療に行こうと思っているが、行く方法がない、（通院するのが難しい）
- ・ 相談医制度が普及していない（名ばかりでなく実働できる体制の整備）
- ・ すこやかプラザは、治療日まで待ちが長い（準ずる施設がほしい）

課題

- ・ 各家庭に情報提供（パンフレット等）が必要
- ・ 施設や家庭で簡単にできる予防方法を広げる
- ・ 受診できる歯科医療機関の周知
- ・ 訪問歯科診療の情報提供
- ・ 歯科医師会に入会していない歯科医療機関の情報収集

健診・重要性

現状

- ・ 歯科医師会の協力の元、しっかりやっている施設もあれば、健診の機会もない施設もあ

る

- ・ 予防ではなく、治療が主になっている
- ・ 入所施設では、訪問診療が効率よく行える
- ・ 施設から健診の要望があるが、費用の面で進まない
- ・ 施設に対して、健診実施数が少ない

課題

- ・ 口腔保健の取組の必要性を広める
- ・ 健診や受診の方法を周知する
- ・ 予防の重要性の周知、情報発信

施設の意識

現状

- ・ 施設側の意識に差がある（口腔状況に差がある）
- ・ 保護者の意識が高いにもかかわらず、施設の意識が低いところがある
- ・ 学校では学校保健活動は活発
- ・ 浦和歯科医師会では、訪問チームを立ち上げ、施設を訪問し歯石除去などを行っていく取組を始めている

課題

- ・ 施設へどうやってアプローチしていったらいいのか
- ・ 治療のみではなく、予防、日常ケアの重要性をいかに啓発するか
- ・ 施設職員の知識、マンパワー、予算の不足
- ・ 行政の障害者部門に歯科職員がいない、いなくても推進できる仕組みがない
- ・ 施設スタッフの意識改革
- ・ 情報の提供、周知の方法

口腔内

現状

- ・ 口を開けてくれない（開口度の低下）
- ・ むし歯が多い、進行が早い
- ・ 口腔内に問題を抱えている（むし歯が多い、出血等）
- ・ 飲み込みに関して不安を感じている
- ・ 口内炎、口臭がある

課題

- ・ 現状の周知

研修・啓発

現状

- ・ 歯科保健に関する研修を受ける機会のない施設が多い（机上の研修のみでなく、現場での研修が必要）

- ・大宮では、3か所の施設で歯科保健事業を行っている（全て社会福祉事業団）

課題

- ・研修の機会の確保
- ・歯科保健についての指導をどこに頼めるかわからない
- ・施設職員の意識、理解度の向上

行政への働きかけ

- ・埼玉県歯科衛生士会が情報を発信のため、サロン風の情報提供の機会を設けることについて考えている
- ・費用
- ・マンパワーの不足

その他

- ・保健センターで障害児と接する（対応）機会は少ない

●高齢者グループ

○現状・課題→普段感じている現状、データから見た現状の共有が大事

あるべき歯科医院

現状

- ・車イス対応、訪問対応の歯科医院に限られる
- ・通院が困難になった患者さんの在宅での訪問診療がうまく実施できていない
- ・自身で口腔清掃を行える方に対しては、専門的なケアの介入がなされにくい
- ・定期的にメンテナンスに来られる
- ・要介護になる前に本人・家族にやることをやってもらう（義歯のことなど）
→これからなる方を増やさない

課題

- ・高齢者の歯科診療に対応できる歯科医院が十分でない（新規開業医に対しての働きかけ、リフォーム時はバリアフリーで）
- ・訪問診療をしている歯科医院の周知
- ・歯科医師の意識改革が必要
- ・かかりつけ医を持つ事の重要性を認識

サービス・制度

現状

- ・訪問診療について知らない（どこならできるのか？、保険を利用できるのか？）
- ・訪問歯科健診をしているが、希望者がほぼいない（健診のみで治療ができないため）
- ・与野歯科医師会では、口腔機能向上フォローアップ教室の参加者はいつも同じメンバー（本当に必要な人が他にも多数いるはずと感じている）

- ・地域在宅歯科医療推進による訪問歯科診療の相談の電話が少ない（周知がなされていない）

- ・大宮歯科医師会→在宅支援に月に1～2人、もっと周知したい

課題

- ・情報共有

- ・サービス・制度の周知方法（正しい情報を提供する必要がある）

- ・歯科医師会が、地域包括ケアの窓口、電話を市民に周知

- ・医療保険（後期高齢など）が、高齢者にわかりにくい受給者証（1割負担から3割負担になっている（わかりやすいしくみにならないか→国保は2枚体制でわかりにくい）

ケアの重要性

現状

- ・口腔ケアの重要性が伝わっていない（必要性に気づかない）

- ・本人、家族の意識の低さ

- ・内科的な病気より関心が低い

- ・関心を持っている方と持っていない方に差がある

- ・本人が治療を希望しても、高齢を理由に家族が治療を希望しない

課題

- ・若いうちからの口腔ケアの習慣化、口腔ケアの重要性の周知

- ・家族への働きかけ

認知症

現状

- ・認知症が進んでからの治療は困難

- ・口腔内の状況を説明しても、なかなか理解が得られない

- ・自分で口腔ケアのできない方は、周りのサポートが必要

- ・特養では、口腔ケアが熱心で、職員の教育もうまくできているが、死亡原因として、誤嚥性肺炎がある

課題

- ・認知症患者に対するケア方法の認識不足→研修リーダーを設ける

- ・医科と歯科の連携（医師会と歯科医師会）

- ・高齢者も社会人である。元気なうちから迷惑をかけないという意識改革は必要

マンパワー

現状

- ・介護職員の不足（介護職員のスキルが低い、口腔ケアまで手がまわらない、研修に出られない）

- ・口腔ケアを知らない介護者が多い

- ・施設の種類により、口腔ケアの現状に差がある
- ・歯科衛生士の役割が不十分
- ・施設勤務を希望する未就業歯科衛生士が多数いる

課題

- ・ケアマネが口腔ケアについて普及する主役となるべき
- ・介護職への口腔ケア研修が必要
- ・施設に歯科衛生士が配置されるべき
- ・未就業の歯科衛生士の活用について

マネー

現状

- ・保険のきかない治療の多いイメージ
- ・保険と保健の区別があいまい
- ・自己負担 3 割と 1 割の間で壁がある（1 割だと DH の口腔ケアの介入に理解が得られやすい）

課題

- ・医療保険、介護保険 1 割、3 割負担など、かかる費用を事前にわかりやすく説明するツール作り

○取組

- ・歯科保健に関するサービス、制度について周知徹底
- ・介護事業所への制度・サービスの説明会の開催
- ・口腔の状態と全身状態の関連を認識してもらえよう教室等を行う
- ・元気なうちから将来への対策をするように意識改革と働きかけ
- ・元気な高齢者への情報提供
- ・地縁団体等を通じた啓発（チラシ等）
- ・シルバークンニバーシティや老人クラブに啓発の講座
- ・研修を依頼できる歯科医師の情報提供
- ・施設職員その他関連職員の教育の機会を作り、周知する
- ・未就業歯科衛生士の研修
- ・口腔ケアプランの作成→研修を企画
- ・さいたま市 HP に情報をリンク（在宅支援）

以上

障害児における歯科口腔保健について

意識

① 意識
② 意識
③ 意識

情報、方法

④ 意識
⑤ 意識
⑥ 意識

⑦ 意識
⑧ 意識
⑨ 意識

⑩ 意識
⑪ 意識
⑫ 意識

⑬ 意識
⑭ 意識
⑮ 意識

⑯ 意識
⑰ 意識
⑱ 意識

⑲ 意識
⑳ 意識
㉑ 意識

㉒ 意識
㉓ 意識
㉔ 意識

㉕ 意識
㉖ 意識
㉗ 意識

㉘ 意識
㉙ 意識
㉚ 意識

㉛ 意識
㉜ 意識
㉝ 意識

㉞ 意識
㉟ 意識
㊱ 意識

㊲ 意識
㊳ 意識
㊴ 意識

㊵ 意識
㊶ 意識
㊷ 意識

㊸ 意識
㊹ 意識
㊺ 意識

㊻ 意識
㊼ 意識
㊽ 意識

㊾ 意識
㊿ 意識
㋀ 意識

㋁ 意識
㋂ 意識
㋃ 意識

㋄ 意識
㋅ 意識
㋆ 意識

㋇ 意識
㋈ 意識
㋉ 意識

㋊ 意識
㋋ 意識
㋌ 意識

㋍ 意識
㋎ 意識
㋏ 意識

㋐ 意識
㋑ 意識
㋒ 意識

㋓ 意識
㋔ 意識
㋕ 意識

㋖ 意識
㋗ 意識
㋘ 意識

㋙ 意識
㋚ 意識
㋛ 意識

㋜ 意識
㋝ 意識
㋞ 意識

㋟ 意識
㊱ 意識
㊲ 意識

㊳ 意識
㊴ 意識
㊵ 意識

㊶ 意識
㊷ 意識
㊸ 意識

㊹ 意識
㊺ 意識
㊻ 意識

㊼ 意識
㊽ 意識
㊾ 意識

㊿ 意識
㋀ 意識
㋁ 意識

㋂ 意識
㋃ 意識
㋄ 意識

㋅ 意識
㋆ 意識
㋇ 意識

㋈ 意識
㋉ 意識
㋊ 意識

㋋ 意識
㋌ 意識
㋍ 意識

㋎ 意識
㋏ 意識
㋐ 意識

㋑ 意識
㋒ 意識
㋓ 意識

㋔ 意識
㋕ 意識
㋖ 意識

㋗ 意識
㋘ 意識
㋙ 意識

㋚ 意識
㋛ 意識
㋜ 意識

㋝ 意識
㋞ 意識
㋟ 意識

㊱ 意識
㊲ 意識
㊳ 意識

㊴ 意識
㊵ 意識
㊶ 意識

㊷ 意識
㊸ 意識
㊹ 意識

㊺ 意識
㊻ 意識
㊼ 意識

㊽ 意識
㊾ 意識
㊿ 意識

㋀ 意識
㋁ 意識
㋂ 意識

㋃ 意識
㋄ 意識
㋅ 意識

㋆ 意識
㋇ 意識
㋈ 意識

㋉ 意識
㋊ 意識
㋋ 意識

㋌ 意識
㋍ 意識
㋎ 意識

㋏ 意識
㋐ 意識
㋑ 意識

建診重要性

費用コスパ

口腔内の現状

現状 周知

施設の実態

歯科検診

治療

歯科口腔状態

口腔ケア

職員に対する

研修 啓発

現状

科検診

科口腔
系る加算の算定

治療

科口腔状態

口腔ケア

職員に
研修

3ける歯科口腔保 ハービエ 制度

7-21 10月
7-7
PR

10月
10月
10月

重要性

症状

マネ



作業部会から提案された取組について(案)

I 高齢者福祉施設職員に対する研修会について

1. 開催趣旨

高齢化が進展する中、誰もが、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けていくため、高齢者の口腔機能の維持、向上が必要です。特に、誤嚥性肺炎が高齢者の死因の大きな部分を占めていることや、近年、オーラル・フレイルの観点からもその重要性が指摘されており、口腔ケアは益々重要となっています。

そこで、自分では口腔ケアが不十分になりがちな要介護高齢者のケアを日常的に行っている介護保険施設、通所サービス事業所の介護職員を対象として、口腔ケアについての研修を開催するものです。

2. 主催・共催

さいたま市介護サービス事業者連絡協議会
さいたま市役所 高齢福祉課・健康増進課

3. 研修会の内容

口腔機能の維持・向上に関すること

- (1) 口腔ケアの重要性について（誤嚥性肺炎、糖尿病、低栄養、等との関係）
- (2) 口腔ケアの手法について

4. 日時・場所

調整中

5. 対象者

高齢者福祉施設（介護保険施設、通所サービス事業所）の介護職員等

Ⅱ 障害者歯科相談医ガイドブック（さいたま市版）の作成について

1. 提案理由

むし歯や歯周疾患の予防、口腔機能の維持向上を図るためには、早い時期から「かかりつけ歯科医」を持ち、歯科疾患の予防に取り組むことが必要です。

しかしながら、地域の中で、障害者(児)・要介護高齢者が安心して受診できる歯科医療機関の周知がなされていないのが現状です。

作業部会においても、歯科治療が可能な医療機関情報の不足が課題にあげられました。

そこで、市内10区の相談医を紹介するガイドブックを作成し、地域の中で歯科治療及びメンテナンスが受けられるよう、障害者手帳配布時に配布をする等、啓発をするものです。

※さいたま市内相談医65名

内訳

- ・浦和区15名
- ・大宮区8名
- ・西区6名
- ・北区9名
- ・南区5名
- ・緑区4名
- ・見沼区7名
- ・中央区9名
- ・桜区1名
- ・岩槻区1名

2. 作成時期

平成28年度中に各歯科医院に照会

照会内容 別紙参照

平成29年度はじめ作成

3. 配布先

障害者手帳送付時、障害者施設、各区保健センター、各区支援課等

(案)埼玉県歯科相談医 歯科医療機関 情報シート(さいたま市)

平成28年 月 日現在

相談医氏名				
診療所の名称				
診療所の住所				
電話		FAX		夜間・休日用 電話番号
アクセス 駐車場の有無	駐車場 <input type="checkbox"/> あり(台) <input type="checkbox"/> なし			
診療時間	外来受付時間			
休診日				
予約方法	当日の受診 <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 応相談			
ホームページ	<input type="checkbox"/> あり() <input type="checkbox"/> なし			
メールアドレス				
診療科目	<input type="checkbox"/> 歯科 <input type="checkbox"/> 矯正歯科 <input type="checkbox"/> 小児歯科 <input type="checkbox"/> 歯科口腔外科			
麻酔	<input type="checkbox"/> 全身麻酔法 <input type="checkbox"/> 静脈内鎮静法 <input type="checkbox"/> 吸入鎮静法			
サービス・アメニ ティ	<input type="checkbox"/> 外国語() <input type="checkbox"/> 手話 <input type="checkbox"/> 点字表示 <input type="checkbox"/> エレベーター <input type="checkbox"/> 車いす用スロープ			
	<input type="checkbox"/> 診療車いすのまま対応可 <input type="checkbox"/> その他()			
	トイレ <input type="checkbox"/> 和式 <input type="checkbox"/> 洋式 <input type="checkbox"/> 身体障害者(車いす)対応			
学会認定医・専門 医	<input type="checkbox"/> 口腔外科専門医 <input type="checkbox"/> 歯周病専門医 <input type="checkbox"/> 歯科麻酔専門医 <input type="checkbox"/> 小児歯科専門医 <input type="checkbox"/> 日本障害者歯科学会認定医			
受診可能な障害の 種類	<input type="checkbox"/> 知的障害(認知症を含む) <input type="checkbox"/> 知的障害(認知症を除く) <input type="checkbox"/> 身体 <input type="checkbox"/> 精神			
治療・ケアの程度	<input type="checkbox"/> ごく軽度のみ <input type="checkbox"/> 軽度のみ <input type="checkbox"/> 程度に応じて対応 <input type="checkbox"/> 困難でも対応 <input type="checkbox"/> その他()			
訪問	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし ※「あり」の場合の内容 <input type="checkbox"/> むし歯 <input type="checkbox"/> 歯周病 <input type="checkbox"/> 入れ歯 <input type="checkbox"/> 口腔衛生指導			
	<input type="checkbox"/> 抜歯などの外科的処置 <input type="checkbox"/> 口腔機能訓練 <input type="checkbox"/> 摂食嚥下の治療 <input type="checkbox"/> 歯科矯正治療			
	<input type="checkbox"/> その他()			
人員配置	<input type="checkbox"/> 歯科医師・常勤(人) <input type="checkbox"/> 歯科医師・非常勤(人) <input type="checkbox"/> 麻酔医 <input type="checkbox"/> 歯科衛生士(人) <input type="checkbox"/> その他()			
その他	※自由記載			
ガイドブック の掲載について	<input type="checkbox"/> ガイドブックへの掲載を希望する <input type="checkbox"/> ガイドブックへの掲載を希望しない			
医療なびへの 掲載について	<input type="checkbox"/> 歯科相談医として掲載を希望する <input type="checkbox"/> 歯科相談医として掲載を希望しない			